

回電話の加入者数が加入申し込みが必要とされる数の十分の一の数に満たなくなった場合において、交換設備の老朽化等その集団電話に係る交換設備により役務を提供することが困難な事情が生じたときは、郵政大臣の認可を受けて加入電話の種類を変更することができるといたしております。

以上のほか、ダイヤル自動機の完了に伴い、共同電話の種類及び度数料金と定額料金の区別を廃止すること、電話交換取扱者資格試験の受験資格及び受験手数料の額の決定方法を改正すること、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日といたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました提案理由及びその主な内容でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(福岡知之君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○長谷川信君 大臣が大蔵委員会に御出席で答弁をいただけないようであります。総裁並びに郵政省、電電公社幹部各位から御答弁をお願いしたいと思っております。

御案内のように、電電公社の会計は昭和五十二年ごろから非常に好転をいたしております。五十四年には大幅な黒字の計上を見られております。これはいま、たとえば国鉄があのようによきにどうにもならないような赤字を生んでおる、それから三公社あるいはその他も幾ら補助金をつぎ込んでおるまでもないの河原みたいに赤字累積で大変な状況を示しておる中で、私は電電公社のこの大幅黒字の計上は本当に努力を認めなければならぬと思うんです。私ども、この努力に対しては非常に多くを電電公社の大幅黒字に本当に拍手を送っ

ているかという、必ずしもそうでないと思うんです。なぜ拍手を送らないかという、ちょうど例の近畿電電をあれとした一連の不祥事があつたので、これほど皆さんが一生懸命働いて、国民の皆さんは電電の皆さんが努力によって大変な成果をおさめられたというところに余り拍手を送っておらないと思う、正直申し上げて。これはKDDも大体同じような形だと思っております。

そこで、いま大臣御説明ございましたような、大蔵との合議の上で四千八百億円の、追徴金というわけじゃないんでしょうが、一応吸い上げをやることに決定をした。これはもう終わつたことであつて、すでに決定したことであつて、どうこう申し上げることはないのでございまして、若干の経過を踏まえてお聞きをいたしたいと思つた。私が前の逓信委員会でも質問を申し上げたとき、そのような余剰金は一切ございません、また出資金も一銭もありませんという山内郵政大臣の御答弁だったはずであります。ところが、いろいろその後、御案内のような状況の変化と言つていいのかわかりませんが、もうやむを得ないから取る、あるいは出ししようというふうに決定をいたしたことは、その経過はよく皆さん御承知のとおりだと思つております。

そこで、いまこの際考えなければならぬことは、これから大蔵との合議でいろいろ決定をされることとございまして、財政上の緊急な措置である、あるいは臨時的な措置である、あるいはまた特別な措置であるというところで四年間で吸い上げをされるわけでありまして、これはこの法案、細かなことをいろいろ読んでも、私も理解できないというところとございまして、なかなかさうと入つてこないのではありませんが、本当に特例であり、臨時であり、緊急であるということ、どのようには電電公社の諸君は解釈をされておられるか、あるいは電電公社の皆さんもどのように解釈をされた上で承されたのであるか、お聞かせを賜りたいと思つております。

これはちよつと表現が適切であるかどうかかわかりませんが、電電公社から吸い上げるのと一緒に競馬益金を吸い上げておられますね、競馬会からよけいだから吸い上げたということに私はなると思つております。要するに、こんな表現はまことに下品な表現で悪いんですが、ばくちのテラ銭の吸い上げのような感じが私どもは受けておる。それと電電公社で職員の皆さんや幹部の諸君が一生懸命やつてこれだけの成果を上げたものと同断の措置をされるというところは、これはちよつと私はやはり事によつたら議論をしなければならぬ問題だともわかんない。きょうはここでその議論をしようとは思いませんが、その辺のことは、これから大蔵委員会との連合審査の際にも私もやはりある程度明確にしなければならぬ問題だと思つております。

これは国会の中、廊下を歩いておられますこんな声が聞こえるんです。電電公社が金を取られたのはこれはベナルティだよといつて、陰の声ではそういう声が出てくるくらいでありますから、なかなか私はこの問題はすっきりはしないが、すでに決まっておりますのでどうにもならないこととございまして、今後また、なお四年の期間を經過した時点で、緊急だ、臨時だ、特別だといふことを繰り返すようなことであれば、私はいろいろやはりこれから今後問題を引きかきながら、ぬと思つております。本来は、この公社の利益というものは電話の加入者を含めた国民に還元をされるのがたてまえでなければならぬ。したがつて、あれだけ利益が出たのであれば、まずやうなら電話料金の値下げを考えなければならぬと思つて。それからもう一つは、技術の革新をやるとかあるいは施設の改良改善をやるとか、その種のものに使うのがたてまえでなければならぬわけとございまして、今回、特例中の特例ということとこのよう

な措置がなされたわけでありまして、さつき申し上げましたように、私はまだ大蔵省と合議の法案をよく読んでおられますが、本当にこれが特例中の特例だといふ定義がその中のどこに書いてある

か、どのようにあなた方説明できるか、郵政省、電電公社からお答えを賜りたいと思つております。

○政府委員(守住有信君) 先生御指摘のように、この納付金問題、私どもはその性格を財政再建の折からの協力金というふうには理解しておるわけとございまして、理解の点とはちよつといたしまして、これにつきましては当時は大蔵省の方から、行管はいろいろありましてだけれども直接ではござい

ませんでしたが、大蔵省の方から財政再建の期間中公社の収入の方から相当な金額を協力してもらいたい、こういう要請がございました。したがつて、財政再建期間中というものが非常に期間がまづあまいまいであるということがございまして、さらにはまた、収入からということになりますと、収支が直接五十六年度から赤字になつてしまつて、こういう点がございまして。したがつて、また基本的には電電公社あるいはその収支差額の性格論と申しますか、その点も踏まえましていろいろ議論をしておつたわけとございまして、最終的に国の財政が五十六年度予算自体も繰入すらも確保できない、増税までしなきゃならぬ、こういう状況になつてしまつて、私どもとしまして、公共部門の一つでございまして、何らかの協力はやむを得ないけれども、その間の限定的な考え方はどうあらわすか、あるいは収入から直接でない方法、いわゆる加入者に直接に及ばない方法ということで、御案内のとおり四千八百億、これは財政の再建という面と公社の資金調達という両面から考えまして四年間均等、そして五十九年度まで、こういうふうな合意をしたわけとございまして。

その方法論としては、やむを得ず協力するならば、損益勘定でありますところの収入ではなくて資本勘定の方から協力をしよう、こういうふうなことで合意を見たわけとございまして。その点の法律的なあらわれ方と申しますか、これにつきましては、公社法を直接改正するのではなくて、あくまでも財源確保の一つの手段でございまして、いわゆる財源確保法の中の第四条で公社法の六十一

か、どのようにあなた方説明できるか、郵政省、電電公社からお答えを賜りたいと思つております。

条の例外的な規定としてこの規定化もされたわけ
でございまして、私どももいたしましては、あく
までも公社法六十一條の例外特例措置としての規
定が財源確保法の第四條である、こういうふう
に考えておりますし、またそのものが時限立法
である、こういうふうになっておりますし、再び
このような措置がとられないように、先生御指
摘のようにやはり直接加入者に料金という形で利益
を還元していくという方法が一番適切である、こ
ういう考えから、今回も公衆法の一部改正案を
お願いいたしておる次第でございます。

○長谷川信君 ちよつと不勉強で申しわけありま
せんが、その公社法六十一條というのはどうい
うことが書いてあるんですか。

○政府委員(守住有信君) 細かい条文ちよつと
あれでございまして、およそ公社におきまして会
計上利益が出た場合これは積み立てておくべしと
いうのが原則でございます。そうしまして、万
一赤字が出た場合はそれを取り崩して赤字補てん
に充てる、こういうのが六十一條の原則でござい
まして、いわゆる納付をするに申しますか、国庫納
付の制度はそこからは一切除外されておるとい
う規定でございます。

○長谷川信君 余り条文詳しくないんですが、い
まのあなたのおっしゃるような説明であると、四
年たつたらまたそれを繰り返す危険性というか、
そういうことがあり得ると思ふんですが、あり得
ますね、いまあなたのお読みになったのは、ほか
の条文でいろいろ関連がどう書いてあるかわかり
ませんが、いま守住さんのお読みになったことだ
けであれば、四年たつたらまた何かの拍子で、日
本の経済というのはどうなるかわかりませんよ。
全くどうなるかわかりませんが、四年たつてまた
財政的な緊急措置だということで該当できる、い
まあなたの条文からすればそうなりますね。あな
たは、いまかようなことは繰り返してはならぬと
おっしゃるが、いまの書いたのをそのまま読めば
これは当然繰り返しになる。もし繰り返されれば
私は公社の企業の活力というものは、いまのあな

たのお読みになったのが繰り返されればたつたそ
の一方企業としての活力というものは私にはなくなると
思う。ここで議論してもしょうがないことである
が、やっぱりそれをもうちよつと、少なくとも四
千億も五千億も出すのでありますから、これはや
っぱり日本のこれからの電電関係の発展、進歩、
繁栄も含めて、この辺でやっぱり明確にしておか
ないと危険のような感じがするのであります、
その辺ちよつともう一回。

○政府委員(守住有信君) 公社法六十一條と申し
ますのは、およそ納付の制度を一切認めていな
いという制度でございまして。したがしまして、今回
のやつは別の法律で、時限立法として限定的な例
外措置として、また予算上も臨時納付金として規
定を盛り込んだということでございまして、公社
の本来の性格、本来の規定は、公社法六十一條に
よりましてこのいわゆる国庫納付という制度は一
切認めていない立法になっておる、こういうふう
に受けとめております。

○長谷川信君 いまあなたのおっしゃるのとはよく
わかるけれども、いま大臣が大蔵委員会に行つて
いろいろ議論されておる案文からすれば、私は臨
時、特例の措置というのは今回限りではないとい
うふうな若干の危険性を感じております。だか
ら、ここで議論してもしょうがありませんが、そ
の辺のことはこれから郵政省あるいは電電公社と
しても、きわめて慎重に、なおそれにきわめて厳
しい物の考え方方で対処しないとまた繰り返すよう
な感じがするのであります、その点御注意をい
ただきたいと思ふわけであります。

それからさつき大臣からいろいろ御報告があつ
たのでございまして、これは事務的なことでござ
いますので、電電公社総裁からお答えいただく面
もあるかどかわかりませんが、まず第一に、日
曜祝日の引き下げをやることになったのであり
ますが、いつごろからやるのか、その辺。
それからさつきちよつとお話ございましたよう
に、いまこの状態でいつたら何年間いまの料金
を上げないで加入者へのサービスを確保すること

ができるか、あるいは三年ぐらいたつたらまた上
げなきゃならぬとか、二年しかたないとか、四
年はせめてもつだらうとか、その辺の見通しはや
っぱり明確に国民の皆さんが知っておきたいとこ
ろだと思ふんです。

それからもう一つ遠近格差、さつき大臣からも
お話ございましたが、これはいまやるのはもうす
でに遅きに失していると思ふくらいであります
が、これは真剣に本当にやっていたかきかな
りませんが、これはどういう形になっております
か。

それからもう一つは、一連の値下げサービスが
この改正法で審議をされるわけであります、こ
れが通りまして、値下げをすると減収になりま
す。減収になるのがこれが公社の経営に、悪影響
というわけでもないが、いろいろ影響を受けるので
あるか。

その辺のことを、それぞれ御担当で結構であ
ります、お聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(西井昭君) お答え申し上げます。
最初に、日曜祝日の割引の実施期日でございま
すが、ただいまお願いいたしております公衆電氣
通信法の改正が国会で承認をされましたら、それ
に基づきまして具体的内容を公社で案をつくり
まして郵政大臣の認可をいただくわけでございま
す。郵政大臣の認可をいただきましたから所要の
課金メーターの改造、調整等をいたします関係も
ございまして、遠距離通話の値下げよりも当初若
干おくれるという見込みで、ただいまの現在の五
十六年度の予算におきましては本年の十月一日か
ら実施ということで予算上の積算をいたしてお
るところでございまして。ただ、そのもとになつてお
ります長距離料金の値下げの方でございまして、
これは五十六年度予算上は六月一日からという積
算をいたしておりますが、諸般の情勢で六月一日
実施は不可能でかなり先に延びるというふうに予
想いたしておりますので、公社といたしましては、
は、できましたらそういう両方あわせてまして、日

曜祝日の実施も十月一日といわずできたら少しで
も繰り上げて実施をいたしたい、こう考えておる
次第でございますが、これはいづれにいたしまし
ても郵政大臣の認可がいっおるかというること
にかかってまいりますので、そういうふうに御理解
を賜りたいと思ひます。

それからこの値下げでどのくらいの減収を見込
んでおるかということもございまして、いま法律
でお願いをいたしております長距離二区間の料金
の値下げとただいまの日曜祝日の割引の両方で大
体平年度約一千百億の減収になる予定でございま
す。ただ、五十六年度は年度途中でございま
す、その実施に応じてその分が減るわけでござ
います、平年度にいたしますと約一千百億の減収
となる見込みでございまして。

そういうふうなことをいまして、いつまでこの収
支がもつつかということもございまして、これは後
ほど担当局長から詳しくお話があるかと思ひま
すが、公社といたしましては少なくとも五十七年
度まではたせる、五十八年度は事務的計算でい
きますと少しどうなるかわからないということ
でございますが、片や納付金という問題もございま
すし、国民のためにこういう施策を実施いたして
おります関係もございまして、できるだけ長く現
行の料金水準を維持するというのが公社の責務で
はないか、こういうふうな考えておるところで
ございまして。

それから長距離料金を含みます遠近格差の問題
でございまして、これはわが国の電話料金の中の
通話料につきまして、近距離通話は諸外国に比
べて二分の一ないし四分の一と非常に安い料金に
なっておりますが、一方、遠距離通話は諸外国
に比べて高い、こういうのが実態でございまして。
公社といたしましては、この近距離料金を引き上
げまして長距離料金を引き下げまして、そしてパ
ランスのとれた通話料金体系にいたしたい、こ
ういうふうに考えている次第でございまして、そ
ういうことを一挙に実施をいたしますと国民の方
の利害がそれぞれ相反する面がございまして、なか

たいというふうに思っております。

○大木正吾君 大臣おられませんから、先に公社の経営状態について少しく伺いますが、昨年の十一月に通信委員会にちよつとお邪魔いたしました。伺ったときの継続的なことなものでありますが、いま長谷川先生の方から話がありましたけれども、夜間通話の關係の割引問題、さらに納付金問題、そして今度は本委員会で御審議いただいておりますこの遠近格差問題等、総トータルいたしますと三千二百億から三千四、五百億のいわば収入減になつたりするわけでございますが、これに絡んで總裁なりあるいは大臣が、大臣はおられませんけれども、向こう四年間、納付金のほば実施中ということかもしれないが、四年間は値上げを一切しないというふうなことをおっしゃったことがマスコミ等の記事で拝見いたしましたけれども、このことはそういうお考えと受けておいて間違ひございませんでしょうか。

○説明員(岩崎三君) お答えいたします。

先生の御質問は、やはり公社の長期収支と絡んでくるわけでございますが、これは先ほど營業局長がお答えいたしておりましたように、五十七年度までは特段の景氣の変動がなければ公社としては収支は黒でいけるというふうに思っておりますが、五十八年度以降は逐次悪化するというふうに予想されております。ただ、やはり現行料金水準をできるだけ長く維持するということが公社の責務であるというふうに考えておりまして、現在、増収施策並びに経費節減の施策につきまして業務全般について見直しを行っている段階でございます。まだ具体的な答えは出ておりませんけれども、そういう現行料金水準をできるだけ維持するというところでそういう検討を行っている段階でございます。いまして、先般、總裁が他の委員会等で申し述べましたことは、できるだけ維持したい、そのために収支差額を黒に持つべく施策はないのかというのを社内において命じている段階でございます。

○大木正吾君 絡んでちよつと確認しておきたい

ことがございますが、一つは拡充法の問題でございます。たしか五十七年に切れると思ひますが、これについての電電公社並びに監督官庁の郵政省のお考え、さらに時期を延ばすのかどうか、そこら辺についてが一つ。

それから公社は、電電債その他の債務償還計画を立てておられますけれども、これについては変更する意思はないと承りたいんですが、その辺はどうなんでしょう。

この二つについてちよつと確認をしておきたいんですが。

○説明員(岩下健君) お答えいたします。

先生御存じのとおり、今後、公社の財務の先行きにつきましてはかなり厳しいものがあるというふうな現在私どもは覚悟をしておるわけでございます。収支につきましても、先ほど申し上げましたように、内部資金が先細りといひますが、そういったことになりかねない。これは経営努力をもちまして極力この内部資金の充実に努力をするわけでございまして、今後サービスの拡充、改善のために引き続き相当の投資を必要とする。加えまして、五十八、九年度には電信電話債券を中心とした債務償還額が相当増加をする、こういった事情があるのに対して、ただいま先生御指摘のこの拡充法の期限到来という問題も抱えることになるわけでございます。

こうした問題を前にしまして、私ども数年前からこの対策として、資金調達力の強化あるいは調達方法の多様化、具体的には国内におきまして公募特電債の発行とか、あるいは赤字債の発行、また国内での市中金融機関からの借り入れ、こういった多様化を図るとともに、今後とも財投といった形で国の財政からの御協力もぜひ期待をしたいというふうに考えておるところでございます。したがって、こういった全体の長期の資金計画につきましては、現在社内でも運んでおります長期計画の中ではつきり明らかにしてまいりたい、こう考えております。

したがって、債務償還の計画につきましても、現在五十六年度は約五千六百億、これが五十七年度につきましては約百億ないし百数十億増加いたします。五十八年度は約六千億、五十九年度には六千六百億と逐次増加していくわけでございますが、確定した債務でございまして、この償還につきましては計画どおり実施をすることが要請されておるといふ状況でございます。

○大木正吾君 二、三問題を引き出してみただけですけれども、拡充法については、郵政省等はこれについてどういふ御所感ですか。

○政府委員(守住有信君) 拡充法につきましては、先生も御承知のとおりでございます。昭和三十五年、積滞する電話に対して急速にそれに対応するための一つの資金調達の諸外国にも例を見ない手段としてこれが取り入れられまして、非常に急速な発展、普及を見たわけでございますが、さらにまた、なお住宅用の方を中心とします需要が強いというところで四十八年からさらに十年間延長されております。

この拡充法の趣旨と申しますか、第一条の目的等の趣旨に照らしまして、いわゆる一般の加入電話の積滞が解消するなどの事情からやはり再延長はこのままの形では問題があるのではないかと、こういうふうな考えをしておりますが、なお、いろいろ非電話系と申しますか、多様化、高度化と申しますか、そちらの方での需要はどんどん出ておるわけでございまして、一般の加入電話としての積滞はこれは解消した、したがって現行の拡充法はないうものの使命はある程度目的を達したのではないかと。しかし、その後非電話系といひますか、高度化、多様化という問題が出ておりますので、また、いま公社当局からも出ておりますような資金調達の問題も非常に大きな問題である、こういうのを踏まえまして、なおこれは慎重に検討していかねばならぬ、こういうふうな姿勢でおる次第でございます。

○大木正吾君 大体わかりましたけれども、結果的には向こう四年間の納付金問題、きょう大蔵委

員会でもやっているかと思ひますけれども、これは金利と元本を返すことになるわけですから四千八百億円ではないので、正確な計算しておりませんが、大体倍から一兆円近いものになるかと思うわけですね。同時に、こういった公共企業でもって公共料金を下げるという企業はいまのところ日本広しといへどもないわけですね。これはまことに珍しいことなんです。まことに国民にとつてありがたい話でもあるわけですね。だから、大阪等起きた不祥事件はこれはけしからぬことは当然なんですから、電電公社の経営というものは何かに批判されたり怒られたりすることは私はなかりう、こういうふうな思ひます。私自身は内部におりませんからわかりませんが、いまだに公共料金を下げ得る企業は、長谷川さん、どこにもなかなかないですね。

そういうことを考えて、いまの話はちよつとあいまいでわからない点もございまして、なお検討中ですが、四年間——私はたしか前回のときには總裁の御発言の中にもあったと思うんですが、資金の、結局公社債、財投資金、そういったことを含めての話、それから同時に、いまお話ありました非電話關係の業務のこれからやっぱり内外競争状態に負けないということも考えていますと、相当資金關係のことも大事なことになりますが、経営と従業員に対する合理化努力です、ね、こういったものについてしわが寄るといひます。こういふ大変なしわ寄せになつてくる、こういうことが非常に心配なんです。働いても働いてもお召し上げになつてしまふ。国に対して最も忠実に税金なり納付金を納めていて、働いた分はほとんど召し上げられてしまふ。働いても働いても、こわいかなんか知らないが、これは大学卒業生の優秀なのが全部民間に流れまして、非常に敏感に機微に人情は動くものです。私一番恐れますことは、これはやっぱり合理化關係でもって本心に職員なりに対してのしわが物すごく寄つていくというところを、実は料金なり経営見直し、財政關係で

かっていくべきものなのかどうなのか、どこかで、やっぱりきちっとしたところでそういったものについて整理をして本委員会等に出して確認を受けるなら受けてもらう、こういうようにしてもらったらいと思うんです。

さて問題は、そういうことがあるものですか。私はここで言いたくないですが、今度の遠近格差問題は料金の値下げですから、社会党の国会議員がこれに対して反対ということはおかしいわけで、ちよつと議論がしにくい点もありますけれども、公社にとつてはこの前にやるべきことがあつたんじゃないですか。たとえば何回も、四十四年本院等でも、たしか本委員会でもつて、メンバ―は違ひますけれども附帯決議があつた。遠近格差の前にグループ料金制問題の検討等については、国会でもつて予算の承認があつたらもう附帯決議は見なくてもいい、こういうお気持ちでもつて皆さん担当されてこられたんですか。どうなんです、その辺は。

○説明員(西井昭君) グループ料金制の導入でございますが、確かに四十四年の公衆法の改正のとき、の附帯決議でそういうものがあつたといふことはわれわれもよく承知いたしております。公社といたしましては、そういう問題に対処をいたしましたために、三十七年の距離別時間差法の採用、それから四十四年の近郊通話の採用、それから四十七年の広域時分制の採用などを行ひまして、グループ料金制までには参つておりませんけれども、そういうグループ料金制に近づく方向で逐次改善を図つてまいつてきたところでございます。

イギリス等で採用されておりますグループ料金制の考え方が、この問題解決のさらに有効な方法の一つというふうにわれわれは考えておりますが、これを実施いたしますためには、最低の通話料でかけられる範囲を結果的には広げることになりますので、現行の区域内通話料をやはりある程度値上げすることが必要になりますほか、わが国通話料体系と申しますのは、諸外国に比べまして近距離通話料が安くて遠距離通話料が高い、こ

ういう料金体系になっておりますので、それは正の問題でございますとか、それからイギリス的なやり方をいたしますと、隣接の単位料金区域をもう一つ超えます隣々接との間に非常に大きな料金上の格差が出る、こういう点もいろいろ配慮し

なければならぬ。そういうことでございますので、公社といたしましては、このグループ料金制の検討は先ほど申しましたように逐次その方向に向かつてはありますが、本格的なグループ料金制の実施ということは区域内通話料を含みます近距離通話料を引き上げる方向で結果的には行わざるを得ないのではないかと、こういうように考えておるところでございます。それを実施いたしました通話料金の理想案と申しますか、理想的に近い形に改定をいたしますためには、やはり国民なり加入者の皆様方の理解を得ることが一番必要である。そういうことで、その問題について努力をいたしますとともに、イギリスのグループ料金制も参考にいたしまして、わが国に適した制度について料金体系全般との関連も考えながら、そういう方向に今後なお検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○大木正吾君 十円の通話を十五円にしたら抵抗が起きるかもしれないけれども、三分のものを二分にするのだったら抵抗が少ないかもしれないですね。そういうのが人情だ、人間の考え方ですから。

そういつたことを含めまして、さっきの経営問題とも若干関係はするんですが、私は、やっぱりいまの七十二倍という問題等については早く手をつけないといけないし、料金制度そのものが機械がどんどん先行していくわけですよ。極論しますと、鹿児島でもって聞くNHKのテレビの受信料を払っている方と東京で私たちが聞いているテレビの受信料と同じなんです。電話だから違うんですけど、局内設備なりが違うから、こういうへ理屈は出てきますよ。しかし、どう考えたって、光ファイバーというものも世の中に入ってくる、実用化段階に入ってきますと、ずいぶんと昔の有線と

違うじゃないか、いわばケープルの仕掛けも違ってくる、通信の仕方でも違ってくるわけですから、だんだん加入者の目が肥えてきたら大変です。私は、そういう意味でもっともうちょっとこういうったグループ料金制問題について、いま西井さんおっしゃった抵抗があるかもしれないませんが、早くピツチを上げて本当に国民に問題を投げかける形でもって相談していかないとまずい、こういうふうに考えているものですから。

そこで、卑近な例を一つだけここで確認をして
おきたいことがあるんですが、たとえば東海電気
通信局、近畿電気通信局の管内で、東京にも三多
摩にあります。調べています。ちよつと具體的な
例はきょう間に合わなかったんですけれども、同
じ市の中でもって電話局のいわば料金エリアの違
いでもって市外になっているところがございます
ね。そういう問題については、すぐにも手をつけ
ることはできないでしょうか、どうでしょうか。
是正できないでしょうか。

○説明員（岩崎昇三君） 　お答えいたします。

全国に約三千二百の市町村がござりますが、ただいま先生が御指摘になったような一つの市町村が単位料金区域で切られているという例が約二百ほどございます。これらにつきましては、利用者の方の御要望を受けましてできる限り公社としては是正したいという考え方はございますけれども、この公社のMAというのは三十七年に定められたものでございますが、そのときはいろいろと行政区域等も判断しながら境界を定めたのでございれども、それ以後いろいろ市町村合併等が進みまして、公社の単位料金区域の境界と市町村の境界というものが非常に食い違ってきているということとが起きておるわけです。それが全国で約二百カ所あるわけでございます。これをいま先生がおっしゃいましたように直すということになりますと非常に膨大な設備投資がかかるということとございまして、また、たとえばそれはそれなりとして実施いたしましたとしても、またその後同様の問題が発生するというようなことになりますと、公

社としては行政の変化に合わせて全部設備をそのたびごとに変えていかなきゃならないというような問題ございまして、なかなか現段階ではそのように実施する方向に行きたいというふうにお答えするのがむずかしいというような状況にございします。

○大木正吾君 市町村合併問題について大分御意見を持たれているようですが、私の判断ではもう一巡したという感じなんです。国鉄の場合なんか見えていますと、これは合併があつても何でも駅は残っている。料金は余り変わりません。ですから、たとえば、合併が去年ありました、しかし五年たちますと、その方々の場合には子供さんも生まれたとすれば五歳になるし、同時に中学生や高校生になるわけですから、そういうふうに変化していきますと、何で一体同じ町に住んでいて、おれんちと君んちと電話料金が違うんだ、こういう話になってきますので、二百カ所、ぼくも聞いて驚くんですが、これはやっぱりグループ料金制ということをむしろピッチを上げなさいということの一つの社会の要求なんです。だから、ぼくは、ちよつと内々聞いてみましたら四、五百億かかるかもしれないという話ありましたけれども、公社の信用という問題との関係では、私は今度の法案には地集問題出ていますから結構なんです。こういう問題こそ大都市の中に、人口の大きなかたまりの中にあるわけですから、そういうことを、技術的に不可能じゃないんですから、問題は経費がかかるという問題でもって、何兆もかかるものじゃないわけなんだから、公社の信用を落としては大変なことになりますから、私は、このことをまず先行させながらグループ料金制に接近をするということについてぜひ考えてもらいたい。

見方は違ひかもしれませんが、私は、田舎でもって町村合併で市が誕生するということはさほどないと思うが、一遍調べてみてもらいたいんです、最も激しかった昭和三十年代といまの状態というものを。そういつたことを考えた上で、ぜひ本問題につきましては、グループ料金制

の前提として早期にひとつ、どれくらいあつて、費用はどれくらいかかって、どういうような内容の技術のあれが要るんだということについて、私のところに資料を持ってひとつ説明に来てもらいたいということがお願いしておきたい問題点なんです。

○説明員(岩崎昇三君) 後刻まとめまして御報告に参りたいと思います。

○大木正吾君 次に、電電公社という名前がいいのかどうか。郵政省も貯金、保険という大きな仕事を抱えていますから、ちよつと似たような話になるかもしれないんですが、実はさつき守任さんおっしゃった非電話部門という言葉が飛び出したんですけれども、いまでも国民の方々の一般は、電電公社というものは電話と電報であつて、データ通信とかあるのはフアクシミリの問題でありますとか、たくさんの新しいサービスがずいぶん出てきておりまして、いずれも技術的にはコンピュータと電話の融合といえますか、結合、融合の問題から新しいサービスがどんどん起きてきている。そしてフアクシミリの場合なんかは、郵便業務を食っていくという傾向なども出てくるわけでしょう。そういう傾向等を考えた場合に、私たちは電電の経営の現状、事業の内容について、公社側のここに持ってきた事業内容の説明というやつもちよつと拝見をしたんですが、やっぱりたか、図説電信電話サービス、こう書いてありますけれども、どうなんですか、図説変貌する通信事業とか情報通信事業とか、そういうふうな書き方の方がよっぽど当を得ている、そういう感じがするんですが、総裁、その辺の御感想はどうですか。

○説明員(真藤恒君) 先生のおっしゃるとおりでございます。私、非常にその辺のことを強く感じましたので、いま電電公社の広報のあり方というものを根本から見直そうということで、特別なチームをつくりましていま急速に作業を進めておるところでございます。大体今年じゅうに作業を

終わりまして、来年早々から新しい体制で事を進めていきたいというふうに考えております。こういう公共機関でございますので、やはり正しい合理的な広報の義務があるということを基本概念にいたしまして、その勉強を進めておる次第でございます。

○大木正吾君 これは実は私たちが現場離れて大分長いですから、ほとんど全部の最近の現場見ているわけじゃないんですが、ともかくにも最近起きた銀行のコンピュータの故障の問題ですが、あれは結局通信回線は電電公社の通信を使っているわけでしょう。違いますか。

○説明員(山内正彌君) おっしゃるとおり、回線といたしましては電電公社の回線を使ってサービスをしておるわけでございます。

○大木正吾君 あのとときに銀行業界の方々が、社会的におおむねをみるとかいいことを言っておりますけれども、電電公社自身は確かに通信回線の提供というだけですから直接責任がないと言えはないうわけですから、こういうふうにして、あれは銀行のコンピュータの故障だよと言って片づけて済む問題じゃないと私は思うんです。

ですから、そういうこともございまして、同時に、全国的にやっぱり救急医療の問題でありますとか、災害時の問題とか、たくさん問題が出てくるわけですし、キャブテンシステムとか、光ファイバーの問題とか、宇宙衛星とか、どんな技術が進展しまして、電報がだめになつてきて、そして今度はいろんな形でもって回線もどんどん、多くの回線を少ないあれでもって、小さい資材の活用でもって送れるわけだし、画像通信等は郵便との競争関係も起るかもしれないけれども、そういうことについて私はぜひ、総裁おっしゃったんですけれども、要するに変貌する電電公社のサービス、そういう問題についてのやっぱりキャンペーンなり国民に対する理解、こういったものがむしろ私は銀行のコンピュータの故障のときにも電電公社はもう一歩前へ出しまして、

そして電電公社はおわびすることはないと思ひますけれども、しかし電電公社がやっているんだというふうにあのとき思つた方はわりあい少ないと思ひます。そういうことについて、この委員会の中でも私は知っている方はわりあい少ないと思ひます。そういうことすらわかられていないということについて、公社の関係の局長さん方はおれたちが知つていなければいんだ、こういうふうには済まされぬと思ひます。ですから、そういう新しい技術の問題についてぜひ、総裁も発言があつたんですが、これからは恐らくデータ関係の民間との競合問題も絡んで来まして、相当これは詰めた議論が必要に、行管でもするでしょうし、公社としてもやっぱりやっておくべき問題だと考えているわけであつて、ぜひ変貌する電信電話事業、新しい姿の情報産業社会とのいわば結合的な関係とか、そういう問題について、専門的なプロジェクトをつくつておるそうですから、検討を進めると同時に、社会的にこれはいざなひがあることにアプローチしているわけなんです。

そこで、この中に関連しまして、私の手元に資料があるんですが、ちよつと私もびっくりしているんですが、これは総裁にももし御意見があつたら伺いたいのでございますけれども、関係労働者の、こういう技術が進展し、変貌しているわけでございますから、その中における職員の訓練数、これは四十八年以降の数字がここにあるんですが、これは公社がおつくりになつた関係組合かどうかかわりませんけれども、四十八年に二万二千四百八十六、四十九年二万二千、そして五十二年に二十三万、同じ五十四年に二十三万、こういう状態であるような形の訓練がどんどんと進み、しかも一番困りますのは職員の配置転換です。配置転換というものは、結果的には共かせぎの社会でございますから、極端なことを言いますれば、だんなさんと別居ということなどもあると思ひますが、配置転換の数も十二万三千二百人、三人に一人が職場をどんどん変わっていく、

こういう状態なんです、これについて公社の関係者の方々はもういふふうにお考えですか。

○説明員(真藤恒君) いまから、御存じのように電電公社の業務内容の技術的な変化が非常に激しくなりつつありますし、やむを得ない、また対応することが電電公社の義務だと思つております。

したがって、その結果職員の技術の再訓練という、技術の程度の高さはますます高くなりますし、それから訓練に必要な人数もますますふえる一方だということになりまして、それと転換の問題というのを調節するのが非常にむずかしい問題が出てまいると思ひます。特に地方と密集地帯との関連を考えながら人員配置ということと、その人員の個々の持つておる技量の内容というものを合せていくというのは非常に難事業になつてまいるわけでございます。こういう面から職員と経営との間にやはり従来のない何かの話し合い、あるいは協議の組織のあり方というものも考えなきゃならぬのじゃないかというふうに出ておられます。したがって、さっきの経理の面から申し上げても、こういう技術内容、業務内容の変革から申しまして、いわゆる三公社五現業の横並びという考え方でこの電電の人事問題をきつてくるのじゃないかというふうに、私はいまそれを非常に心配いたしております。

○大木正吾君 こういう席上でもって私こういうことを言いたくないんですが、昭和三十一年に、私、電電公社の組合の書記長をしておりまして、とにかくその当時に結んだ労働協約がいまでもずっと生きておりまして、大体数百項目の労働協約ができておるわけなんです。とにかく自民党から共産党の諸君まで含めて市会議員の方々から、電話の自動化、電話をつけてくれという話があつたと広がつて、あの需要が多かつた時代です。そうしますと、あの需要にこたえていきまして、電話局の建物も四倍、五倍にしまして交換台をめちゃくちゃにふやしまして、とても対応できない。そういうやつの中で市外の自動化というやつはどんどん技術の

進歩で進んでいったわけです。当時はマイカーがありませんでしたから、国鉄の北九州におけるダイヤが朝の六時、そして三十分か一時間置きに一本一本と走っているわけです。おやじの飯を炊いて、お父さん飯そこにあるからと言って、奥さんが六時半ごろ家を出て、そして当時は戸畑とか博多とか幾つかありましたが、そういうところに通動して行くわけです。しまいに、ついに夫婦関係うまくなくて離婚なんという話もあった。そういうふうにした一つのケースがいまでも電電労使の中には残っている。私は、当時労働界で、あいつは労働協調主義者でもって裏切り者だということの非難を大分総評大会で浴びた経験がございます。

ですから、自民党から共産党まで含めた全部の方々が電話をつけてくれということでもって要求を出してくるでしょう。そういう中でもって市外電話というのはどうしてもこれは自動にするしかないという問題で、しかも効率的になつてくる。そのときに共かせぎをしている方も相当多かつたんですけれども、御婦人の方々は電電公社というところをやったんです。高校を出てきて十九歳で入ってくる電話の交換の方々は、その局は三年後には交換台要らなくなるわけです。ですから、三年間の試しの要員として使ったんです。十二歳でもって結婚する相手がない方は首を切るわけです。そういう雇用状態が実は一時昭和二十九年から三十二年、三年にあつたんです。ずいぶんと私自身もつるし上げも食いましたし、あつちこちから袋だきたきに遭った。こんなことをこの委員会です。これは速記から抹消してもらって結構なんです。そういうことが、私は延々として、さつきお話、総裁も御理解願っているようにでございますけれども、毎年二十万人から二十二、三万の訓練者になり、相当な配置転換になつていくわけなんです。ですから、それに対して、労働問題を担当する玉野総務理事あるいは電電公社を監督する守住局長等の御所感はどうですか。ちよつと参考のために、大臣まだ来られませんか。

ら、いま私が申し上げたような問題について、仕事はほとんど変わっている、訓練は物すごいスピードで進行している、ちよつとこれは官営の事業にしては珍しいですね。労働組合との交渉の中でも、そういうものに対してどういうふうな対応の仕方をしたらいいのか、いまの労使関係でもって、与える賃金とかその他の面でもって十分だとお考えかどうか、その辺も含めて御所感があつたら伺いたいです。これは総裁結構です。それから、お二人の責任ある立場の方から答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(守住有信君) 先生の方から三十年代のいわゆる電話の自動化、各界の要望を受けてということからのお話ございましたが、実は私も電話局の中で電話をみんな手動で、委託を受けてまして電話局の職員自身がこの交換業務にほとんど当たつておつたわけでございます。当時地域社会各界の御要望を受けてこの合理化促進ということで、私自身は電話局内の状況というのを非常に認識しておつたわけでございます。したがって、あのときに政府の方から特別の退職金というふうなことで法案を出されました。また労使関係でも、どうしても地域社会の御要望でございます。いろいろ抵抗がございましたけれども、やはりその地域社会の要望にも応じていかないといかぬということで、労働組合あるいは職員にいろいろ理解を求めらう、納得してもらおう、どうしても対立は対立でございますけれども、大きな流れは、その中で交換にあつたおつた郵便局、主として特定局でございますけれども、貯金の仕事、保険の仕事、あるいは郵便の仕事、あるいは共通の仕事ということで携わつていつていただいた、またそのための訓練等も非常に力を入れてやつたというふうなことが、私郵政省内におりまして率直な気持ちで受けておるわけでございます。

の訓練の問題等々も郵政内部でもいろんなものがございますけれども、公社内部としても積極的にこれに対応していかなくやならぬ、そのためには労使の理解といひますか、それが非常に基盤をなすのではないかとこのことでございます。そういう意味で、郵便局内ということでの自動化に伴います対応を念頭に置きながら、公社自身も今度は電話局あるいは報話局の中の合理化ということでございます。その辺、それなりのお考えをお持ちかどうか、こういうふうな受けとめておる次第でございます。

○説明員(玉野義雄君) 先生おっしゃいますように、情報化時代に向かひまして、それだけでなくて、電信電話自体につきましても新技術がどんどん入ってくるというふうなことで、年間二十二、三万の訓練をやつておるわけでございますが、もちろん配転等につきましてもはわれわれとしてもできるだけの手を打つというところで、たとえば番号案内でございますが、大都市の番号案内を地方に分散するとか、いわゆる配転をしないでもこちらへ仕事を持つていくというやり方の対応もいたしておりますけれども、やはりこれも限度がございます。また、やはり職員の処遇に對しましてそれに応じていかねばいかぬわけですから、それに応じた処遇をするというのを考えていく必要があると思ひます。したがって、現行公社制度の中でも、かつては給与総額につきまして基準内外の流用が認められておつたわけですが、これが現在禁止されております。その辺の弾力的活用といひますか、そういうような点についても関係方面等の御理解を得ながら、われわれとしては弾力的運用ということ、職員の生産性を上げさせながらそれに対して報いていくというやり方をぜひともやっていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

げをするという、これは最近の日本の予算なりあるいは経済政策の中でまねに見ることをやろうとしておるわけです。これは大臣来る前に、もう一つ古い話を持ち出しますが、電電公社が公社になりましたのは昭和二十七年です。二十三年に国鉄と専売公社が先行したわけですね。そして、その背景と云うと少しオーバーになりますが、国有鉄道と専売公社が発足した背景には明らかに労働問題絡みの政治的背景があつたわけですね。だから、労働法の中ではわが公企体の労働法というものを置いていただけわが公企体の労働法といふものと違ふんですよ。明らか。労働法に準拠して、そしてスト権の制限などをしながらできた、これが公企体の労働法なんです。それが一つの段階なんです。そのときになぜ電電公社が公社に移行できなかったかということ。私はここで申し上げませんが、二十七年に電電公社が発足したときには、恐らく衆議院の通信委員会でも議論があつたかと思ひますけれども、これは明らかに電電公社に対するいろんな電話の需要の問題であります。そういつた社会的背景、同時に、この経営状態について、いわば国鉄や専売をしゃにむに労働問題絡みでもって持ていったときと違ひまして、経営について民間のいいところを最大限に取り入れていくという基本的な考え方があつたことはこれは間違いないので、要するに公社の生まれ方が違ひます。それについて、玉野さんなりあるいは守住さん等は、そういう関係を背景としながら幾つかの法律的問題について違つていゝ面があることについて御承知と思ひますけれども、特徴的な問題についてこでもって述べてみてくれませんか。

○説明員(玉野義雄君) 先生おっしゃいますとおりでございます。国鉄と専売が二十三年でございまして、電電公社は二十七年でございます。したがって、そういう背景も考慮されまして、公社の職員の給与につきましても、ほかと違ひまして、上げた能率を考慮してというふうな事項が入つておるわけでございます。ほかの二公社につ

きましては責任に見合ったと、こういうふうになつておるわけでございますが、それ以外に公社には能率を考慮してという点もございまして、その辺も考えながら、われわれとしては違つた点といひますか、いわゆる装置産業としてはこれからの社会情勢の変化に対応して、能率といひますか、職員の生産性を上げながらそれに見合った処遇を考へていくというふうにするべきではないか、こういうふうな考へておるわけでございまして。

○政府委員(守住有信君) いま職員の労働条件という意味で、公社法の三十条という点がございまして、また公社全体としての自主的経営、民間的な性質と申しますか、企業性を発揮する、他方では公共性、独占性というものがございまして、弾力化と申しますか、そういう条項も入つておるところでございまして。

ただ、ちよつと歴史的に見てまいりますと、いま玉野総務理事から基準内外というお話がございまして、けれども、実は三十二年ごろでございまして、その基準外である地域給等を基準内で、自主的という名のもとにいろいろ使つておつたということが当時問題になりまして、予算総則の中で基準内外の別を、法律的には予算総則で定めるところによりということでございますが、法律的には何ら問題がないわけでございまして、財政当局の方からそういう基準内外の別というものが示された。やはりそこにはそういう各公社の実態が自主性のもとに度を過ぎますと予算総則上の歯どめがかかるといふふうな面もございまして、やはり今回の五十三年の問題もやはりそこらあたりをよく踏まえて自主性を持つということとは自律性を持つんだということが十分踏まえていないと、こういう問題も円滑に処理できないといふふうなこともあるのではないかと、こう感じる次第でございます。

○大木正吾君 いま守住さんが例を出された三十二年のやみ貸金問題の犯人は私なんです。仕掛け人は私なんです。だから、あえて——いいことあ

なたおつしやつていただいた。私は一つも法律に違反したと思つていないんです。結局、その苦肉の策にその後に仲裁四十四号というものも出してもらったんです。これは中山伊知郎さんが大分体張つてやつてくれた仕事なんです。そういう経過がありまして、私たちは、給与総額というものが公社制度である限り決まらねば、これは問題としてやむを得ないという気持ちはあります。それと、この公社法の四十条にありますが、弾力性問題とか、三十条の後半に「職員が発揮した能力」云々の項がありますが、こういう条文というのは一体どういふことなんでしょうか。中身は大蔵省の方々に聞きたいんだけれども、大蔵省にないから——何も、さき申し上げた国に召し上げられる分の金大いにやりまして、私は国民の料金を下げることにしてはどうかと言ひませんが、そういう金があるならばなぜ——生産性運動が始まつた当時は、働きなさいよ、三分の一はわいばお客さんに還元しよう、三分の一はあなた方が働いてやろうという話があつたりしまして、三分の一は設備なりあるいは減価償却に使ひたい、こういう話があつたことは常識論です。ですから、そういうことなどの意見を、当時二十八年に生産性本部が発出したのだから、受けまして公社はできているし、発達、需要の関係もそういう方向性を持つておつたからできたわけでしょう。そういう関係のことが、私はむしろそこでもって最近の民間問題、大臣来そうもないから、あえて続けて伺つてまいりますけれども、最近この民間化問題が飛び込んできておるわけですから、その前に伺ひたいことがあります。

むしろ民間化問題に入る前に、現行の公社法に基づいて公社の経営というものを完全にやつていくかどうかという問題を聞きたいんです。たとえ一つの例として経営委員会というものがあつて、その経営委員会が第二第二章を起こして、その経営委員会というものがあつて、その関係条文は第九から第十八条まで十條にわたつてあります。この経営委員会というものは一体

どういふこの法律上の権限に基づいてお仕事をしているんでしようか。その辺について最初に伺つておきたいんですが。

○説明員(玉野義雄君) 先生御指摘のとおり、経営委員会につきましては、九条、十条に規定がございまして、公社の運営に関する重要事項を決定する機関という事になっておりました。予算、決算、事業計画、資金計画、その他重要事項をこ

で議決していただく、こういうふうになつておるわけでございまして、先生御承知だと思ひますが、経営委員会につきましては、部外の方の広い知識による御指導を得まして、公社として民間的センスといひますか、公企体ではありますけれども、その民間的センスのいいところを取り入れるというふうな意味で、部外の方の専門的といひますか、経験豊富な方に経営委員会にいたしました。同時に、特別委員といたしまして執行の知識の深い總裁、副總裁が加わつておるわけでございまして、その両方のミックスによりまして、公社自体よりよく運営をしていくということ

でできておりました。その点につきましては、われわれといたしましては有機的に機能しておると存じておりますが、それにつきましては法律で決まっております。議決事項だけではございまして、そのほかには重要なものは御審議いただきまして御指導等をいただくという意味から、さらにそれ以外の了承事項あるいは報告事項等を定めておりました。了承事項につきましては、各関係局の事業計画とかあるいは運営方針とか、そういうようなものも経営委員会にかけまして、できるだけそういう経験豊富な方によりよい御指導をいたしますが、それを受けながらよりよい運営をやっていくというふうにしておる次第でございます。

○大木正吾君 そこで、経営委員会、私はNHKと対比をして申し上げるわけじゃありませんけれども、恐らくこれを公社が発足して二十七、八年に議論したときには、当初は国の予算に関するか

かわり合ひというものはきわめて薄くしようという意味合いでもって経営委員会ができたとは私は考へてゐるし、当時の記録もそういうものがあるんです。ところが、こういうものをつくつたけれども、一方では国の方でもって、どうして予算の議決権というものを国会でもって求められているものですか。さういふことをきくしてしまつてどうにもならないといふことが、私は一つの経営委員会の形骸化といふことだと思ひます。予算委員会でもたしか質問を、中野先生ですか、されたときに守住さんおつしやいました。あれ追認ですよ、結局は納付金問題は、大蔵省と電電公社が話をしまして、そしてそのときに話が大体まとまつた形になつて、あなちも後でもって恐らくお手伝いに入つて、最終的には経営委員会の事後承認のものになつたと私は思ふんです。あれだけの大きな問題をまづ経営委員会が徹底的に議論して、五十三年のあの諮問委員会答申の必要余剰との関係等についてしっかりと議論が都留さんなりなど出ておられてやつた中で出てくるならまだ私はわかる。しかし国の赤字財政というものが先行しまして、分捕りをするという立場が先行したことはこれは否めない事実です。どんなに皆さん方がうまいことをここで答弁をしても、そのことを私たちはまず頭から抜くことはできない問題で、経営委員会の形骸化問題の一例としてあえて申し上げておきたいわけなんです。

さて問題は、これは總裁に伺ひたいことでございまして、私自身はずつと見ておりました。公社が発足した当時の問題との兼ね合ひで見ていきますと、たとえば国営経営体の欠陥を除くすといふ問題でありますとか、財務会計、人事管理等について民間の能率経営、民間の長所を生かすためにといふことが一つの発足のときのいわば議論の重要なテーマになつておるわけです。しかし、これを民間にしてしまふということになりますと、技術の統一性とか、必然的独占性あるいは膨大な組織、資産、そういうような関係におきましてやっぱ民間にできないから公共企業体に

する、こういうふうになっている。これが公共企業体にした大きな理由、こう考えてもいいと思うんです。問題は、むしろその後の、きょう数点の問題質問いたしましたけれども、公社は、むしろ独立採算という面につきましては非常に有効な機能を実際に発揮しているわけです。いながら、むしろ問題は、いわば内部にうっせきをする結局予算の拘束性の問題等によって、法律の規定すらも、弾力性問題も、給与等についても適用、準用ができないということです。こういったことがその問題であって、民営化の議論をする前に、現行の公社法のあり方からしまして、公社が本当に法律に基づいて経営されているかどうかについてどういう御所感をお持ちですか。これは大臣おられますから、守屋さん郵政省を代表して答えていただきます。同時に、電電の總裁から、民間の仕事で大方苦勞された總裁でございますから、いまはまだまだジレンマがあるかもしれませんけれども、臨調の答申も近いわけでございますから、その辺含めて、ひとつ所見をちょっと伺いたいんです。

○政府委員(守住有信君) いま御指摘になられましたように財務会計、人事管理ということで、他方では高度の公共性を持っておりまして、国の関与、その料金は国民の負担である、あるいは財政民主主義等々の面はございますけれども、企業的な経営ということで財務会計、人事管理というところはございますが、仮にいま、先ほど財務会計の方はお話ししましたが、人事管理ということとてみましても、他の政府関係機関と違っています。他の政府関係機関の場合は役員等のもは主務大臣の認可というふうなものがほとんどでございますけれども、電電公社の場合は経営委員会の委員及び總裁、副總裁が内閣の任命で、経営委員につきましては国会の同意ということでございまして、その他の役員につきましても、他の政府関係機関と違っています。主務大臣の認可というふうな面は一切ないわけでございます。その他の面でも、これはその他と申しますか、それ以下の面につきましても同様になっておって企業的な自主的な経営が人事管理の面でも及ぶ、こういうふうな面が出ておるわけでございます。

それからまたもう一つ、公社の方からいろいろ御答弁ございました給与の職員の能率というものを考慮したもの、公社法の三十条に出ておりますけれども、一方、五現業の方も五現業の給与特例法というのがございます。やはりこの中でも、「職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならぬ」という給与の根本原則が三条にあるというふうな受けとめておる次第でございます。

○大木正吾君 總裁にお伺いしたいんですけど、いまの問題に加えて、実は第一次臨時行政調査会が三十九年の九月に答申を出してございまして、この中に「公社の具体的問題点」というところがございます。政府が微細にわたる統制を加えているため経営者の自主的経営能力を失っている現状を指摘し、「資金調達における自主性の強化、予算統制の排除と決算管理への転換、労使問題の解決のための自主性の付与」といういった項目がございます。恐らく第二臨調におきまして、この種の見解については大きな違いがなくなされてくるように私自身は感じるわけですが、同時に、関連しまして公共企業体審議会、日中にもっと早くなりませんが、三十二年に同趣旨のことをこれも同じく答申しておりました。また公社当局は總裁の前の秋草さんのその前でしようけれども、拡充計画、要するにさきもちょっと申し上げましたけれども、電電公社の職員が訓練を受ける、配置転換を受ける、大変な技術の変革がございます。そういったときに必ず労使の交渉がございまして、要するに予算の關係の拘束性を緩める問題であります。あるいは労使關係の自主性の問題、そういったことが公社の見解として出ておるわけでございますが、特にその中の臨時行政調査会の見解がもし第二臨調におきましても同様な見解を示された際には、總裁、先ほどの守住答弁と関連いたしまして、これについてどういうふうにお受けとめになりますか。

○説明員(真藤恒君) いま私いろいろ公社に來まして見ておりますが、民間の経営の目から見ますと、やはりあらゆるものが非常に時間がかつておると、やはり形骸化した形で残つておるといふことは否定できません。特にそういうふうな形骸化した歴史を薄くいま伺っておりますが、やはりこれは公社自体の経営の厳正さというものが足りなかつたという点にもだんだん形骸化していく原因の一つがあったのではないかとこのように考えられます。何かありますと、それが二度起こらないように行政の方から公社の方に最初書いてあつた精神からずつと踏み込んだ干渉が入つてくる、一たんその干渉が入つてまいりますと、なかなかそれはもとに戻らない。公社の経営は、行政官庁と違ひまして装置産業の性質でありますために、干渉が入れば入るほど苦しくなる、硬直化してくる、それを硬直化した形の中で何とか仕事をやっていくとするとそこにはやはりいろいろなことをやらざるを得ない。そういうことから、この経営の厳正さというもののだんだん崩れていくというふうな形で、この間からの不正経理なんかもうそういう土壌の中から出てきたものだといふふうに私は見ております。

したがって、本當にこれを国が期待するような、公社法をつくつたときの期待にこたえるようにするには、まず第一条件として社内規律を正しくもとの創立のときの精神に戻す姿に変えていくということが第一条件といふふうに私心得まして、いまその方向の施策について全力投球している形でございます。しかしながら、何さま長い歴史がありますし、その歴史の中に習慣づけられた膨大な組織でありますために、やはり行政の面からもある程度の修正をお願いしなきゃならぬといふふうに私は考えておりますが、それは具体的に、いずれその個々の問題について御連絡、お願いをするつもりでございます。これをやらなければ、とても根本的なもの姿に、創立当時の精神に戻すといふことはいまのところ非常にむずかしいといふふうに感じております。

たとえば、この間大蔵委員会でも申し上げましたけれども、残業量というものが、超過勤務手当というものが年度ごとに予算が決まりまして、人件費総額というものがから離れて、それはそれなりに単独なやはり規制を受けるようなことになつておるようでございますが、民間の考えからいいますと、あるいは民間じゃなくてもこういう一種の生産事業をやるたてまえからいいますと、人件費の総額というものはそういうものも入れて考えて予算はつくるべきでありますけれども、それからもう一つ、三公社五現業という国家機関である限りは、基準賃金というものはやはりある程度の制限は受けてはならぬと思ひますが、基準外のいろいろな問題について、総予算の枠というものに責任を持たば、合理的な弾力事項というものが公社法にはつきり明記してありますので、あのとおりに運用できる、またそれを受けて厳正な運用をする能力を公社自身も持つて運営していくという、そこら辺の根本のところの姿勢が直りませんと、いつまでたちましても予算の形と実際の予算の執行との間にはどうしても厳正な経営の姿をとれないといふ現実が出てまいりますので、その辺のところをやはり立て直す必要があると思ひます。

企業全体の能率、効率化という面につきましては、現在の国家機関の中の位置づけというもので、いま申し上げましたような公社自体と、それに対応するほかの政府機関との合理的な動きが実行されれば、いまのままの姿でも十分それなりの経営効率を上げていくことは不可能でないといふふうに私は考えております。

もちろん、さきの長谷川先生に申し上げましたように、民営化ということについては、まだ私は全く発言する意思はございません。というのは、さつきも長谷川先生にお答えしたようなあれでございます。私がいま申し上げるのは、いま大木先生がおっしゃいますように、現行の中で、現在の体制の中でどういうふうな直していくかと

いう見地でお答えしているものでございます。

○大木正吾君 大分決意がたく鈴木総理も、臨調のメンバーの方々も非常に大きな決意を固めて作業が進行しているようですが、いざにいたしましても、補助金等にさらに追いついたしまして公社関係の仕事についても当然臨調の話題になることは新聞報道等でもはつきりしております。中曾根さんなんかもそうおっしゃっております。ただ、いま総裁おっしゃった気持ち、よくわかりません。それはあくまで五人委員会などを中心としながらやっていただくこと結構だと思っておりますが、ただ現実の問題として、公社のできたときの姿、同時に、私、途中で何回も申し上げましたけれども、非電話部門、守住さん使った言葉ですけれども、新しいニーズに対する対応、同時に情報産業に向けての発展、こういったことに絡んで当然行革メンバーの方なりスタッフの方から資料を求められることがあると思っております。資料の提供等があると思っております。そういった際に、やっぱりいま総裁おっしゃられたんですけれども、公社の方の規定なり公社のできたときの経緯、こういった問題についての総裁の率直なお感じのところをやっぱり述べていただく方がいいと思っております。

それから同時に、私たち、たとえば電電の仕事を見ていまして、データ通信などを見てみると、相当民間との、もちろん規模の大小とかあるいは地域性もありまして、いわばデータ通信の回線数でいいますと民間の方が圧倒的に多いわけなんです。そういう点で競争的な部分もこれから起きてくるかと思うんです。ですから、そういったことなども含めて結構ですが、やはりこれから情報化社会の中に占める電電公社の経営上の責任とウェイトは相当に大きいというふうに感じますし、同時に、国内外の競争も激しくなるわけですから、そういう点を踏まえて、いわば経営努力、職員の労働意欲、同時に、民間の資金がもつとたくさんいわば信頼を得た経営の上でもって使える状態とか、そういう点を含めて、ひとつぜひこれは総裁御自身に、いまお気持ちはわかりまし

た。わかりましたけれども、いわば行管のメンバーは全然そういった過去の経過、現状について詳しいわけじゃございませんから、率直な資料提供等していただきたいと思います。そして御議論していただく、こういうことについて希望しておきます。最後、三分しかなくなつた中で大臣が来られたんですが、最近とみに高まっています。民営論について、大臣の所感をひとつ伺っておきます。

○国務大臣(山内一朗君) 経営形態の問題は過去もいろいろ議論になっておりまして、いろいろ研究された結果も、五十三年に公共企業体の経営の問題をいろいろ議論されておりました。電電公社についてはいまの状態ではないか、という結論が出ています。でございます。したがって、郵政省としてもそれを尊重して現在の電電公社の経営をやつてもらっているというところでございます。ただ最近いろいろ話が出たのは、郵政省としてはそういうことを研究していることも全然ないでございまして、将来の電気通信の政策の懇談会というものを私的に設けているわけでございますが、その中の専門委員会において議論の一つとして上がっている、こういう程度でございます。検討には全然入っていないのです。懇談会においても検討の段階には入っていない。しかも、この問題は必ずしも後でやろうではないか、こういう話になっておりまして、郵政省としては、従来やりました公共企業体の会議の意見書のとおりこれをやっていきたい、こういうふうに考えております。

○大木正吾君 民営とか公共企業体とかということとを論ずることは、これはでき上がったもの、ぼくらはやっぱり現に生きている企業があるわけですから、そういうふうな物を考えたいわけなんです。むしろ現在ある組織なり経営というものに近づきまして、より効率的にするためにどうすればいいの、あるいはどこにうっせきした不満なりあるいは意見があるのか、周辺の国民のニーズはどうなっているか、そういったことに対して経営がここところを変えていかなきゃいけないという問題、中身の方からやっぱり入っていかなくちゃいけないと思うんです。

極端に言いますと、データ通信なんか見ていきますと、民間との競争があります。大臣が許可しなれば電電自身がどうにも太刀打ちできない問題が幾つあるはずなんです。そういうことについて事務手続が煩瑣で困るという意見も出てくるはずなんです。そういう点を総合的に勘案し、私はだからでございます。そういう点を総合的に勘案し、私はだからでございます。そういう点を総合的に勘案し、私はだからでございます。

か、技術的統一性とかそういうものを考えた場合、やっぱりそれを横にぶつた切つていくんではないかと。これは幾つか端末機を扱うなどあるかもしれない。またデータの競争があるかもしれない。また、会社の数がイコール電電の分断、九分割、民営という問題じゃ私はないと思うので、要するに問題は、いかに効率的な経営にしていけるのか、いかに経営意欲、労働意欲がわくのかどうか、そういう問題に問題点をしぼりまして中身で勝負、こういうふうには私はぜひ大臣と総裁にお願いいたします。私の質問時間が来ましたので終わります。

○委員(福岡知之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時五分開会

○委員長(福岡知之君) ただいまから逓信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○田津津夫君 それでは、午前中に引き続きまして、ただいま議題になっておりますこの法律案に

関連しまして質問させていただきますが、午前中に同僚委員からも精密な論議がございましたので、多少重複する点があるかと思いますが、二、三お尋ねしたいと思います。

最初に、経営委員会のことでございますけれども、電電公社のこれは非常に大きな特色の一つになっているわけなんです。午前中同僚委員からのお話がありましたが、この経営委員会というものは、民間経営の長所を公社の経営に生かしていくという、そういう目的で設置された。戦後アメリカから輸入された行政委員会制度にこれは近いものでありまして、単なる総裁の諮問機関ということではなくて、NHKの経営委員会と同じように公社経営に重要な事項はすべてこの委員会の決定を経なければ違法であるという、きわめて大きな権限を持っているわけでございます。となりますと、先回の委員会でも多少私もお話ししていただいたんですが、いままで、どちらかというと、この経営委員会の存在が多少形骸化してきているんじゃないかという点があります。このメンバーは、民間の一流の有識者並びに経営者から任命されるということになってはおりますけれども、何となくこの仕事に専念をされるという面ではなくて片手間のような感じもあるわけなんです。その点は今後考えていく必要があるんじゃないかと思っております。また仕事に専念しようと思えば報酬がないというところで、制度的にも多少欠陥があるんじゃないかというところを思うわけですが、その点、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山内一朗君) 電電公社の経営委員会は、ほかの公団、公社にないという制度でございます。まして、いろいろ予算、決算、事業計画、資金計画等を議決する機関でございます。これは御承知のとおりでございます。

そこで、私は基本的には十分その機能は果たしていると思っております。会計検査院の指摘というふうな問題も起こりましたし、また委員の中から多少変更せざるを得ないという委員も出た、そういうような点をひとつ直していけば、基

本的には私はこの経営委員会のあり方でいいと思
っているわけでございます。

○太田淳夫君 「経営委員会は、委員五人及び職
務上当然就任する特別委員二人をもつて組織す
る。」、こうありますが、だれがどのような基準で
これは選ばれたんですか。

○政府委員(奥田三三君) 経営委員会の委員の選
任の基準につきましては、いわゆる欠格事項、か
くかくの者は経営委員になることができないと
いう定めはございますが、積極的な資格要件とい
うようなものは法律上特段の定めはございませ
ん。これにつきましては、経営委員の人員が比較
的に少ない等の事情もあるかと思いますが、基本
的には、先ほど先生もおっしゃいましたように、
公社の経営に広く社外の知識を注入するという
経営委員会の制度の趣旨からいたしまして、特段、
分野その他についての定めを設けず、広く知識、
経験の豊富な有能な方をお願いするという考え
によるものであるかと思うわけでございまして、
政府といたしましては、経営委員の選任に当た
てはそういった趣旨にのっとった適正な人選をし
なければならぬもの、かように考えていること
でございます。

○太田淳夫君 そうしますと、法律上ではこの経
営委員の任命基準というのは明確になっていない
わけですが、先ほど大臣の答弁の中にあり
ましたが、途中でおやめにならなければならな
った方もおみえになる。そういう方々は名前だけ
で、経営委員というものが名義的な存在になっ
ているんじゃないかという感じがするわけです。こ
れは経営委員の任命基準というものがあいまい
なところから来ているんじゃないかとも私も思
うわけですが、同僚の中野委員が予算委員会
で指摘をされましたように、予算の問題につ
きましても、経営委員会自体が形骸化されて
単なる同意機関になつて、このように思
うわけですが、その点はどうか。

○政府委員(守住有信君) 納付金の問題に関連
いたしまして、経営委員会の予算の議決という問題
の御指摘があったわけでございますけれども、こ
の経営委員会というのは公社に設置されたあ
くまでも内部機関でございます。もちろんその
権限は予算、決算等公社の業務の運営に關する基
本的事項、これに及ぶわけでございしますが、こ
れはあくまでもその位置づけが公社としての最高
意思決定機関でございます。政府とか国会とかそ
ういうものの権限を侵すというものではござい
ません。公社内部における最高意思決定機関であ
る、このように認識をしておるし、解釈もされて
おる次第でございます。

○太田淳夫君 経営委員会の中に監事制度とい
うものがございすけれども、これについてもも
つと範囲を広げて人選すべきであると前回も指摘
しました。監督の強化ということを経営
委員会の方でも検討しているということをお聞
きしてありますが、具体的にどのようなことを検討
されておりますか。わかりますか。

○説明員(真藤恒君) いま私と経営委員長と相談
いたしまして、本当に経理監査の実力を持った人
間を外からいって、実質的な経理監査がで
きるようにするのを第一条件にして、まずそこ
からこの経営委員会の問題に手をつけたいと思
っております。これは経営委員長長の職責でして、私の
あれじゃございせんけれども、そういうことで
御相談いたしております。

○太田淳夫君 電電公社としては、長年の課題と
してまいりました積滞解消の達成を間近に控えて
いるわけですね。今後の電気通信事業にとりま
して、時代の要請と申しますか、より一層公社の経
営の独立性の保持ということがますます要求され
てくるんじゃないかと思うんです。また時代の進
歩と変化に即応できるような経営というものが
ますます要求されてくる時代になるんじゃないかと思
うんです。そういう時代を迎えようとしてい
るわけですから、やはり公社は設立の原点に返りま
して、公社の経営のあり方というものをやはりよく
検討をされていく必要もあるかと思ひますし、こ
の経営委員会の問題も含めて、よりよく検討され

ていく必要があるかと思うんです。その点、維
裁の所見をお伺いしたいと思ひますが。

○説明員(真藤恒君) さつきもちよつと答え
たいと思ひますが、経営委員会は、いま申し上げ
たように、まず管理能力を本當に持った実力の
ある管理のスタッフに外部から来ていただいた
ものと、いま経営委員長と意見の一致
を見まして、そういうことに進んでおりますが、
総裁以下の実行機関の問題でございますけれども、
やはり長い間にいろいろな問題が累積いたして
おりまして、これをやはり、まず公社自体の中
の人間の意識をしっかりと筋を通して姿勢を正す
というところから始めようというふうに、平たく言
えば直線的な対策をとらないう仕方がないな
というふうに感じて、いまその方策を進めてお
るわけでございすが、その第一着手として、
業務改善推進委員会というものをつくりまして、
私自身がその委員長ということで、いま着々
を進めております。そのほかにいろいろな勉強グル
ープをつくりまして、それに宿題を出しまして、今
後のいろいろなやり方に対する新しい考え、ことに
業務内容がこれから急速に変化いたしますので、
そういうものに対する具体的な対応策というふう
なことをいま勉強されております。順次、結論が
出たものから片づけていきたいというふうに思
っております。しばらく時間がかかると思ひます
けれども、そういうことで行かざるを得ないとい
うふうに考えております。ほかに方法はないと思
つております。

○太田淳夫君 私も早急の一つの結論を出せとい
うわけではございせんし、いまお話しのと
おり、いろいろな電電公社総裁を中心として、こ
の問題いろいろな解決に取り組んでおみえになるよう
でございますので、さらに検討をされることを要
望しておきたいと思ひます。

さて、個別の問題にもちよつと入らせていた
だきますけれども、電話は国民の日常生活に欠くこ
とのできない生活必需品の存在となつてきてい
るわけですが、その点についての大臣及び総裁の

意見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(山内一朗君) いま太田委員のおし
やつたとおりでございますが、電話も、まず全国
にわたつて普及をさせるという目的でやつて自動
化も大体できたわけでございますが、さらにそれ
を離島等にも及ぼすというののも一つの進むべき
方向であらう、こういうふうに考えておりますし、
なお電話機の改良、あるいは身体障害者に対する
便利になるような電話をつくるとか、こういう点
に進むべきである、こういうふうに私は考えてお
ります。

○説明員(玉野雄雄君) 先生おっしゃいますよ
うに、電話は、積滞解消、自動化は終わりました
けれども、これから常にそのサービスを維持してい
くということはもちろんでございますけれども、
新たな情報化社会に対応いたしまして、データ通
信等、皆さん方の御要望にこたえ得るような設備
をどんどんしていくというふうな関係、あるいは
新しいサービスといたしましては、先般来ディ
ジタルの回線交換あるいはパケット交換等をして
おりますが、さらにファックス、いろいろな
ものが出てまいりと思つておりますが、そういう新
しいもののほかに、いわゆるサービス格差と申し
ますか、離島、僻地等のサービス格差の解消、こ
ういうようなことに努めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○太田淳夫君 五十一年十一月の公衆法改正のと
きに、衆議院でも附帯決議がございましたので
すが、低所得者層への電話普及を促進するには、現
在の設備料の分割にとどまらず、設備料の減免を
考えるべきではないかと思ひますが、その点
はどうでしょうか。

○説明員(西井昭君) 低所得者層、それからひと
り暮らしの老人の方とか、それから身体障害者、
そういう方に対する福祉の施策の問題でござい
ますが、どういふ方を福祉の対象として認定する
かとか、それからそういう方々に対してどの
ような施策をとるべきか、こういったことは、こ
れは公社が企画し実施する立場じゃございせん

でして、また事実、現に国等が、厚生省が中心となられましてそういういろんな施策をとっておられるところがございます。そういう中で公社としてどういふことを御協力申し上げるかというところでございますが、私どもは、本質的にはそういう福祉施策といえますものは、本来、国とかあるいは地方自治体等の行政サービスに属する事柄でございまして、公社がみずから企画し実施をする、こういう立場にないと考えておるところでございます。そういう観点から、公社といたしましては国等の社会福祉施策の範囲内におきましてできる限りの御協力をする、こういう立場をとっております。市町村等が身体障害者等で低所得者の方に設置されておりますいわゆる福祉電話というもののにつきましては、優先設置でありますとか、債券免除でございますとか、設備料の分割払いであるとか、そういうような措置を講じまして、そして電話の普及促進に御協力を申し上げている、こういうのが実態でございます。

それからなお、そういう方についております電話の基本料でございますが、現行法では電話が事務用と住宅用に別を設けられておりまして、そういう方についております電話は、架設費あるいは基本料等が国あるいは市町村等が負担しております結果法人名義になっておるものが多くございまして、したがって現行法制ではすべて事務用の料金適用される、こういうことになっておりますが、そういう問題を解消いたしますために、今回の法改正でそういう方に住宅用の基本料が適用できるような、そういう法改正をお願いいたしているところでございます。

○太田淳夫君 低所得者層に対する施策についてのお話承りましたけれども、農村漁村地域に多い普通加入区域外居住者、そういう方々の潜在的な需要にいかに対処するかということも重要な課題ではないかと思うんですが、公社はどのような施策を立てておみえになりますか。

○説明員(玉野義雄君) 離島、僻地等過疎地帯に對しましては、従来加入区域の外へ出ますと線路

設置費とか付加使用料をいただく、こういうふうにしておったわけですが、それをさらに五キロまで拡大するというをやってまいりましたが、さらに現在これを七キロまで拡大するというところで、全体で二カ所ほどございまして、五十六年度が終わりまして残り百カ所程度でございまして、五十七年度に入りまして全部それができるといふ状況になってまいります。そうしますと、その後七キロの外にあるのをどうするかという問題がさらに残るわけでございますが、それにつきましてはさらにどういふふうにするか、あるいは距離でいくのがいいのか、ある程度の戸数でいくのがいいのか、その辺、現在お客様の要望に沿えるように検討いたしておるところでございます。

○太田淳夫君 厚生省見えてますね。――厚生省は福祉電話の設置をおおむね終了した、このように判断した根拠はどこにありますか。福祉電話の架設は前年度で一応終了し、本年度から日常生活給付制度の中に含まれていて、こう聞いておりますが、その点どうでしょうか。

○太田淳夫君 厚生省の方は結構です。それでは公社の方に伺いたいんですが、この福祉用電話機器の利用状況はどうなっておりますか。

○説明員(西井昭君) ただいま厚生省が中心となりまして国等で実施をしておられるいわゆる福祉電話の施策でございますが、これはひとり暮らしで、寝たきり老人等で低所得者の方、それから身体障害者等の方で低所得者の方につきましては、一定の計画を立ててその架設を実施しております。現在その架設費については、国、都道府県あるいは市町村等においてそれぞれ全額を負担されておるところでございます。その加入数は五十五年度末で約五万加入ぐらいあるというふうに理解をいたしております。

○説明員(成島健次君) ただいま先生お話しのとおりでございます。福祉電話の設置につきましては、老人の孤独感の緩和ですとか安否の確認を行うことなどを目的といたしまして昭和四十六年度から行っている事業でございます。

○説明員(玉野義雄君) 先生先ほどおっしゃいましたように、福祉電話につきましてはいろいろございまして、たとえばわかれわかれの方でシルバーホン「あんしん」と申しておりますが、これは寝たきり老人などが三カ所ほど、自分の息子さんとか、ヘルパーとか、あるいは病院とか、そういうところへかける場合にボタンを押さずればスライドしていきましてどこかおられるところへかかる、こういうふうになっておられるわけでございますが、これにつきましては現在千五百六十一台ほど入っております。

あと毎月の電話料でございますが、毎月の電話料につきましては、大体全体のほとんどの八二％に当たる方のそういう福祉電話につきましては、市町村等が全額を負担していただいているというふうに理解をしております。

○太田淳夫君 その福祉電話は、普通の電話よりシルバーホン「あんしん」、そういう福祉用電話機器を取りつけた方が利用者にとって非常に役立つと思うんですが、このための付加使用料だけでも国の補助を考へるべきだと思いますが、その点どうでしょうか。

それからまた音量を六千サイクルとか、そういう聞こえやすい音にいたしておりますシルバーホンというふうなものがございますが、これがほぼ五千ぐらい出しております。

それからおかけになります通話料でございますが、半数を少し超えます全体の約五二％に当たる福祉電話については市町村等が、これは一定度数までとかあるいは全部というのもございますが、何らかの形で負担をしておられる、こういうのが実態でございます。

○説明員(成島健次君) 福祉電話の利用料金につきましては、私も利用者が利用度合いに応じまして負担することを原則にすべきだということでは

考えております。シルバーホン「あんしん」の付加使用料につきましては、従来の福祉電話の利用料金と同様に、これに対する国庫補助を行う考えは現在のところ持ち合わせていないということでございます。

三千設置してございます。

そのほかに、場所によりましては、御要望によりまして点字の電話帳、これを無料でお届けいたしております。

それからそのほか、最近、いわゆる聴神経は残っておりまうけれども、ほとんど耳元で言わないと聞かれないといふことが聞くに方につきまして、さらに「めいりよう」よりもっと、いわゆる骨に振動を伝えましてこれで聞くという、シルバーホン「ひびき」と申しておりますが、これは最近出しましたので台数がまだ少のうございしますが、それでも二百台ほど出ております。

○太田淳夫君 シルバーホン、いろいろいま開発されているようでございますが、このシルバーホン「あんしん」というのは余り利用されていないようでございますけれども、その理由の一つに、先ほどちょっと申し上げたんですが、付加使用料三千五百円は高過ぎるんじゃないかという声もあるわけですね、この「あんしん」の付加使用料の算定根拠等も説明されたいと思ひますし、また、これを初めとする、いまいろいろとお話のあった福祉用電話機器についても、その付加使用料をできるだけ安くするように公社としては努力していただきたいと思ひますが、その点どうでしょうか。

○説明員(西井昭君) ただいまお話ししの「あんしん」でございますが、公社としては、現在の「あんしん」の機器は結果的にそういう身体の不自由な方がお使用になるケースが多いと思ひまして、できるだけ安く、またその方のためのいろいろな機能をつけ加えておるものでございますが、先生のせっかくのお話でございますので、なおこの物品価格の定価等について検討を進めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○太田淳夫君 最近、お体の御不自由な皆さん方が利用しやすいように公衆電話ボックスの整備されていくところもだんだんと見かけるようになってございますが、現状はどのようなようになっておりますか。それでまた、今後の改善方法について説明願ひたいと思ひます。

いと思ひます。

○説明員(西井昭君) お答えいたします。

お尋ねの、たとえば車いすを御利用の障害者の方々が公衆電話を利用できるようにということとでどういうことを考えているかということでございますが、これにつきましては、私ども、車いす御利用の場合でもできるだけ便利に使っていただくというところで、安全性とか利便性、そういったものを考慮いたしまして、車いすのままでもそのままやすくお使用いただけるような公衆電話のボックスというものを開発いたしまして、逐次設置を進めてきております。

これは御案内かと思ひますけれども、電話機の取りつけの位置を普通のものよりも低くいたします。それから入り口の段差を当然のことながらなくしまして、とびらの幅なども一般のものよりかなり幅広くとる。床面積も、普通のタイプのボックスに比べますと約三倍といったようなことにいたしまして、利用面の配慮をしております。このタイプのボックスは、昨年度末時点で約百五十カ所に設置をしております。五十六年度には約九十カ所増設をしたいということで取り組みを進めております。

このほかに、ボックスタイプではございませんけれども、たとえば卓上型の公衆電話機の置き台につきまして、低いタイプのもの、あるいはキャビネットタイプのものでもやはり同様に低いタイプのもので、これも設置を進めておりまして、今日におきましては約四千台に達しておる、こういう姿でございます。

それからそのほか、やはり障害者に便利なおこととで公衆電話関係で配慮しておりますことを一、二申し上げますと、公衆電話機自身につきましても、先ほど玉野総務からお話ございました例のシルバーホンタイプでございますけれども、この設置を進めております。シルバーホン系の公衆電話は現在時点でほぼ三千台ぐらいいまで普及をしております、本年度におきましてもさらに八百台ほど増設をしようということを進め

ております。

それからやはり盲人用のダイヤル盤、これにつきましては公衆電話に取りつけを進めておりまして、現在時点では全国で約一万台ぐらいいはついておる、このようにふりて把握をしておりますが、このういった施策を公衆電話機自体についても進めておるといふ状況でございます。

○太田淳夫君 次の問題に行きますけれども、料金の問題ですが、先進諸外国と比較しますと区域間通話料が安くて区域外通話料が高い、遠近格差が開いているということが日本の特徴になっておるようですが、近年、大分技術革新が進んでくるわけですが、その結果、市外通話コストというものは著しく低下しているんじゃないかと思ひます。特に東京・静岡百六十キロあたりを過ぎますと遠近の格差が大きくなっているわけですが、この市外通話のコストはどのようになっておりますでしょうか。

○説明員(西井昭君) 通話料の原価でございますが、電話の通話をおかけになりますときに、この通話の経路というものは、ある地点からある地点の通話でも途中の経路は非常に多岐にわたっておりまして、また御存じのとおり、現在の設備は古いもの新しいもの、いろいろな設備が混在をしておること等もございまして、また回線束の大きいところから小さいところ、それそれまたかなり原価的に違つてまいりまして、この距離段階別の通話の原価というものの算出というのは非常に困難でございます。この間の事情はわが国だけではございませんで、諸外国等も同様でございます。この距離段階別の通話料の原価というものを算出している国はわが国ほかどこにもないといふふうに理解をしております。

ただ、それは申しまして、そういう出ないといふことではあれでございますので、私どもいたしましては、この通話料の原価の算出につきまして公社の中におきまして一定の前提を置きまして、また計算方法等につきまして学識経験者の御意見も参考にいたしまして内部的に試算をした

ものがございまして。その結果といたしましても現在の電話の距離段階別の通話料金は、近距離通話料は原価よりも大幅に安く、遠距離通話料は若干高い、このように結果となっております次第でございます。

○太田淳夫君 電話料金の日本の遠近格差の特徴は、いろいろな理由もございましてしょうけれども、日本の電話料金の改正というのが長い間行われなかった、そのために技術革新など社会変化による原価構成の変化を反映した料金体系になっていないところにまた問題があるかと思ひます。そのようなコストから遊離した料金体系が可能であったのも、これまでの電話サービスが常に積弊を抱えた供給不足の状態にあったからこれは可能であつたんじゃないかと思ひます。しかし現在では積弊の解消が実現しつつあるときでございますから、この電話料金をコストに対応したより合理的なものにせざるを得ないときを迎えているんじゃないかと思ひますが、その点どうでしょうか。

○説明員(西井昭君) ただいまお話ししの通りでございますが、公社といたしましては、現在の料金体系を直しまして近距離を上げて遠距離を下げる、このように考へておる次第でございますが、ただ、これを実施いたしますとどうしても個々の加入者の方の利害が相反する面もございまして、なかなかこれを実施するといふことが現実には困難な状態でございます。今回、公衆電気通信法の改正をお願いしておりますのは、その考え方の中で長距離の値下げ部分だけを一步先取りする、このように形で現在の公衆電気通信法の長距離料金の引き下げをお願いしております次第でございます。

○太田淳夫君 そこで、先ほど同僚委員からも午前中質問があつたわけでございますけれども、電信電話料金の決定の原則については、公衆電気通信法の第一条に「合理的な料金」と決められていただけで、その他の原則は何ら示されておらず、また同法の第六十八条でも、主要料金については同法の別表に規定し、その他の料金は郵政

大臣の認可によることを規定しているにすぎません。しかし午前中も指摘がありましたように、他の公益事業、たとえば国鉄、電気、ガス等では、法律上これは明確にされているわけです。ですから、私たちが考えましても、郵政省としては、この際、公衆電気通信料金も公衆電気通信法の中で電信電話料金の決定原則を明確にすべきじゃないか、そのように思うわけですが、その点どうでしょう。

○政府委員(守住有信君) 御指摘も一つとまでございまして、私もといたしまして——これは当時の状況はあったと思います。電話の積滞解消、自動化に向かつて進まなきゃならぬということ。第一条に「合理的な料金」、「あまねく、且つ公平」、これだけでございしますが、私もといたしましてそういう方向で取り組みたいと思っております。

ただ、その前に、いま公社から出たと思えますけれども、私の方は一方では郵便料金を見ておるわけでもございまして、やはりその原価というものの、あれは距離段階別じゃございせん、種類別ではございせんが、第一種、第二種、第三種、第四種、小包ということ、やはりそれなりの前提はございせんが、一つの統計的配賦方式ではございせんけれども、それを国民の皆様にお示しをしておるわけでもございまして、現在十四段階になっておりますけれども、少なくともその段階別というばコスト的なものといえますが、そういう実態がどうなっておるかということも国民の皆様には御認識いただきながら、さらにまたお尋ねのような決定原則、抽象的なものにならざるを得ないと思ひますけれども、それを研究、検討してまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

○太田淳夫君 電電公社も、最近不幸な事件が続いて、経営委員会の問題等いろいろあつてあれでございましてけれども、やはり午前中も同僚委員から話がありましたように、拡充法の問題であるとか、あるいは債券の償還の問題であるとか、あるいは技術革新を進めていかなければなら

ない問題、いろいろと問題を抱えているときでございまして、やはり国民のよりよい理解を得るために、いろいろな点でまだまだガラス張りとして申しますか、明らかにしていかなきゃならない点がたくさんあるんじゃないかと思ひます。公正な経営が行われ、そしてコストの問題についても明らかにしていけばそこから国民の皆様の方の信頼も生まれて、あるいはいろいろな料金格差の是正についての国民のコンセンサスも得られる場面も出てくるんじゃないか、私もこう思ひますが、その点のまた努力をさらにお願いをしておきたいと思ひます。

次に、社会活動の広域化に伴ひまして遠距離通話が増加しているんですが、最近、百円公衆電話がだんだんと設置されておりますが、まだまだ非常に少ないということで利用者の方からその改善が望まれておりますし、行政管理庁でも五十三年八月の勧告の中でその改善を指摘されておりますが、それをどのようにその後改善されておりますようか。

○説明員(堀見保君) お答えいたします。百円硬貨も使える公衆電話は、五十二年度末現在では全国で約三万八千個ございまして、その後先生いとお話のとおり行政管理庁の勧告もございまして、かたがた、当然のことながらお客様の方から強い増設の要望もございまして、これらを受けてまして電電公社といたしまして毎年一層の普及に努めました結果、五十六年、ことしの二月末現在では全国で約十七万六千個、公衆電話全体の中では率にしてほぼ二〇%、そこまで参つております。今後とも一層の普及を図っていくという考えに立ちまして、設置場所の確保がわりあい容易な卓上型の百円玉併用公衆電話、これを中心に増設を図っていくという計画を立てております。ちなみに、五十六年度におきましては七万四千台の増設をいたしまして、五十六年度末には全体として約二十五万七千台、公衆電話全体の中で二八%、その辺まで到達できる見込みでございまして。

○太田淳夫君 次は、収支差額の問題でございまして、電信電話サービスの料金は、これは原価補償主義の立場で行われるべきものでありますし、その中には社会的に許容される限度内の収支差額も含まれるべきだ、こう思ひますが、その点いかがでしょうか。

○説明員(西井昭君) ただいま先生のおっしゃるのとおりにわれわれも理解いたしております。先ほどからお話の出しております、現在の法制では「合理的な料金で」ということでございまして、具体的にそのうちで、公社のような公共企業体で一体収支差額というものは認められるのであろうかどうか、こういう問題も含めまして、先般の五十二年の料金改定の際の国会の附帯決議を受けまして、電信電話諮問委員会というものを公社の中に設けまして、公社の料金の決定原則、また、ただいまお話のございました公共的必要余剰と申しますか収支差額が認められるべきかどうか、こういった問題を諮問をいたしまして答申をいただいたところでございまして。

その結果に基づきますと、公社のような公共企業体におきましても、設備の改良、拡張投資への充当とか、インフレーションによります減価償却の不足の是正を含めた収支差額というものはいわゆる公共的必要余剰としてその限度まで示されて答申を受けたわけであります。限度額といたしましては、自己資本の五ないし七%、あるいは総資本の六ないし八%から利子及び債務取扱諸費を除いた額、こういう答申をいただいたところでございまして。公社といたしましては、今後の料金決定に当たりましてはこの公共的必要余剰の考え方を参考にしたしまして、収支、資金調達等の財務状況とか経済情勢、サービス水準についての要望等を見ながら対処をしていきたい、こういうふうに考えている次第でございまして。

○太田淳夫君 郵政省としては、どの程度の収支差額が適当であると考えておみえでしょうか。また、それを超えた収支差額を利用者に還元する場合、どのような措置が一番適当だとお考えで

すか。

○政府委員(守住有信君) 電電公社の収支差額につきましては御案内のとおりでございまして、一般の民間の企業の利益というものは基本的に性格を異にするということで、公社の事業の継続性と申しますか、そういう面からも必要な経費である、このように実はとらえておる次第でございまして。ただし、これが何%が適当かということにつきましては、電電の諮問委員会の中で二つの、いま御説明ありましたような一定の限度幅を設けた御指摘があるわけでございまして、それを短期で見ると長期で見ると、いろいろこれは御議論がございまして、郵政省あるいは政府全体としては、それが何%あるべきだというふうなびしやとしたものは持っていないわけではございまして、しかし、その収支差額というものが事業継続のための必要経費だ、こういう基本的な認識、立場に立つておる次第でございまして。

○太田淳夫君 現行ですと、この収支差額が出た場合はすべて資本勘定に回すことになっておるわけですが、これは利用者から見た場合に納得できない面もあります。たくさん収支差額について料金の値下げやら、あるいは現行の予算制度を改めてある程度の収支差額を次年度以降の事業に回せるよう配慮すべきじゃないか、こう思ひますが、その点どうでしょう。

○説明員(岩下健君) お答えいたします。収支差額は、先生御承知のように資本勘定の財源に入っていくわけではございまして、資本勘定というものは、債務償還と並びまして建設改良投資のいわば財源を賄う勘定でございまして。したがって、収支差額を資本勘定に入れるということ、つまりはサービスの改善、改良のための投資の財源に引き当てられるということではございまして、サービスの改善を通して利用者の方のお役に立つ、還元されておることかと解釈しております。

○太田淳夫君 わかりました。次は、時間もなくなりましたのであれですが、

公社が電話加入者に対して料金を請求する場合、その根拠である内訳明細を記録して明らかにし得る体制をとることは、公企業として当然の責務であると考へますが、その点どうでしょうか。

○説明員(稲見保君) お答えいたします。

先生御指摘のとおりでございます。お客様からお尋ねがございました場合に御利用の内訳を明確にお答えできるようにすることが、お客様と私どもの間の信頼関係をより強固なものにするためにきわめて必要であらうという認識に立ちまして、明細記録を用意するという施策について技術面、制度面、実務面の検討を鋭意進めておるところでございます。

○太田淳夫君 料金明細記録は、その取り扱いのいかんによりましては、電話利用者個人のプライバシー侵害にもなりかねないと思ふんです。したがって公社が内訳明細サービスを提供する場合、プライバシーの保護、すなわち通信の秘密保護を優先的に考へるべきじゃないか、こう思ふんですが、その後、公社でどのような検討がされていくんですか。

○説明員(稲見保君) 通信の秘密に関しましては、これは憲法上、法律上はもちろんでございまして、これは公衆通信事業者であります電電公社としては最も重要事項として十分認識しておるところでございます。創業以来今日まで徹底して通信の秘密の確保と申しますか、保持を徹底いたしまして利用者との信頼関係というものを続けてまいっておりますというふうに考へます。内訳明細を実施するに当たりまして、この点につきましましては万全の対策を講じてまいりたいというふうに考へておりまして、お客様の間にある御不安の起こらないように十分な手を講ずる考へでございます。

○太田淳夫君 料金明細サービスの提供内容と、その実施時期についておわかりになったら御説明願いたいと思ひます。

○説明員(稲見保君) お答えいたします。実施の時期につきましては、今後私どもの方で

準備を進めておりますところのハードウェア、ソフトウェアの技術確認試験、社内的なテストでございまして、こういうものも経たずして、さらに並行して、先ほど申し上げました制度面、実務面の問題もよく整理をしまして、それらの整ったところで、さらにまた国民的なコンセンサスと申しますか、皆様の御納得が得られるような状況ができたところで導入に踏み切りたいという考へでございます。したがって現在の時点で何年度からというところを明確に申し上げるところまでは来ておりません。

○太田淳夫君 電電公社さんとしては、当面の措置として度数の中間調査を強化するとともにビデオ方式の導入を行っているようにすけれども、これらの概要と、その導入について伺ひたいと思ふんですが。

○説明員(稲見保君) お答えいたします。明細記録というものができるとなると若干の期間を要すると思ひますので、その間の経過的な補充的な措置をいたしまして、従前の月一回のメーターの読み取りのほかに、たとえば十日に一回とか七日に一回といった読み取り回数が増加、それによつてお客様からお尋ねのあった場合の説明のデータを補強するということも近年ずつとやっております。しかし、これを一歩進めまして、局舎の条件、そのほかもの要素が整ったところではできるだけ毎日の御利用度数というものを記録しておけば、お客様の方でも記憶がわりに鮮明に戻りやすいということもあつて御参考になるだろうというところで、条件の許すところは逐次日別の記録をとる仕組みというものを導入しております。

その方法といたしまして、一つは電子交換機の記録を活用するということがございまして、それから先生がお話しになりましたビデオ方式と申しますのは、文字どおり、ビデオテープのレコーダー、これを活用いたしまして、主として平日でございますけれども、平日の御利用度数だけでございますが、平日の御利用度数につきまして毎日

写真に撮っておきまして、必要が生じたときにこれを再生いたしまして、それでもつてお客様の御参考にする、こういう仕組みでございまして、今日ほぼ全国で、VTRと申しておりますけれども、ビデオ方式は約二百局までぐらいついてきたかと思ひます。今後も逐次増強してまいりたいというふうに考へております。

○太田淳夫君 終わります。

○山中郁子君 五十一年の料金値上げの際の公衆法の改正のとき、私はかなりな時間におたりましていろいろな点から電電公社の経営上の問題を指摘いたしました。多くの方は覚えていらつしやると思ひますけれども、その基本は、公社の経営が赤字だから値上げをさせてほしい、かなり大幅な値上げでございまして、そういうことが繰り返して主張されていたんですけれども、実際は大企業には大変有利な経営姿勢で国民からはシビアにお金を取るという、いわば大企業奉仕、国民収奪の経営を抜本的に改革をしなければいけないんだということを私は指摘いたしました。そして、そういうことにメスを入れていくならば、国民本位の方向へ転換を図っていくことによつて料金の引き上げを抑えることができるし、また国民サービスを拡大していくこともできるということ、これを数々の具体的な事例を踏まえて申し上げたわけなんです。

しかし、その後どうなのかということは、私はやはりその点について、当時の、そのときの通信委員会での審議、つまり五十一年の十月二十六日の参議院当通信委員会です。その中で公社自身も検討を約したりあるいは公社自身も認めざるを得なかったという問題について、何ら誠意ある対応も努力もしてこなかったということを言わざるを得ません。大きく言いますと、たとへば設備料を損益勘定に入れないで、そして資本勘定に入れているという問題一つとりましても、私はぜひぶんのいろいろな点からこの点を指摘いたしました。そして、これをちゃんと当然の道理に基づいて損益勘定に入れるならば、公社が言う赤字だ赤字だ

ということとはがらつと変わるわけですが、そのことをぜひ指摘いたしました。それから相当莫大な、しかも同時に過大な減価償却制度、この点についてもかなり基本的なメスを入れました。そして、大企業奉仕の過大な設備投資とあわせてこれらのことがつづられた赤字となつて国民に値上げを強いているものであるということを繰り返して指摘いたしました。これらのことについては公社自身も認めざるを得なかった。それまでも主張してきた公社の言を訂正せざるを得なかったということは幾つも出てまいりました。それにもかかわらず、いま申し上げましたような基本的な点に何らメスを入れることなく、五十二年以来莫大な利益を計上し続けてきたのが実態でございます。

私は、こういう点でこの利益自体、当時の委員会でも指摘し、いまも簡単に申し上げましたけれども、経営上の問題のいろいろな点を見ても隠し切れない利益となつて新たな問題を生み出しているということを言わざるを得ないと思ふんです。端的に言えば、この利益をどうやって使うか、黒字減らしにあなた方やつぱり苦労してきた、逆に言えば、そういうようなことは幾つも出てきます。そうしたことはこれからまた具体的に明らかにしていくつもりですけれども、大変重要な問題は、こういう体質、土壌の上に、私は昨年来大きな問題になつております近畿通信局を中心とする不正経理の問題が出てくるというところを指摘せざるを得ません。先ほど真藤総裁は幾つかの点を言われて、そして、そういう体質、土壌の上に不正経理の問題も出てきた、こうおっしゃつていまいたけれども、私はその体質とか土壌という基本にいま申し上げましたことがあるというところを初めに指摘をいたします。そして具体的に法案の質疑に入る前に、電電の近畿通信局を中心とする、いま問題になつております不正経理の問題についてたゞします。

四月の十七日の新聞報道によりますと、十七日の朝、大阪地検の強制捜査がこの問題に関して行われたということが報道されております。これは

大阪の方の新聞ですと十七日の夕刊に各紙とも一面トップで大きな報道がされておりますけれども、このことに関して初めに法務省にお伺いをいたしますが、この報道、つまり十七日朝、近畿通信局の不正経理をめぐる問題について強制捜査に踏み切ったという報道については、当然事実であると思えますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(東條伸一郎君) お尋ねのいわゆる電電近畿事件につきましては捜査でございますが、四月十七日に大阪地方検察庁におきまして、関係箇所十二カ所の捜査を行った、これは事実でございます。

○山中都子君 これは料亭やバーなど十二カ所の強制捜査を行ったと報道されておりますけれども、料亭、バーなどということも含めて事実であったという御答弁かと思えますけれども、そのことについての確認と、十二カ所というのはどこでございますか。

○説明員(東條伸一郎君) ただいま御指摘のございましたように、当日の強制捜査、つまり捜索でございますが、これはいわゆる飲食店関係十二カ所でございます。

それから具体的にこれがどこであるかというお尋ねでございますけれども、御承知のように捜査の過程におきましては、いろいろ関係者から事情を聞きましてあるいは関係場所の捜索等を行いましたけれども、関係人の名譽の保護あるいは今後の捜査等の問題もございまして、その名前を具体的に明らかにするのはこの際御容赦願いたい、このように思っております。

○山中都子君 各紙とも背任、横領の疑いということで報道されておりますけれども、容疑はどういうものですか。

○説明員(東條伸一郎君) 御指摘の捜査を行いました容疑でございますが、これは昨年の十二月に大阪地方検察庁に全電通の労働組合の方から告発がございました。その内容につきましては、五十三年から昭和五十五年までの間に約十億円の業務上横領、それに関連する虚偽公文書作成、同行

使、こういうような容疑があるという告発を受けておりますので、そのような容疑で一応捜査を行いましたわけでございます。

○山中都子君 虚偽公文書作成、いわゆる公文書偽造の問題は入っているんですか。

○説明員(東條伸一郎君) 公文書偽造と申しますのは、要するに公務員でない者が公務員の名前で文書をつくるというのが私どもの理解での非常に一般的に申し上げますと公文書偽造でございますが、虚偽公文書と申しますのは、要するに文書をつくる権限のある人が内容虚偽の文書をつくるという意味合いの犯罪だ、こういうふうに理解しております。

○山中都子君 要するに背任、横領等含めて公文書偽造が入っていないということですか、この今回の容疑。

○説明員(東條伸一郎君) 広い意味での公文書偽造には、要するに虚偽公文書という刑法の罪も公文書偽造の中に入りますので、先生のおっしゃる公文書偽造も入っていないのかということでございます。上は、いわゆる虚偽公文書罪も広い意味の公文書偽造の中に入っており、こういうことでございます。

○山中都子君 背任、横領ということとは当然公社の犯罪ということになるわけですが、公社側へはどういう対応を現在されておられますか。

○説明員(東條伸一郎君) 詳細の取り調べの状況については、現在捜査中の事件でございますので、ここで詳しく申し上げることは御勘弁願いたいわけでございます。大阪地方検察庁といたしましては、告発を受けました後鋭意所要の捜査を尽くして、その第一段階といたしましては御承知の四月十七日の強制捜査を行った、このように御理解いただきたいと思います。

○山中都子君 報道によりますと、公社の幹部からは事情聴取をしているというように伝えられておりますけれども、この点はどこからどういふところからの事情聴取をされているのでしょうか。

○説明員(東條伸一郎君) どのような人間から、いつ、どのような事情聴取をしたかということも、まことに繰り返すようで恐縮でございますけれども、いわば現在まさに行われております捜査の途中の問題でございますので、ここで公にすることはちょっとお許しいただきたいと思うのでございます。

○山中都子君 この点についてはどうでしょうか。横領、背任の疑いで強制捜査に踏み切ったというところでございますけれども、それは端的に言ってどういふ事実に基づいてその犯罪容疑を固められたというのですか。

○説明員(東條伸一郎君) まことにお答えを申し上げるのがむずかしい問題でございますけれども、先ほど来申し上げましたように、昨年に告発がなされまして、それから御承知のように会計検査院の方からの御指摘もございましたので、それなりの容疑があるかということで種々所管庁でございますが大阪地検の方で現在捜査を行っております。どういふ点からどのような方向でということとはちょっとこの段階ではまだ申し上げかねるということでございます。

○山中都子君 これも各種報道に共通しているものでございますけれども、たとえばこういう記述です、これは新聞報道がそうなっておりますけれども、「近畿電通局では裏金の使途を克明に記した「裏帳簿」を会計検査院の検査直前に廃棄処分にし、その後、記憶などを頼りにつくり直した帳簿を会計検査院や地検に出していたという新たな事実も十七日まで大阪地検特捜部の調べで判明している」。今回の問題、つまり背任、横領の問題が、会計検査院が検査に乗り出したときに裏帳簿として電電公社が提出したものが、本当はその前に別な裏帳簿があつて、それを廃棄処分にしてそして裏帳簿をつくり直した、そういうことで証拠隠滅工作をしていることもわかったという、それらの一連の問題が一つの大きな固めとなったという報道になっておりますけれども、その点は事実ですか。

○説明員(東條伸一郎君) ただいま先生が御指摘の新聞報道、私どもも存じておりますし、それなりの関心を持っておるわけでございますけれども、御承知のように、事件の捜査の過程で関係者がどのような行動をするか、そういうものも含めましていわば捜査を現在行っておりますので、新聞報道によりますと大阪地検の調べでそれが判明したというように形になっておるわけでございますけれども、これは必ずしも大阪地検の方でそれを報道機関に確認したということでもないようでございます。その事実も含めまして今後の捜査においていよいよ明らかになってまいるといふ一つの事項である。そこで現在、いま御指摘の事実が捜査機関が確定した事実であるかどうかということについては、ちょっと私の方から断定的にお答えを申し上げることはいたしかねるということでございます。

○山中都子君 関係が大いにあるわけでしょうけれども、前から私どもは、電電の不正経理の裏帳簿自体もろろ大きな問題で、検査院の指摘もその後結果的に出ていたわけですが、その裏帳簿自身が改ざんされていたものであったというように、これは結局十二億、会計検査院の検査結果で伝えられ、報告もされ、そしてその中から一応数字として集約されて、一般的にそのように理解をされている。近畿通信局におけるいわゆる不正経理によつて、主として飲食に使った十二億二千万円ということになっているわけですが、これも結局急遽つくり上げられたもの。それは符節の合うことがいっばいあるんですよ。私もずっと、通信委員会も含めて、さまざまところでその点も追及し指摘もしてきたところですが、実際に何も飲食してないところの伝票が出てきたり、そういうことはずいぶんいろいろ指摘をいたしました。

要するに、もちろん莫大なお金で飲食をしたでしょう、そのことははっきりしています。しかし飲食でない何か別なお金がこの中から流れている。しかも、それをあたかも飲食をしたというこ

とのようにつじつまを合わせて、結局使つてもいない料理屋だとかバーだとかスナックだとか、そういうところを伝票を書かせる、こういうようなことにならざるを得ないんですね。そういう点が、改ざんということが一つの中心としてあるならば、当然のこととして、検査院が指摘した飲み食いに使つたといわれる十二億二千万円に限つてみても、そのお金が何か別なところに流れたというものが一つの材料として地検の強制捜査という形での背任、横領の疑いを固めさせたということになると思ひますけれども、その点はいかがですか。

○説明員(東條伸一郎君) 御指摘のいわゆる裏帳簿の問題、あるいは仮にその事実がございましたといたしまして、私どもの言葉で申しますと、それによつて浮かしたお金の使途、そういうふうなただいま先生御指摘の問題につきましても、当然捜査当局としては犯罪の成否とも関係することでごさいますので、それらのことも念頭に置きながら捜査をせざるを得ないということになるかと思ひます。

○山中郁子君 当初から私どもは、一つの言い方をすれば、使途不明金も出ないで全部つじつまが合ひ過ぎる、これだけの莫大な不正経理で、そしてそれが飲食に使われたというふうなことで余りにも問題があるし、裏帳簿自体に疑いを持たざるを得なかつたという経過がありますし、そのことは検査院にも指摘をしてきたところですよ。

それで、私は検査院にお尋ねをしたいんですけれども、いま検査院が会計検査院の責務に照らして検査に入つたその土台となつた電電公社の提出した裏帳簿が改ざんされたものであるというふうなことになつたら、これは私また大変重大な問題だと思ひますし、当然調査をし直す必要が生じてくると思ひますけれども、その点についての検査院の見解をお伺ひいたします。

法務省は結構でございます。

○説明員(中村清君) お答えいたします。

新聞報道があつたことを承知しているにすぎま

せんので、結論めいたことを申し上げるということとはここでは差し控えていただきたいと思います。ですが、私どもは、検査において裏帳簿があつたものはそれにより、またなかつたものは関係資料等によつて不正経理の額及びその使途を確認してゐるものでございます。今後、仮に検査当局の捜査の結果によつて事実関係が大きく動くということが判明したならば、その段階で会計検査院として改めて検討したい、こう思つております。

○山中郁子君 検査院の報告による十二億二千万円、近通だけのカラ出張、カラ会議から捻出したお金ですね。そして、それが国会の質疑の中で、ほとんどが飲食費に使われているんだ。検査院の報告自体にもそうなっているわけですよ。しかし、いまも申し上げましたように、その中に結局何だかわからないけれども、これ自体が改ざんされたものであつて、飲食費を装つてゐるけれども、それ以外にも流れて、どこへかどういふ形でか流れたものがあるという疑ひが出てくるというふうなことであつたらこれは大変重大な問題です。で、会計検査院の使命、責務に照らして、かなえの軽重を問われる問題ですので、私はその点についてはしっかりと会計検査院が再調査について全精力を使われるように改めて申し上げておきます。

ちよつとあわせて伺つておくんですが、私どもは、この問題についての検査に際しまして、会計検査院が電電公社にこんなふうにごまかされてゐるんじゃないかというのを何回も指摘いたしました。具体的に一つの文書も提示をいたしました。あなたの方にも差し上げてありますけれども、箕面市の帝釈寺で、北地区管理部、近通です。北地区管理部管内の会計係長会議を開いて、支出書類の改ざん、隠蔽工作の打ち合わせをした、そして、これは約四十名泊まり込みでやつてゐるんです。そのときに配付した指示文書、隠蔽工作のための指示文書もあなたの方にもお示しをして、国会でもそれを指摘したところですよ。もうすでにこういう前科があるんです。あなたの方に

してみれば被害を受けてゐるわけです。そして、やり直して、やっぱりそれが電電の言つてゐるのと違つてゐる、ごまかしてゐる、うそをついてゐるということがはっきりした経過があるんですから、そのことについてはよくよくそういうことを承知しておいていただかなきゃいけないんですけれども、この問題自体については突きとめられましたか。

○説明員(中村清君) お答えいたします。

先生のおっしゃいました指示文書でございますけれども、これはすでにお話としては聞いております。具体的内容については私ども見えておりませんので、その点の内容はお聞きするだけでございます。しかしながら、会計検査院としましては、それはそれといたしまして、私どもが検査をするという場合でございますけれども、今回の近通の場合もそうでございますが、検査に当たりましては、各種の関係書類を対査、照合いたしまして、そしてその間に矛盾点とか問題点といたうものを見出しまして、そしてそれをさらに詰めることによつて裏帳簿というものを発見し、さらに不正経理の金の出し入れになつてゐる預金通帳までも発見して、そしてわれわれとしては与えられた権限の範囲内で最大限の努力をしてこういう形にまとめ上げたというふうに私どもは考えております。

○山中郁子君 これはあなたの方にお渡ししてあるんです。だから、ぜひごらんになつていただいで、同時に、いまおわかりにならなければいけませんけれども、「会計担当係長会議資料」となつて、マル秘です。「支出証憑書類等の取扱ひについて」、五十四年四月十七日、会計課というところの文書です。先ほど申し上げましたこれが近通の北地区管理部管内の会計係長会議を開いて支出文書の改ざんを指示した中身です。私は当然これは会計検査院としてこの文書自身の突きとめをされるべきだと思つて、その当時からわれわれはそれを要求しておりました。省脱議員が通信委員をしておられたところですが、そのことについての行

方を会計検査院としてどういふふうに調査をされ、追及されて、突きとめてゐるのかどうかを後ほど御報告をいただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○説明員(中村清君) 先生御指摘の文書につきましては、私どもが突きとめられるかどうか、さらに検討させていただきたいと思ひます。

○山中郁子君 会計検査院は結構でございます。端的に公社にお尋ねいたしますけれども、公社は裏帳簿の改ざんをしたわけですね。そういうことがあつたわけですか。

○説明員(小澤幸雄君) ただいま裏帳簿というお言葉が山中先生から出ておりますが、検査院の指摘事項は、カラ出張の場合にも十一億五千万円は別途に経理されておる、それから会議費の部分についても別途に経理してゐる、それからもう一つの会議費の部分では、架空の債主名義による預金口座に振り込まれたり、あらかじめ打ち合わせた業者の預金口座に振り込ませこれを受領したりなどして資金を捻出してゐたものがあつた、このようになつておりました。裏帳簿という言葉はいわば別途経理の方法についてのお言葉というふうな私ども受けとめますが、この別途経理のものにつきましては、公社の担当者が収支の記録とかあるいは必要な支出事実の証明といったようなものを本人の責任において行つておつた、このように私ども理解しております。

○山中郁子君 あなたの方のおっしゃる言い方だと、まあそれでもいいんですけれども、裏帳簿というところで言いますよ、一般的に裏帳簿なんだから。

裏帳簿は、それじゃ改ざんしてないかと断言されるわけですか、公社は。

○説明員(小澤幸雄君) 裏帳簿の改ざんというお言葉になりますとちよつと聞きようによつては穏当ではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、近畿通信局で会計検査院に提出いたしましたものはそうした別途経理の収支の記録あるいは必要な支出事実の証明、こういったものを

検査院にすべて提出した、このように理解しております。

○山中都子君 今回の強制捜査の背景にあるものは、別途経理とあなた方がおっしゃるその裏帳簿を会計検査院の検査の前に急いでつくり直した、いろいろあったものをつくり直して出したんだという疑いがある、背任、横領ですね、そこから出てきている容疑です。それによって強制捜査が行われた。私は、だからそういうことは絶対になかったのか、ないとおっしゃるのか、あったんじゃないですかというのを伺っている。公社が知らないはずがないと思います、公社の幹部が。その容疑があつて地検が強制捜査にまで踏み切つていくという中で、そんなことが全くなかつたなんていうことは私はあり得ないと思うんですけれども、現にそれが問題になってきているわけですから、公社がそのことを知らないはずはないと思うんです。その辺どうなんですか。

○説明員(小澤幸雄君) 何度も繰り返すようでございますが、公社近畿通信局では、私も報告を受けておりますことは、検査院からの要請に応じまして別途経理の収支の記録、必要な支出事実の証明というものを可能な限り収録して証明ができるような形にして検査院の方に提出いたしました、こういうふうにご承知しております。したがって、先生が裏帳簿の改ざんの事実があつたかというお尋ねにつきましては、現在私も承知しておりますのは、会計検査院と近畿通信局の対応の事務処理でございます、それ以上突っ込んだ問題は、先ほど法務省の方からお話ございましたが、いま検査の方でいろいろお調べになつていられる問題は新聞等で私も承知しておるという段階でございます。

○山中都子君 私は、公社は大事なところだと思ふんです。いままでそういう問題でさまざまな社会的な批判を浴びて、そして一段落したかのようになっているけれども、そのようにして一段落をさせるべくつづいたものがこれがまた捏造されたものだという事になつ

たら一体どうなるのか。いま小澤さん大変自信なげな御答弁だと私は承つたんですけれども、もっと積極的に、本場にそうした不正経理に関するそこで象徴的にあらわれた公社のさまざまな問題点を本場において一新して改めようという決意をお持ちならば、あなた方がもっと積極的に近通の幹部に、一体こういうことになつていくけれどもどうなのか、ただ近通の幹部が出してきたものを一応それを信用して、信用という言葉さえお使ひにならないで、もう一度伺いますけれども、あなたはそのうちどうおっしゃっている。つまり改ざんとか捏造とか、もともとあつたものを廃棄して新しくそのときつくり直したんだなんてそんなこととは絶対にない。そんなことは絶対にないんだというふうにいふおっしゃるのか。私は、そういうその場限りの言い逃れや、それからやり過ぎでいくというものは公社の生命に関する問題だというふうには思つております。私にはいろいろな告発が来ている。管理者が一週間泊まり込みで、先ほど申しましたけれども、会計検査院の検査が入るといふ時点で改ざんした、こういうことを、自分は公社の管理者だけれども本場に情けないというふうな訴えだつていふんあるんです。そういうことをやれば本場にこでしつかりと公社が不正、腐敗、そういうものと縁を切るという立場に立つならば、もっと積極的に近通の幹部からでもどういふふうなことをこの切ることの姿勢を示すべきだし、それからまた、その上でもなおかつ絶対にそういうことはしないということならば、そういうふうな断言していただかなきゃならないと思ふんですけれども、重ねてその点について伺ひたいします。

○説明員(小澤幸雄君) 自信なげというお言葉がありました。そういうつもりはございません。当時、検査院が近畿に長期滞留していたしまして、この不正経理問題について精力的に取り組まれた。その取り組み姿勢としては、私もほとんどはかくあらゆる事実を検査院にすべて正しく表明し、可能な限りの証明を出して、もし事実と相違するものがあればそれは問題外であつて、自信のある資料をもつて内容を証明しないという指示をいたしまして、近畿通信局もそういう厳しい姿勢に立つて検査院の求めに応じて可能な限りの証明書類、支出行為の裏づけ資料等を出した、このように理解しております。もし万一、その内容が検査院の手によって事実と相違するものがあるというふうな事実があらつたとすれば、これはきわめて重大な事実でございます。先ほど法務省の方からもお話がありましたように、その場合は司法の手によって厳しい対処が行われるものではないかというふうな受けとめておりますが、もしそのような事象があるとすれば、私も全く本意ではない、きわめて遺憾な事象だと存じますが、現時点ではこれがどのようなものであるかということについて、私も非常に残念ながら検査院の方にすべての資料を提出した、こういう時点で事実について受けとめておることが実態でございます。

○山中都子君 先ほど検査院の方にも申し上げましたけれども、実際上公社は、検査院の検査に対してもこういう支出文書の書きかえや何かの指示を組織的にやつていられるんですね、管内の会計係長を集めて泊まり込みで。具体的に内容もみんなはつきりしているんです。そういうことを、もうすでにいままでの段階でやつていられる。それで、その後これらの問題について、小澤理事が責任者だといふように私は理解しておりますけれども、業務執行点検委員会なるものをつくられましたね。そしていろいろお調べになった。私は何を調べたかと言ひたいわけですが、この結果四億八千万円が正當な適切なあれではなかつたということで弁済をするというふうなこともござつたわけ

です。その後、真藤さんが新しく総裁になられて、今年度の基本方針ということでの第一に、異例だと思ひますが、綱紀粛正ということ掲げられていられる。矢先です。私はそういう点で、先ほど申し上げましたことを繰り返しませんけれども、公社の姿勢というものが一体本場に反省しているのかどうか、そのことを疑ひたいわけなんです。この辺で、ひとつ総裁の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(小澤幸雄君) ひとつ、その前にお答えさしていただきます。先ほど来、先生が会計検査院に対してこういうものは出してはいかぬとか、あるいはこういうふうにつくりかえなさいという指示文書が会計係長打合会の資料としてあるというのを何度もお話しになつておられます。これにつきましては、菅先生からの御質問で当時秋草総裁、私もこれがよく承知しておりますが、私も調べましたのでよく承知しておりますが、私どもはこれのようなものをよく調べても、当時それがどうかとおしかりを受けるかもしれないが、本場に不明でございます。検査院はいわばわれわれに対して不利益のために検査をするのじゃなくて、われわれがもし一つの肉体だとすれば検査院は健康診断をしていくのだから、ありとあらゆるデータを出して、そしてわれわれの健康の状態をチェックしてもらふべきだということを繰り返して繰り返して申しております。検査院に対して資料をごまかすとか、あるいはこれは検査院に出さないうとか、そんなことは絶対に検査院に出さないうとか、そんなことは絶対に検査院に出さないうとか、現場の係長の打合せというところでございますが、そうしたしらかぬ文書が出されておるという事実は、私どもとしては憤慨したわけでございます。当時、秋草総裁も非常に立腹されておる、そういう事実があらつたらその責任者はつきりさ

せて処断せよという指示まで受けたのでござい
ますが、私どもの調査したところでは、どうしてこ
んなばかげたものがどこで行われたのかというこ
と、現場の係長ですからあるいはそれがどこでど
のようにされたのかわかりませんが、私ども調べ
た範囲では、通信局も通信部もそのような誤った
指導はしていないということを当時お答えもいた
しましたし、またその後も検査院にもその資料を
もちろなお渡ししてございまして、非常に慎重に
調査をしたということをごつけ加えさせてい
ただきたいと思ひます。

○説明員(真藤恒君) 私、着任以来、この前御説
明申し上げたように、特別な組織をつくっていま
姿勢を正すということについて努力いたしてあり
ますが、だんだんいろいろな報告を聞き始めてお
りますが、あのことがあつて以後につきました
は、かなり当面の事務処理その他は正しい姿勢に
返つておるのを見えます。しかしながら問題は
は、そういうことが起こる根元をだんだん直して
いきませんと、時間がたてばまた起こるというこ
ととかどうかということが非常に心もとなき点もご
ざいまして、そういう点を直していくのがこれか
ら先の私の仕事だというふうに心得ておる次第で
ございませう。

○山中都子君 小澤さんにやはり私は申し上げま
すけれども、そうだとすると、あなた方が誠必誠
意、一生懸命あれしたけれどもわからなかったと
いうことは、それがまた隠されておるということ
以外の何物でもない。そうでしょう。これが公社の
文書以外の何物でもないということははっきりし
ているんだから。そして会計検査院の検査を前に
こういうふうに行つておるのだから、さういふこ
うことを指示して、会計係長全部集めて帝釈寺で
会議をやつたということは否定し得ない事実で、
それをだれがやつたかだつてはつきりしてゐるん
です。それがわからないというのは、それは結局
はそれも隠されておるということ以外の何物でも
ないんだということを私は重ねて指摘しておきま
す。そこが問題だということなんです。

それで、私は公社にさつきから、もつと本當に
心底からそういう反省をして国民の期待にもこた
え、こうした過ちを再び犯さないということであ
るならば、ちゃんと反省してもらわなきゃ困るん
だけれども、そうじゃないからこそのろんな問題
が出てくるんだということを重ねて申し上げてい
るんですけれども、これは先日、四月十六日の衆
議院の通信委員会でのわが党の村上議員の質問に
対して森谷監査局長が答弁されておることなんで
すけれども、この中にそれが本當に歴然とあらわ
れておるんです。村上議員はこの質問の中で、こ
うした飲食代が労働組合幹部を接待するという形
で一万使われた、これは会計検査院が大体認め
たところなんですけれども、そういう問題につい
ての關係として指摘をいたしました。そして森
谷監査局長は、こういう答弁されておるんです
ね。「これはやはり労働關係というものは使用者
側並びに労働者側の信頼關係というものが最も大
切だということに當て思つておるわけでございま
すけれども、それにはやはり四角四面な場だけで
はなく、いろいろな形で意思疎通を図る場を持つ
ていふことは、意味のないことではない」、こう
いうふうにかねてからわれわれは思つておること
だと、いわば聞き直りです。そして、お金の
出しどころが悪かつた。お金の出しどころは
悪かつたけれども、労働組合の幹部を接待してい
わば飲食費を使うというところは、四角四面なつき
合ひだけではなくて必要だ、これが労働關係の信
頼をつくる上で欠かさないものだ、そういうふう
に聞き直つておる。全然反省なんかしてないん
です。要するにやり方がまずかつた、今度はもつ
とよくやろう、これだけのことにしかならない
んじゃないか。私は労働組合幹部の接待だけを申
し上げておるわけじゃありません。少なくとも会
計検査院で指摘をされた十二億二千万円、そして
あなた方自身も適切でないというふうにみずから
判断した四億数千万円、こういうお金をいろいろ
な点で飲食費に使つて、そして人間のつき合ひと
いうのは四角四面なものじゃだめなんだから、場

合によつたら酒を飲ませたり物を食べさせたりす
ることだつて必要なんだ、お金の出し方がまずか
つたんだ、それ以外の何物でもないじゃありません
か。どうなんですか。

○説明員(森谷昭夫君) お答えいたします。
ちよつと私の言葉が足りませんで誤解を招いた
点もあつたかと存じます。その点は申しわけない
と思ひますが、私が申し上げましたのは、先生御
指摘の一千万の弁済した方じやございませう。こ
れは一千万の弁済をしたものにつきましたは、業
務上の關係が薄いつつておることでは検査院の方から
御指摘のあつたことではございませうから、これはと
んでもない話でございませうから、こういうことは
たとえ相手方だれでも許されぬことではございま
す。私が申し上げましたのは、そのほかに、業務
上の必要性がある、濃いつつていふふうには認め
ていただいて、検定の調査の段階でもこの辺は社会
的な儀礼からしてやむを得ないんじゃないかとい
うふうには認めていただいたものにつきました。労
働組合との關係を円滑に保つためにやはりこのぐ
らひは社会常識的に許されるのじやなからうか、
こういうことを申し上げたかつたわけではございま
す。しかし、これもやはり一つの社会的な容認と
いうことでもございませう。特に公共企業体とい
う立場からすればやはり相当厳しいあり方という
ものが求められなくちゃいけないと思つておりま
すから、いままでのことがすべて私はいいいい
ふに思つておるわけではございませう。

○山中都子君 だから、あなた、いま私がそう言
えばさういふふうにおつしやる。だげど、あのと
き何と言つたか。私、これ速記録起こして持つて
きておるんです。先ほど読み上げました。「いろ
いろな形で意思疎通を図る場を持つていふこと
は、意味のないことではない」といふふうにわれわ
れはかねて思つておつたわけではございませう。しか
しながら、今回の場合は不正な経理で別途に支出
した金を使つたというところが非常に問題があるわ
けでございませう。そこで弁済の方に入れたわけ
でございませうけれども、私たちの本心としては、

やはり労働の信頼關係というものを正常に維持し
ていこう、こういういい意味の考え方から起こつ
たことではございませう。、こう言つてゐる。あな
た、これ本心なのよ、御自分でも本心と言つてい
るけれども、私はそのことを言つてゐるんです。
聞き直りしよう。いま、あなた、ここで口先で
訂正されたとしたつて、この時点で、これは四月
十六日、数日前、その時点であなたはこういうふ
うにおつしやつてゐる。だから、あなたの方の本心
というのはいかなるのか。金の出どころが悪かつ
た、まずかつた、今度はうまく考へてやりませ
う、そういうこと以外にないじゃないかというこ
とを私言つてゐるの。もう森谷さんから答弁伺わ
なくていいですけれども、公社として責任ある方
からこのことについてのはつきりした見解を聞か
せてください。労働幹部のことだけ私言つてゐる
わけじやありませんけれども、こういうことも含
めてどうなんですか。

○説明員(小澤春雄君) 前後の關係から申します
と、森谷監査局長が答弁いたしましたのは、四千
万円の労働關係の会費といふものが不正経理の
中に含まれておる、そのうち三千万円は検査院の
方もこの辺は業務上の必要性があると認められ
るというふうには考へていただいた、一千万円は業務
上の必要性が薄いつつていふこと、こんなふうに判
定をされておるということ、私、森谷局長の後
でちよつと言葉が不十分だつたというところで村上
先生にも、この一千万円というものは、いわば内容
ということもさることながら、組合と役員との交
時とかあるいは一つの案件の打ち上げとか、そう
いうときに会費をしてゐるんな話し合ひをするこ
うなところがある、ある一定の回数あるいは社会的に
容認される限度であればこれは業務上の必要とい
うふうには認められるというふうには検査院もお認め
いただいておるわけですが、一千万円の部分につ
きましてはさうじやなくて、今度はその後で一部
の人が席を変えてさらに懇談をしようというふう
な形になつた場合には、内容がたとえ労働の間の
話であらうがあるいはさうでなからうが、さうし

た席を変えた俗称二次会といったようなものはこれは業務上の必要性は薄い、こういうふうに考えられます、したがって一千万円の中に入れたのであります、こういうこの四千万円、一千万円というふうな問題のプロセスでこの問題私出てきたわけでありまして、労働組合と癒着するための飲食一般論というふうなことでお話をしたわけではございませんので、この点は先生ひとつ御理解をいただきますかと思ひます。労働組合との間に本当に飲ませ食わせて、いわば飲食をしながら組合の意思をこちらへ向けさせるとか、そういう問題はこれは労使一般の基本的問題でございまして、あのときの村上先生との質疑応答はそういう点ではなくて、四千万円とか一千万円とか、こういう問題の説明内容として出てきたわけではございまして、私も決して労使の癒着というふうなものがある等を通じて当然であるというふうなことは夢にも考えておりません。この点はひとつ御理解をいただきますかと思ひます。

○山中都子君 夢にも考えていないなら、なぜ森谷さんのこういう発言が出てくるんですか。「私たちの本心としましては」と、こう言っている。だから、それはあなたも訂正なさったし、森谷さんも訂正なさったんだからそれはそれでいいですけれども、その本心が出ていて、あなた方はいまそういうふうにおっしゃるけれども、決してそこについてちゃんとした反省がされていなくて問題なんだというのを私はいま申し上げていきますので、その点はよく總裁初め受けとめていただかなければならないと思ひます。

これはいままでのケースを出してみても、単に社会常識上許容されるだとか儀礼的なだとかいう範囲を超えた問題になっているんです。一つ例を挙げますと、五十三年の、ずっとどういうところで飲み食いしたかというのが出てくるんですけれども、七月だけちよっととってみます。七月一日に、管理職七名で割烹料理屋で宴会をしていいます。七月五日に、同じくこれは二軒にわたっています。レストランのようなところとそれから料理

屋ですね。それから七月六日、次の日、これはホテルのビヤホールというふうに考えられますけれども、そこでやはり飲食をしている。七月十日にはスナックで飲食をしている。七月十八日は、これも二軒のスナックにわたって飲食をしている。これはずっと、実際の数としては私は五月から十二月までの全部持っていますけれども、そういうところで本当に、三日にあげずという言葉がありますけれども、そういうことをやっているんです。

そして、たとえば別なケースで実際にあったところの例を申し上げますと、これは管理者とそれから労働組合幹部も入って合計二十数人で、やっぱりちゃんとした記述があつて、酌婦——酌婦という言い方になっていきますね。酌婦五人というところで、幾らそれで金を払った、車代、みやげ代が幾らだ、料理が幾らで、ビールが幾らで、酒が何十本で幾らだ、そういうのがちゃんとあるのね。そんなことが社会常識的にとかあるいは儀礼的にとかいうことであるはずがないわけですね。

さつき私が申し上げました三日にあげずというふうなところをもっと詳細に調べてあるんですけれども、そういうところでは局長、次長が毎晩毎晩そうやって飲んだりしているわけだから、二次会、三次会とやっているわけだから、朝なんてちゃんと出勤時間に出てこれないんです。全部出勤時刻を見ますと、八時半、普通デスク、事務関係八時半出勤ですね、公社は。それに間に合つて出てきたときがないという、そういう状況です。具体的に若干の数字を申し上げますと、さつき申し上げましたところをずっと照合してみますと、局長の出勤時間、九時四十五分、一時——午後一時です。九時三十分、八時五十五分、十時、八時四十二分、十時十分、九時三十分、八時四十五分、そういうふうになつていまして出勤時間に出てみえてない。それでもう評判なんです。二日酔いの青い顔して出てくる。こういうことは、私は局長が好きでやっているとも思ひません。局長、いるんなところの人がすべてお酒飲むのが好きだ

とは限りませんから、かなわないと思ひながらやっている場合だつてあるかしれません。それが私がいままで言つてきた公社の体質だということをも一つの問題として申し上げているので、よっぽどちゃんとしたあなたの方の姿勢を改めるといふ反省をしなければ、この問題の根というのとは簡単には、新しい總裁が来られて号令をかけたというだけで解決するものじゃないということとを申し上げておきます。

で、問題は結局、いまこれからさらに明らかにするでしょうけれども、会計検査院に提出した資料自体を、裏帳簿自身を改ざんしたということが一つの大きなごまかし。それからさつき私指摘しましたけれども、使つてもいいんだ、しかしそのお金の出し方がまずかつた、こういうようなあなたの方の開き直り、そういう二重のごまかし。何の反省も結局はないじゃないかということとを国民が考えたつてこれはしょうがないでしよう。私はそのこのところを、沿うような形で本当にしっかりと、このままではやっぱりだめです。このままじや本当に公社の、いま言ったように、それは常識的な範囲内で何だとかかんだとかおっしゃっている限りはだめ。私は基本的に、どういふ大義名分があろうととにかくそういうことは一切やらぬ、そのぐらゐのことをさせない限りは。実際に必要だとか常識の範囲内と申してやっていると、いま一つの例として申し上げましたけれども、そういうこと。酌婦何人、五人分だなんていつて、そしてお金を出しているわけでしょう。何十万というお金を出しているわけですね。実際にはそういうことをやって、そんなことが常識で、社会常識上考えられるとか儀礼上考えられるなんてことじや全然ないでしよう。そういうことを申し上げていきます。ですから、私は、電電公社が本当の意味でこうしたものと縁を切つて、立ち直つて、ちゃんとした国民の期待にこたえ得る、そういう企業として発展していくためにはこのままじゃだめだということだけを申し上げておきます。

の指示だとか、あるいは十一月二十六日の官房長會議の申し合わせだとか、基本的に政府が提出したそうした例の公費天国の問題に絡む政府の姿勢がすでに五十四年に出ていたわけですから、その後も引き続きこうした問題がいろいろとあつて、現に四月十六日に森谷さんがそういう答弁もしているというところを、この際本当にきつぱりと徹底した反省をしていただかなければならないと思ひます。

郵政大臣に一言、ここで見解をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(山内一朗君) 電電公社の経理問題につきまして、会計検査院から不当、不正のたぐいなる指摘を受けましたことはまことに遺憾でございます。

そこで、私も、これに対処するの一番重要なことは、第一は真実を明確にすることである、それがなければ、幾ら今後どうするといったつて対策は本当は立たないと思ひます。当然出た得るものにも出さないで、別経理をしてそういう支出をしているというのが一番私は考えておかしいことだと思ひますので、出せるものはちゃんとした経理をしてまず出していただく、それを出すのにどういふ規則からいって出したいけれどもだめだというのなら、正しければ規則を直しても私は構わないと思ひます。それが第一。

それから第二は、出したらいけないものをごまかして出せるようにしたというのが私は一番いけないことだと思ひます。そういう点は、検査当局も今度入つたのでございまして、そこで真相というものが明確にわかつてきた場合、それに対処して公社において、今後は絶対ないようになつていよう、もつときめ細かにこういう改善をして今後はないように、こういうふうになつていただきたと思ひつていくわけでございます。

○山中都子君 次に、法案の問題について入ります。これまで国民がさまざまな大きな負担をしながら

ら全国の自動化や積滞の解消を図ってきたわけですが、電電公社の職員もその中でいろいろなさる。さまざまな困難を強いられたい経過があったわけですが、いま全国電話ネットワークは完成に近づいているわけですね。私は、これはそうした国民の大きな負担によってでき上がったものは基本的に国民に開放して、安く便利に使えるようにすることを経営の土台にすべきだ、経営の基本にすべきだというように考えております。この点から、本法案で言う遠距離料金の引き下げ、あるいは以前からわが党がずっと主張してきたんですけれども、日曜祭日の割引料金制、それからまた夜間割引の拡大は、それ自体として当然のことながら歓迎するものでもあり賛成するものでもあります。私もはもとよりさらに拡大すべきだというように考えております。

そもそも、その夜間割引料金というのは、トラフィックのピーク時対応した設備となっている電話設備、これに需要が少ない時間帯は設備が遊休になるということで、それは避けられないわけですね、ピーク時に耐えるような容量になっているわけですから。だから、そこで新たな需要を誘発、喚起して、そして設備の稼働率も高めるし増収も図ろうというのが、経営のサイドからいえば国民サービスということとあわせて容易になるわけですね。けれども、この前の委員会では、三月三日の通信委員会ですけれども、そこでも主張いたしましたけれども、そうであるはずなのに、夜間割引の拡大をしたり、それから遠距離料金の引き下げをしたり、それからまた日曜祭日の割引をするというふうになるとすぐそれが減収だといって、その分をどういうふうにするから減収になるんだということを盛んにおっしゃるわけですね。それは私はちよつと基本的なあなたの方の経営姿勢としてもおかしいんじゃないかということから、一体、減収減収と言いつても減収の根拠は何なのかということをお尋ねいたしました。それで、私はその資料をずっと一貫して要求していただんすけれども、出してこられたのがたったこの一枚。何にも根拠

なんかないんです。その数字を出した算定の式はこういうものなんですという算定式にすぎないわけですね。こんなものじゃだめだということで三月三日の委員会のときに私はぜひぶん申し上げました。そして西井さんですか、いろいろおっしゃっているんだけれども、要するにこれ以上のものをお出しにならない。

で、結局、夜間割引、いろいろな割引でもってこれだけの減収があるんだというふうにおっしゃる。それではこれが果たして減収になるのかどうか。それは、割引を拡大していくあるいは料金を引き下げるといえば需要は喚起されるわけだから、かえって増収になるかもしれないじゃないかというところも申し上げました。そのところの納得できる数字を出さない、出して下さいというところを何回も言ったけれども、結局出していらつしやらない。きのうの夜、私は政府委員室に重ねて言ったんです。あなたの方、一体それをどうして出さないのかということを重ねて言ひまして、きのう夜遅くなつてからその資料を持ってきて、それで、ぜひぶん遅くなつてからその話、いろいろ説明も聞いたんですけれども、そういうふうにしなればお出しにならないということ自体、私一つ問題だと思つたので、それはどこにどういわれるのか、私一人のせいじゃない、政府委員室でとまつちやつていてののか、あるいは国会担当のところととまつちやつていてののか、あるいは西井さんのところまで行つてこれは出す必要がないとおっしゃつてとまつていてののか、そういうのはわかりませんけれども、とにかくそういう姿勢は困る。こういうことを、審議を国会でする以上は、別に秘密でも何でもない資料はちゃんと誠意を持って出してください。まず初めに、ちよつとそのことのお約束をお願いいたします。

○説明員(西井昭君) 非常に手厳しい御質問でございますが、最初の一枚紙という御指摘でございますが、これは今度の料金改定の対象となります収入にどういう式を当てはめて計算をするかという

ことで、これにおのおの数字を入れていただきますと答えが出てくる、こういう意味でお出しをいたしましたわけですが、いまお話しのように、具体的な数字を入れた式を出せということ、その御説明をさしていただいたところでござい

ます。ただいまおっしゃいましたとおり、公社といたしましてはこういう計算をしておるといふことでございまして、別に秘密にするというほどの大したものでもないと言つて語弊がありますが、われわれとしては過去の経験によつてこういうのが一番合理的ではないかというところでやりました計算でございまして、今後とも御要望がございましたらそのように対処をさせていただきます、こういうように思つておる次第でございます。

○中山郁子君 あなた、ごまかしやだめよ。この前ペラで出したものを、これに数字を当てはめればわかるんだから、それで出したんだとおっしゃるでしょう。どうやって数字当てはめますか、具体的に伺います。

利用増率というのは実数としてここでわかりますか、私が見せていたんで、あなたの方は、算定式がこうだということを出したんです。これではわからないから、実際の数字をどうやって計算したのか出して下さいと言つたの。それをいまあなたは、これに実数を当てはめればわかるんだとおっしゃつた。わからないでしょう。ごまかしやだめなのよ、そういうことを。

○説明員(西井昭君) 確かにおっしゃるとおり、実数が出ておりませんので出しようがないということはおっしゃるとおりでございます。

○山中郁子君 それを私言っているんだから、だから、あなた今後誠意を持って出すとおっしゃるんだから、それはそれでいいですけども、そういう明らかなことも、あなた、いまごまかしたわけだから、それはわからない人が聞いたら、それじゃやめなさい、ごまかすことは。それで、きのう夜遅く制度課長が来てくださつ

て、いろいろ説明を聞いてわかりました。わかつた中から一つだけ私は問題点を指摘しておきますけれども、やはりここで問題になるのは利用増率なんです。利用増率をどう出すかという問題なんです。それで、実際の数字は価格弾性値というものをばなさないでください、この価格弾性値というのは、ちよつと簡単に言うと、要するに電話料金を下げた場合に利用状況がどういうふうに変化するか、こういうものを出すのに価格弾性値を使うわけです。この価格弾性値を、いままで公社は値下げをしたことがないから値下げによる変動がわからない、したがっていままで過去に値上げをした、つまり五十一一年のときの値上げをした価格弾性値を使って利用状況をつかむ資料にしたというお話を聞きます。私は、それは素人が考えても、もう一つやばりそれが適切な利用増を見込むデータになるかどうかということはどうにも理解できないので、その点については公社側の説明も、これが全く万全な正しいものだと確信持つてはちよつと言ひ切れぬ、研究の余地はあるというふうにおっしゃつておりましたので、この辺はぜひ研究していただきたいと思つたので

す。それで、研究するに当たつては、私は少なくとも値下げをしたときの状況、値下げというか、つまり利用者、加入者が有利になったときの利用状況の変化、これを考えなきゃいけないと思つたので、たとえ昨年夜間割引の時間帯の拡大をしました、それから深夜割引料金制を実施しました、これは逆に言えば値下げの関係です。それは四カ月たつていてはわけですから、この後の利用状況の変化というものはもうすでにつかんでおられるはずだと思つたので、トラフィック調査は、そういう点から、たとえばむしろこれを、ここから生み出される弾性値を使う方が利用増を見きわめる上ではやはりより信頼性が出るのではないかと、私はそう思います。そういうことも含めて、それはぜひちよつと検討していただかなきゃいけないことだと思つたので、値上げのときの動き方を値

下げのときの動き方の根拠にするというのはいやほり正確ではないだろうと思えますけれども、いかがですか。この弾性値が変わりますと利用増の見込みはかなり変わってくるわけですね。そうすれば、あなた方が言う減収にこれだけなりまうというその金額だってそれはかなり変わってくる可能性もあるわけですね。一応あなた方は、いまこの数字をもって出していらっしゃるようですが、夜間割引によつては千二百七十三億の減収になる、それから遠距離の引き下げによつては四百六十三億の減収になる、こういう数字を出していらっしゃるわけですね、これがかなり動く可能性が出てくるわけですね。その点いかがですか。

○説明員(玉野義雄君) 先生おっしゃるとおりでございます。われわれはいままで値上げの経験しかございせんのでその価格弾性値を使つたわけでございますが、おっしゃる通りに値上げの場合と値引きの場合とは違つてくると思ひます。それで、これは私たちが学者、先生方ともいろいろ議論いたしましたので、これはやはりトリライ・アブド・トライで、いろいろトリライをやつてみて、その実績の上で確認していくということが一番いいのではないかとございせん。いまの段階で、先般実施しました夜間割引あるいは今回実施します日祝ないしは遠距離割引等につきましては十分調べまして、それによつて逐次価格弾性値を改定していきたい、こういうふうに考えております。

○山中郁子君 関連してですけれども、昨年十一月の夜間割引の時間帯の拡大以降のトラフィックの量の変化ですね、いま出すとすればそれは必要なわけで、当然これも出てくるわけで、その資料を下さいます。これもちよつと前から要求しているんですけれども、まだきょうまでに出てきていないもので、私の方でもそれで検討したいと思ひますので、資料提出を要求いたします。

○説明員(福見保君) お答えいたします。おっしゃるとおり、昨年の十一月二十七日に改

定いたしましたから今日まで四カ月程度経過しております。当然一定の調査範囲でのトラフィックデータというのはつかんではおります。しかしながら、ちよつとタイミングが、十一月の末から御承知のように十二月の年末の繁忙にかかつてきた、それから一月、二月というのは一般的に通常利用が落ち込む時期である、それから三月はやや伸び上がるという、かなり変動を繰り返してございまして、それから先般も御案内のとおり、こういう料金値上げあるいは値下げをいたしました場合、その直後の変動というものはしばらく時間を経過するに従つて一種の落ちつきと申しますか、そういうこともございまして、ちよつと私どももいま手元で見ている限りでは、いまのデータで将来を推しはかるにはいささかどうも不安定過ぎるのではないかと、こう考えております。しかしながら、今後継続しまして、五月の段階、八月の段階というふうなまともな値をまいります。そういう中で、ある程度評価するに値するようデータ量になつてまいりますし、私どもそれなりの解析というのもできるんじゃないかと思ひます。御参考に供し得るような段階になりましたら御説明を申し上げます。

○山中郁子君 それはそれとして、あなたの方針は結構です。それとは別に、その後の、昨年十一月以降のトラフィックの変化、それを見せたいだきたいので、それはいいですね、そういうことで、つまり弾性値の算出とは関係なしに、結びつきなしにトラフィックの変化の資料を出していただきたいということはよろしいですね。

○説明員(福見保君) ただいま申しましたような非常に変動要素の高いものではございせんけれども、そういう前提で後刻御説明をいたします。

○山中郁子君 ところで、五十五年の利益見込みは予算上は二千七百一億の黒字ということになっておりますけれども、これは予算より上回る見通しのようですね、いま実際はどのくらいの見込みをされておられますか、ひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(玉野義雄君) 現在集計いたしておりますが、二月末段階で予算よりも六百九十億程度増収になっております。これは収入だけでございまして、支出の点がわかりませんので、これは決算が出ないといわぬ点がございまして、正確には収支差額がどうなるかという数字はまだつかめておりませんが、ほぼ収入増といつたしましては一千億程度見込みよりも収入がふえる、こういうふうになるのではないかとわれわれとしてはいま現段階では推測いたしております。

○山中郁子君 そうすると、収支で大体どういうふうに見当つていらっしゃいますか。別にいま正確な数字をいただくという意味じゃないんですけれども、決算の大体の見込みでございます。支出につきましては、事業収支だけでなくて、事業外収支、この変動がわりあい大きいものでございまして、しかもなかなか申し上げられませんが、この変動がわりあい大きいものでございまして、ほぼそれに近いものが出るのではないかと、こういうふうにご感じしております。

○山中郁子君 私が前から主張をしていふし考えであることなんですけれども、夜間割引の適用を六十キロ以下の場合でもし、できると思つていふんですけれども、今回も六十キロ以上なわけ、これはあなたの方よく諸外国の例をおっしゃるけれども、調査室の資料でも諸外国の例はみんなやっぱり全部そういう距離の限定はないですね。市内料金までもやっていると、そういう意味から、いま少なくとも市外料金の場合には六十キロというラインを取つてすべて割引を適用すべきだといふふうに思つていふんですけれども、そのお考えはいかがでございますか。

○説明員(西井昭君) ただいま先生おっしゃいますとおり、諸外国では、区域内はやっていないところもございまして、市外通話についてはほとんど私どもの知っている範囲では割引をやつておる

次第でございまして。わが国におきまして、この対象通話料の夜間割引を六十キロに制限しております理由でございまして、これはかなり昔から実施をいたしておりますが、近距離通話は料金額が安いので割引をしてもいふゆるトラフィック増という実効に乏しいというところ、それからこの夜間割引制度を初めて実施をいたしましたのはこれは明治にさかのぼるわけでございますが、歴史的経緯でございまして、それからこの近距離について夜間割引を実施したということがないというのがその二番目の理由であります。それからなお、わが国の通話料金は、近距離料金が諸外国に比べてかなり安い。六十キロメートル以下については明らかに諸外国よりも低料金でございまして、これをさらに割引引くということは料金体系上もや問題があるのではないかと。そういういろいろな諸般の情勢でございまして、今後どうするかという御質問でございまして、公社といたしましては、このわが国の通話料の矛盾を解決いたしまして、近距離を上げて遠距離を下げる、こういう合理的な料金を進めます段階で、そういう近距離の割引についても慎重に検討してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございまして。

○山中郁子君 値上げして割引されても困るので、私はとにかくそういうことじゃなくて、いま夜間割引の適用を市外全体に拡大をせよということをお願いしているんです。

それは御検討いただくとして、これもちよつと資料の要求なんですけれども、六十キロ以下の場合の夜間の稼働率、つまりトラフィックの状況と日祭日についてのトラフィックの資料、これも先ほどのとおつて御提出をいただきたいと思つておりますけれども、よろしいですか。六十キロ以内と日祭日。

○説明員(西井昭君) 後刻提出させていただきます

いと思ひます。

○山中都子君 次の問題ですけれども、いろんな新しい商品を次々と売り出すんですけれども、ちよつと私、公社少しえげつないと思うんだけれども、みんなそれぞれに何のかんの言つて付加使用料だとか取るんですね。こういうのはもうやめたいと思ひます。

ちよつと具体的に申し上げますけれども、たとえば昨年十一月から全国発売されている新ボタン電話ビジネスホン、いろいろ宣伝していらつしやいますね。これはおたくの宣伝によつてもそうだし、事実もそうだと思うんですけれども、かなりな程度に新しい機能をこでつけているわけですね。それはこういうふうなこのパンフレットを見ただけでもわかるんですけれども、「充実した各種の機能がビジネスの能率をアップします。」と云つて、少ない外線でも多くの電話機が使える、それから外からかかつてきた電話を他の人に回せる、外からの電話を保留して社内打ち合わせができる、十一項目に上つていかに旧型から新型になつて機能がすばらしく飛躍的になつたかといふことを言つていらして、これは事実、東通の局報にもそうした中身がちゃんと載つていまして、けれども、それにしてもこれは取りつけれ、使用料、債券、全然旧型と変わらぬ、全然同じ金額でやつていまして、片一方、この購入費を見ますと、購入費幾らかといふこともお伺ひしたいんですが、購入費まだ教えていただいていないんですが、弁済金額だけ見ても、旧型の五倍から品物によつては十倍に弁済金額が高くなつてい

る。つまりそれだけ購入価格が高いいんだと思ひますけれどもね。そんなふうな物すごく機能もあつて購入価格も高くなつてお金もかかるものを、こういうものは全然使用料を変えないんですね。これは結局企業向けでしょう。だから私、一番最初に企業本位だといふことを言つたけれども、こういうことにもあらわれていまして、そして、ほかの場合で考えますと、カラー電話、これは月額五十円の付加使用料を取つてい

る。ずいぶんけちな話だと思ひますけれどもね。それから自営の親子電話でも月額四十円の付加使用料を取つていまして、親子電話、直営の場合は三百円、ブッシュホンは千三百円、みんなそうやつて付加使用料を取つていまして、こういう差額徴収はやめて整理したいと思ひます。私はビジネスホンを新しくしたからよけいたくさん金を取れと言つていまして、片一方、一般加入電話で一般庶民が使うようなものを、やれブッシュホンだから千三百円よけいに払えとか、やれ四十円よけいに払えとか、五十円よけいに払えとか、そんなことはやめてもいいんじゃないですか。もう少し、その辺で国民サービスといふことを考えてください。

○説明員(西井昭君) ただいま先生のおつしやいました新型ビジネスホンですが、確におつしやいますとおり、旧型に対していろいろ機能が加わつております。重立つたものといつたしましては、通話中の音量の低減でございますとか、局線別の着信の識別でございますとか、局線の発信規制とか、こういった機能がつけ加わつていまして、ございまして、この新型ビジネスホンをつくりました最大の理由は、従来のビジネスホン等に対してデザイン等について改良をする必要があるといふこと、それからデザインを一新いたしますついでに、ただいま申しました若干の機能を旧型に付与をいたしました、こういうものが新型ビジネスホンでございますが、最近の電気通信技術の進歩によりましてこの一電話機当たりのコストは旧型と同じコストで提供できる、こういうことになりましたので料金を据置きいたしております。

なお、こういう本電話機以外の付属設備でございますが、これは御存じのとおり、この付属設備と申しますのは、公社ももちろん販売をいたしておりますが、民間でもいろいろのものが販売されておるところでございます。公社といたしましては、そういうものにつきましては原則としてそれにかかります実費をちょうだいする、そういうこ

とのたてまをとおつておりますので、ただいまおつしやいましたように非常に細かいお金のところまで付加使用料をいたしておる、こういうのが実態でございます。

○山中都子君 何か考えるおつもりがないようなのでちよつと聞きますけれども、カラー電話はどいういう費用がかかるんですか、電話機の色がついていというだけで。

○説明員(西井昭君) カラー電話は、黒電話のほかにいろいろな色の電話機が欲しいといふことと、当時から非常にベルの音が大きい音なので音量調節をつけてほしい、こういう御要望がございまして、カラー電話の発売のときにいわゆる音量調節といふものを電話機につけてまして、これはカラーはもちろんでございますが、黒電話についても音量調節といふものを売り出してまして、そしはいわゆるこの音量調節の機能といふことで五十円をいただいております、こういうのが実態でございます。

○山中都子君 だったら、同じじゃないの、このビジネスホンの今度の新しい機能をあれするのと。だから、私一々言ひませんけれども、そういう観点で、そういうところを——私の申し上げていく趣旨わかるでしょう。それをちよつと研究してくださう、国民に対するサービスという観点から。細かい五十円だ、四十円だ、三百円だみたいなそんな付加使用料じゃなくて、やっぱり国民に対するサービスという観点から、もう少し気持ちよく新しい開発されたものも国民が使えという観点から研究していただきたいと思ひます。それはよろしいでしょう。

○説明員(玉野雄雄君) 先ほど西井局長が申し上げましたように、端末機につきましてはやっぱり実費はいただく必要があると思つておりまして、いま申し上げましたように、旧型と新型とがあつて、機能が新型の方がいいのに値段が同じ、こういう矛盾はこれから技術が日進月歩します場合に出現する問題でございますので、私たちがいたしまして十分検討させていただきます。

ういうふうな考えております。

○山中都子君 いまの問題とも関連するんですけれども、私、いままでの前の五十一年度の審議のときにも、大企業向け、主として大企業が使うビル電話、この問題についてかなりいろいろ伺ひましたし、指摘しました。ところが、このビル電話は同一収容区域を原則としていふはずで、けれども、これを実際上は枠を外しちゃつて、収容局が違つても同じ会社で分かれていふのを同一ビル電話として扱つていふんですね。こういうことは原則的に違ひし、もともとこれが大企業のために有利な、国民へのサービスと比べて問題があるんじゃないかという指摘をしていふんですけれども、そのものの上に、さらに原則まで踏み破つて実際に収容区域を超えてビル電話として扱つていふんです。こういうことはするべきじゃないと思つていふんですけれども、いかがですか。

○説明員(稲見保君) お答えいたします。

いまお話ししたビル電話、つまり事業所集団電話でございますが、これは御承知のとおり、標準的な形態として同一の収容区域内かつ五百メートルの範囲内に設置する、こういうシステムでございまして、これまた御承知のとおり、ビル電話は、一定の言うならば狭い地域内の相互に緊密な関係があるいわば同質的な集団的需要、これと同時にこのたえしようにというサービスでございますから、運用上一定の伝送損失の範囲内で、しかも他のお客様に迷惑をかける、別の言い方をすれば業務の遂行上支障がないという場合には、すぐ近くであるけれども収容区域が違ひといふふうな事情があるけれども一部ビル電話への収容もするといふふうなことにしております。特に大都市では非常に狭い収容区域を決めておられて、そういう収容区域をまたがって非常に隣接して集団関係を持つておるといふ需要層が存在しておる、それに対応するには標準形態だけではいささかどうも窮屈過ぎるという事情もございまして、運用上、いま申しましたような条件の中での応用動作をしておるところでございます。しかし

ながら、これは全くそのほか一切の条件がないかといえ、それはそういふことにはしてありませんで、収容区域を異にしました場合は、全体的な均衡も考慮いたしまして、市内のと申しますか、それぞれの収容局間の回線の専用料に相当する金額というものを申し受けて措置しておるという状況にございます。

○山中郁子君 ビル電話のあり方自体、事業所電話のあり方自体が大企業に対して特別なやほり有利なものになっていくという指摘をしてきておられますけれども、それをさらに、その原則をも無限定に企業の都合によってサービスしているという形になっているわけなので、私はやはりかなり問題があると思ひますので、きょうは時間がありませんが、実際、全国的にどういふ状況で、どのくらいが収容区域外を同一事業所電話として扱っているか、どのくらい大体あるのかというこの資料を後ほどいただきたいと思ひます。

次に、今回の法案にも直接関係するんですけれども、地集の一般移移の場合、これが強制される場合に、当然公社の都合によるものだから、需要に対して臨時的に設けてきている性格であるわけで、しかも地集それ自体が、だから、設備料の差額徴収は理論的に言ってもするべきでないと思ひておりますけれども、この点はそういうふうな理解しておいてよろしいわけですね。

○説明員(西井昭君) おっしゃるとおりでございます。○山中郁子君 余り時間がないので、問題提起だけをしておきますので、ぜひ公社において、専門家の方々がいらつしやるので御研究いただいて、また次の機会に議論したいと思ひますが、これはきのうもちよと担当の方にいろいろお話を伺った課金方式の問題なんです。いわゆる五分割パルス方式です。簡単に言つてしまつと、十秒一度数だとします。そうすると十一秒でも二度数になるわけなんです。そうして二十一秒だとまた三度数になるといふふうになっていくわけでしょう。そうすると、その誤差というものは十秒一度数というお

うな場合に積み重なっていくとずんぶんそれは大きな誤差になっていく。誤差というのか、私に言わせりや公社がよい取分になると思ひます。この五分割パルス方式というのをやめれば、それは十一秒でも二度数取られるかわりに二十九秒でも二度数でいいとそれが相殺されてくる。相殺されて実際にしゃべった時間とその料金とが大体近づいてくる。だけれども、いまの五分割パルス方式だと、その誤差が最大限の誤差でもってどんどん積み重なっていくという、こういう矛盾がどうしてあると思ひますので、これを計算していきますと、やっぱり結構なお金になるんです。あなたの方のおっしゃる資料でもって見ますと、五十四年の平均が、通話回数一カ月住宅用四十回、それから事務用百九十回となつていますね。これでもって計算して平均誤差を〇・五とすると、一カ月七百五十円は実際にしゃべった分よりもよけに料金を払つていく。これが三千七百円加入で十二カ月計算すると三千三百三十億というお金になるんです。つまり余分に払つた分も、これも積み重なれば山になるで、一年間全部総合すると、私の計算によれば三千三百三十億になるわけなんです。この点、やっぱりどう考へても私矛盾だと思ひます。この点、何らかの形でより合理的な課金方式ができる、私は五分割パルス方式をやめればできるはずだと思ひていて、きょういろいろ説明やお答えはいたしたくないけれども、その点についてちよと研究、検討もしていただいて、また次の議論の材料にしたい、参考にしたいと思ひます。

○山中郁子君 余り時間がないので、問題提起だけをしておきますので、ぜひ公社において、専門家の方々がいらつしやるので御研究いただいて、また次の機会に議論したいと思ひますが、これはきのうもちよと担当の方にいろいろお話を伺った課金方式の問題なんです。いわゆる五分割パルス方式です。簡単に言つてしまつと、十秒一度数だとします。そうすると十一秒でも二度数になるわけなんです。そうして二十一秒だとまた三度数になるといふふうになっていくわけでしょう。そうすると、その誤差というものは十秒一度数というお

うな場合に積み重なっていくとずんぶんそれは大きな誤差になっていく。誤差というのか、私に言わせりや公社がよい取分になると思ひます。この五分割パルス方式というのをやめれば、それは十一秒でも二度数取られるかわりに二十九秒でも二度数でいいとそれが相殺されてくる。相殺されて実際にしゃべった時間とその料金とが大体近づいてくる。だけれども、いまの五分割パルス方式だと、その誤差が最大限の誤差でもってどんどん積み重なっていくという、こういう矛盾がどうしてあると思ひますので、これを計算していきますと、やっぱり結構なお金になるんです。あなたの方のおっしゃる資料でもって見ますと、五十四年の平均が、通話回数一カ月住宅用四十回、それから事務用百九十回となつていますね。これでもって計算して平均誤差を〇・五とすると、一カ月七百五十円は実際にしゃべった分よりもよけに料金を払つていく。これが三千七百円加入で十二カ月計算すると三千三百三十億というお金になるんです。つまり余分に払つた分も、これも積み重なれば山になるで、一年間全部総合すると、私の計算によれば三千三百三十億になるわけなんです。この点、やっぱりどう考へても私矛盾だと思ひます。この点、何らかの形でより合理的な課金方式ができる、私は五分割パルス方式をやめればできるはずだと思ひていて、きょういろいろ説明やお答えはいたしたくないけれども、その点についてちよと研究、検討もしていただいて、また次の議論の材料にしたい、参考にしたいと思ひます。

○山中郁子君 余り時間がないので、問題提起だけをしておきますので、ぜひ公社において、専門家の方々がいらつしやるので御研究いただいて、また次の機会に議論したいと思ひますが、これはきのうもちよと担当の方にいろいろお話を伺った課金方式の問題なんです。いわゆる五分割パルス方式です。簡単に言つてしまつと、十秒一度数だとします。そうすると十一秒でも二度数になるわけなんです。そうして二十一秒だとまた三度数になるといふふうになっていくわけでしょう。そうすると、その誤差というものは十秒一度数というお

約束はその時点でいたしておりましたけれども、その後、具体的な提案を公社からまだいたしておりませんので、ぜひとも誠意を持って約束していただいたことについて履行をするというところで、早く具体的な提案をしていただきたといううことを最後に重ねて要求をして、お約束をいただいた上で終わりたいと思ひますけれども、いかがですか。

○説明員(小澤春雄君) 昨年十月二十一日の本委員会において、山中先生から御質疑のありました通信研究所の管理者特別研修その他の問題について、研究所としてそのようなことのないよう十分配慮しているところであります。また、これにつきましては本年三月三日に重ねて御質疑がございました。昨年十月二十一日、先生が秋草前総裁に要請され、前総裁が了承いたしました通研の関係職員と直接話し合うという問題につきましては、その後諸事情の変化もあり、それらの点を配慮しながら先生の御意向も承りつつ、できる限り誠意を持って対処いたしたいと存じます。

○山中郁子君 約束をなすつたことは、その後の状況の変化とは関係なく、国会の中での約束はやはり守るということを真藤総裁も先日言明されたわけでございますから、余りいろいろなことを弄さないで、約束されたことを守るという観点で具体的な誠意ある提案をしていただかなければなりません。この問題は国会でのお約束ですから、私は決してあいまいにいたしませんから、そのことだけを重ねて申し上げておきます。

○中村鋭一君 真藤総裁は民間におられて、石川島播磨で敏腕をふるわれて、今回電電公社の総裁に就かれたわけですから、市民にとっては遠距離の電話代が安くなるわけで、大変これは好ましいことだ、総裁の初仕事とは言いませんけれども、非常に結構なことだと思つております。まず、今回の改正法案についての総裁の所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

加入者の皆様に、外国の事情と比べましてどうして御満足を得られるとは思つておりません。しかしながら、われわれも限られた収支の独立会計の中でやっておりますので、なかなか一挙にというわけにはまいりませんので、収支のバランスをとりながらやれる範囲内で小刻みにやらざるを得ないというのが、これはどうにもならない環境でございます。そういう方針でやっておりますので、ございまして、まず私どもは、個人の家庭用の電話料金を先に下げて、業務用の電話料金はしばらくそのままに置いておきたいというふうな考え方で、こういうことを御提案いたしまして御審議願ひている次第でございます。今後、これからいろいろ業務の改善をやりながら、値段を上げずに納付金も納めながら、こういう値下げの影響も見ながら、あとう限りの能力を出しながらこういう方針でいきたいと思ひますが、何さまいんな施策をやりまして、それが数字の上に出ますのに時間がかかります、大きな世帯でございまして、その数字の出方を見ながら、それからいまま山中先生からいろいろお話がありましたような値下げの弾性値というものを、いま五十局ばかりでモニタリングをやつておりますので、そういうきつとした数字を見ながらやりまさんと、またこれ無責任な値下げになつてもいいけませんので、そういうことをやりながら一步一步進んでいきたいというふうな考へております。

○中村鋭一君 非常に謙虚に、この程度の値下げで市民の皆さんの御満足を得るには至らないというふうに言つていただき、かつ積極的のこれから真の国民に対するサービスに徹していきたい、そういう見解を伺ひまして、心から敬意を表させていただきます。

移動通信サービスについてお伺ひいたします。移動通信サービスには何種かあると思ひますけど、その種別だけで結構でございますから、まずお教え願ひます。

○説明員(西井昭君) 新しくサービスを開始いたしましたのは順番で申し上げますと、船との間の

通信を行います船舶通信、それから列車との間の通信を行います列車公衆、それからベルが鳴るだけでございますが、ポケットに持ち運びできますポケットベル、それから最近サービス開始をいたしましたものとして自動車電話、それからもう一つ、空港内におきます飛行機の発着のときにございます空港無線、こういったような移動サービスは公社は提供いたしておるところでございます。

○中村鋭一君 その中で、自動車電話について、三お尋ねをいたします。

まず、自動車電話、これはいつごろ着想され、研究に着手し、いつから実施をし、現在の加入台数、個数といいますが、それからサービスエリア等について、その概略をお教え願います。

○説明員(西井昭君) 自動車電話の計画をいたしましたのはついふん昔でございますが、十年以上前からこういう自動車電話の研究をいたしてまいってきたわけでございますが、なかなか当時は、自動車の中から外の加入電話と通話をするためには自動車の中に積み込みます無線機が大型になるとか、それから技術的にもいろいろな困難性がありますとか、それから値段が非常に高いとか、いろいろな関係でサービス開始をいたしますのがかなり延び延びになってまいってきたわけでございます。具体的にサービス開始を始めたのが東京地区で、いまから申しますと一昨年にになりましたが、一昨年に東京地区でサービス開始をいたしましたのが初めてでございます。昨年の暮れに大阪地区でサービス開始をいたしたところでございます。

○中村鋭一君 そのサービスのシステムですね、少し技術的にありますけれども、素人にわかりやすく教えていただきたいんですが、移動サービスですから端末は移動するわけですね。加入電話のように固定はしてないわけですね。したがって、その間は無線で結ぶということになると思いますが、最初これは四百メガヘルツを予定しておられたのが現在は八百メガヘルツなんですね。ど

うしてそれが四百が八百になったのか、その辺からまずお教え願います。

○説明員(西井昭君) おっしゃいますとおり、当初は四百メガ帯でサービスを開始するつもりでいろいろ検討いたしましたところでございますが、四百メガヘルツ帯は非常に電波の波が込んでおりまして、そしてあちこち非常に需要が多い、八百メガ帯の方でございますとかかなり電波の方にも余裕がある、そしてこれを全国的に普及する場合には八百メガ帯で行った方が将来長期的に見たときに加入者のためにとても有利である、こういうことで八百メガ帯でサービス開始をいたしましたところでございます。

それからただいま先生のおっしゃいました仕組みでございますが、これは御存じのとおり、自動車にそれぞれ無線機を積みまして、そして無線の波によりまして加入電話と接続をいたしまして通話を行う、こういうことでございまして、一加入者の方に一波ずつ波を割り振りますと非常に膨大な波が要るわけでございます。早い話、自動車電話の数だけ波が要る。で、これを共用する方式を考慮いたしまして、幾つかの波を無線局の基地局から出して、そしてその中で自動車電話の方の無線機が受けている波をキャッチする、こういうやり方をとっておるわけでございます。それが電波の出力が非常に大きくなりまして、そして広範囲にまたがっていき、こうなつてきますとこれまた無線の波が非常にたくさん要りますので、私も小ゾーン多チャンネル方式と申しておりますが、非常に狭い範囲内でしか電波が届かない。そしてそこでたくさんチャンネルをとる。そういういたしますと、その電波の波が少し離れたところで繰り返して繰り返して使える。こういうことで無線の波の制約も非常に緩やかになる。そういうやり方をとっているところでございます。

したがって、東京の中では、現在基地局が二十三区の中で十一ございまして、そのうちの二つは方向性を二つ持っておりまして十三の基地局、端的に言いますと十三の波を出してございまして、それがおのおの数チャンネルという波を出してございまして、自動車走っておりますと、自分の走っているところに一番近い無線局の波をキャッチいたしまして、そしてその波を通じて他の加入電話と通話を行う、こういうやり方をとっております。そしてその自動車他の無線ゾーンに入りまして、自分の一番近い方の無線局を自動的にキャッチいたしまして、前の無線の波を切りまして新しい無線の方の新しい基地局の波に切りかえていく、こういうやり方をとっております。いわゆるこれが小ゾーン多チャンネル方式というやり方でございます。こういうやり方をとっておりますのは日本が世界で初めてでございます。そして、そういう意味で、ちょっと手前みそになりますが、画期的な新技術によります自動車無線、こういうふうなわれわれは理解をしておるところでございます。

○中村鋭一君 画期的とおっしゃいましたけれども、どうなんでしょう、電波特性として四百メガと八百メガとは、リーチですね、それは四百メガの方がよく到達するんじゃないでしょうか。

○説明員(村上治君) お答えいたします。電波の特性から申しますと、四百メガヘルツという周波数の長いものの方が一般的には到達距離は長いかと思ひます。ただ、先ほど西井営業局長からお話しいたしましたように、四百メガヘルツ帯域がかなり込んでおるといふことで、新たにある時期から八百メガヘルツ帯というふうな移動無線としてはやや使いにくい波でございますけれども、この電波の特性その他を十分に調査研究いたしまして、これが移動無線に使えるのではなにかというふうな結論を得まして、また先ほどの御説明にもありますように、電波の有効利用というふうな観点から、一つの無線の基地局から出ます波の到達距離を比較的小さくして、大体半径五キロないし十キロ、大都市の場合には半径五キロぐらいになると思ひますけれども、そういうふうな小さなゾーンを組みまして、それで波を繰り返して使うというふうなことにいたしてござい

ますので、現在お使いたしておりまして、大部分のところは、トンネルの中とかそういうところ以外は差し支えなくお使いいただけているのではないかとこのように考えております。

○中村鋭一君 その四百メガの方が電波特性としてはこういう移動サービスにはいいということなんですが、だからそれをカバーするために、いまおっしゃったことを少し敷衍いたしますと、無線ゾーンがありまして、幾つか集まってコントロールゾーンといいますが制御ゾーンになりまして、それから最後に大きな交換ゾーンとでもいいますか、こういう形にしていらいしやるわけですね。

ところが、実際に私もニュースが報じられたときに申し込みをいたしまして、実は大阪では一番最初に車に取りつけさせていたというんですけれども、やっぱり実際使っておりますと、大阪で言いますと、これはこの間の当委員会でもお尋ねしたことなんです、それは名神で京都南インターが精いっぱいなんです。それから神戸で言いますと、神戸の阪神高速の京橋のランプウエーぐらいに限界なんです。赤ランプはつかないんですけれども、つながったと思うと切れるというふうな形になっている。実際に利用している者からすれば、どうもまだまだ料金が高いし不便だと思ひます。これは将来こういう到達範囲等、可及的速やかに相当遠距離もカバーできるという計画はお待ちでございますか。

○説明員(西井昭君) 先生おっしゃいますとおり、ただいまサービス開始をいたしておりますのは非常に狭い範囲でございます。東京で言いますと二十三区内でございまして、東京はこの三月の末から東京近郊約五十キロ圏内程度までサービス範囲を拡大しているところでございます。それから大阪地区につきましては、本年の終わりに大阪の府内にもさらに拡大をいたしますとともに、京都それから神戸、奈良県の北地区、こういったところまでサービスエリアを拡大してまいりたい、このように考えており

ます。

そこから先はまだはっきりした計画はございませんが、一応本年度の終わりに名古屋地区にサービス開始をいたしまして、その後できるだけ速やかに全国の県庁所在地にサービス範囲を拡大いたします。そういったと都市間というのは次第次第に連通をしてみたい、いずれ、これはかなり先になります、日本じゅうどこにいらしていても自動車から電話がかけられる、こういう状態に持っていきたい、こういうふうに計画しているところでございます。

○中村統一君 いまの自動車電話は、ゼロ番、それから市外局番、それから市内局番、それから加入者の電話番号、相当たくさんダイヤル回さなきゃいけないわけですが、たとえば私の場合、大阪市内からなら東京だつてどこだつてかかるわけです。しかし私の車が東京の市部へ入りましたら電話使えないわけですね。これをどこからでもかけられるような形はできないわけですか、その車が移動したら。

○説明員(村上治君) 現在の仕組みでございますと、大阪で御加入いただきました自動車は東京へ参りますとかからないことになっております。これは自動車電話の方はいろいろ新しい設備をいたしておるわけでございまして、電話のネットワークの課金の装置がいろいろございまして、大阪で登録された車が東京へ来た場合に、要するに大阪にある車というふうな認識がいまできませんので、それが東京へ参りますと、東京へそのままだけにいただきますと料金が全然違う仕組みになってしましますのですから、現在はそういうことができませんので、いまは西井営業局長から御説明いたしたように、東京あるいは東京の周辺、名古屋あるいは名古屋の周辺というふうなことで、だんだんサービスエリアをふやしてまいります、そういうふうな、大阪の車が名古屋へ行き、あるいは東京へ来るというふうなこともなつてまいりますので、われわれとしまして、いまそういうこと

この、できるだけ経済的でそういうふうな御希望にかなうような方法を鋭意検討いたしておるところでございます。

○中村統一君 なるだけ早く、せっかく便利なものですから、今日の情報化社会で、やはり車に電話を取りつける方は皆さん忙しいから取りつけられるわけですね、特に大阪のように御商売やつていらつしやる方は、車の中からの一本の電話が、これは株屋さんなんか、その一秒の速さで何千万円という利益にすぐつながっていくことですから、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

それにしても、いかにもこの料金が高過ぎると思ひます。いま距離三段階別といひます、百六十キロまでを最低料金として、あと段階別に設けられた理由といひますか、その基礎的な算定の基準といふものをお聞ひしたいと思ひます。

○説明員(西井昭君) この自動車電話の料金の設定の考え方でございますが、先ほどお話し申し上げましたとおり、この自動車電話と一般加入電話とをつなぐために無線基地局、それから自動車の端末に無線局、それから電話機、それからそのほか先ほど先生からお話のございましたような無線制御機器とか、そういういろいろな設備が一般加入電話よりよけい要るわけでございます。そして、これを基本料金と通話料にどういふふうに割り振るかというところが、公社といたしましては、いわゆる一加入当たりで一定の必要な経費、これは具体的に自動車に載せまふ端末の無線機とか電話機とかアンテナとか、そういうものでございまして、それと、無線局側の一自動車当たりで固定される部分、いわゆる固定の経費を基本経費で回収をし、そしてその他の無線関係の設備、それから自動車電話のための交換設備、こういったものを通話料で回収する、こういう考え方で現在の料金を設定いたしましたところでござい

ます。

具体的な料金の設定の考え方でございますが、一応公社といたしましては、サービス開始をいたしましたのが、先ほど申しましたように五十四年

でございますので、一応四年先の五十八年度といふときの需要等を想定いたしました、それでモデルの設備を設定いたしました、そしてその中でいま申しました基地局等の設備にかかわる部分、これを想定される通話量で割りまして現在の六秒半十円その他の通話料を設定した、こういうことになっております。

○中村統一君 今回、先ほど真藤総裁もおっしゃいましたように、国民の皆さんはまだ不満かも知れぬけれども、遠距離料金を引き下げられる、そのことを私は本当に嬉しいことだと評価しているんですが、自動車電話についても引き下げるというところまでひとつ考えを及ぼしていただくわけにはまいらぬのでしょうか。

○説明員(西井昭君) ただいま御答弁申し上げましたとおり、われわれは一応五十八年度の需要数その他設備を想定いたしました現在の料金を設定いたしましたわけでございまして、御存じのようにならうという関係の技術の進歩が非常に激しいございまして、それ以降技術の進歩あるいはその他によりまして、もしこの経費が下がるものであればそういう方向に向かって努力をさせていただきます、こういうふうに考えているところでござい

ます。

○中村統一君 ですから、これは需要増と同時に、さらに皆さんが研究されて、たとえば非常にコンパクトでしかも低廉な小型の無線機といひますか、そういうものを開発されれば相対的にこの電話料金も下げられる、こう思ふんです。

この間、私事ですけれども、公社の方で御取り扱いいただきました私の無線装置ですけれども、これは公社の御指導でつけたトランクリッド型です、アンテナは私の車がパンクしたんです。それで持っていきましたら、そのスペアタイヤをし

ちやくちやに高い料金取つておいて、それでタイヤがパンクしたらスペアタイヤも取り出せないようなところに無線装置を取りつける、これは大変困ります。その辺について、ひとつ積極的な見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○説明員(玉野義雄君) 先生おっしゃいますように、ペイラインを超える数の問題もございまして、けれども、やっぱり技術革新の時代でございますので、その辺の技術改良その他もあわせて検討させていただきたいと思ひますが、最後にお話しになりました点は、まことに恥ずかしい話でございます、その辺よく指導いたしまして、そういうことのないように措置いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村統一君 欧米諸国の自動車電話サービス、この現状はどうなんですか。日本は非常に先端的なんですか、それとも他の国で日本よりも早くからこういったサービスを提供している国あるいは会社はありますか。

○説明員(西井昭君) 自動車電話そのもののサービスというのは、アメリカ等は日本より十年ぐら以前からサービス開始をいたしておりますが、先ほど申しましたような小ゾーン多チャネル方式、こういうやり方でサービス開始をいたしましたのは日本が初めてでございます。そういうことで、ちょっと細かい数字を記憶いたしておりましたが、現在のところはまだアメリカの方が台数として多いというふうに記憶をいたしておりますが、アメリカの方式のやり方ですと、電波の波の方で行き詰まりまして、そうたくさん増設できないというふうなわれわれは聞いておりました、いざアメリカも日本のような小ゾーン多チャネル方式に切りかえていくのではないかと、こういうふうな理解をしているところでござい

ます。その他、ヨーロッパ等においても若干やっておりますが、日本の数よりもむしろ少ないというふうな実態だと承っております。

○中村統一君 自動車電話を大衆がもっともって気軽に利用できるようにするためにも、料金は喫

緊の課題であると思ひますので、ひとつこれは眞藤総裁にもお願いいたしますが、せつかく御検討くださいまして、なるたけ早く—ほかの電話料金と比べて本当に私、自動車電話は高いと思ひます。距離六百キロ以上はたしか二・五秒十円ぐらゐでしたね。

○説明員(玉野義雄君) 三百二十キロ以上でございます。

○中村鋭一君 ちよつとお答へください。

○説明員(玉野義雄君) 段階を全部申し上げますと、六百キロまでが六・五秒十円でございまして、三百二十キロまでが四秒でございまして、三百二十キロを超える部分が二・五秒十円、こういうふうなことで決めたわけでございまして。

最初の六百六十キロにいたしましたのは、自動車の行動半径が非常に広いものですから、いまの單位料金区域では狭過ぎるということで、ほ府県に相当するぐらいの大きさということで六百六十キロということを決めたわけでございまして。

○中村鋭一君 ひとつ、よろしくお願ひします。

特に、これは私からかける場合は、加入している方からかける場合は、それは覚悟の上でかけていることですからいいんですけれども、外から車に電話をかけてくる方が皆さん飛び上られまゐります。公衆電話で何の気なしに私の電話にかけてくるでしょう。六・五秒十円なものですから、もしも、カチンですよ。それで、かけ直す。こっちから、電話代高いから百円公衆電話にしてくれと、こう言つて。カチン、カチン、カチン、カチン、カチンおりますから、実際それは便利じゃないわけですから、そういう場合、そのためにひとつ、陳情と受け取つていただいても結構でございまして、なるたけ早く引き下げていただきますように。

それからこのサービスをもつととなくさんの方が使えるように、たとえばタクシーとか旅客自動車等ですね、こういったいわゆる公共的な性格のある車にも自動車電話を取りつけられるようにしていただきたいと思います、それに

ては検討しておられますか。

○説明員(村上海君) 先生御指摘の点は、公衆電話型の自動車電話ということかと思ひますが、そういった点についても現在検討してございまして、できるだけ早い機会に提供できるような技術的な面での開発を進めていきたいと思つております。

○中村鋭一君 それからこれは電電公社の方から最初の御指導で、走行中にはダイヤルしないようにということなんです。法的には別にそのように取り決められていたとは理解しておりませんが、ただ道交法の方で、当然車の運転というのは両手を正しくハンドルに添えて前方を注視して運転をしなさいいけない、これは法で義務づけられてい

ることなんです。そうすると、走行中に電話をかけるということとは、とりもなおさず道交法に違反しているわけなんです。少なくともダイヤルをしているときにはダイヤルを目は見ていないわけですから、前方注視の義務を怠つていっていることになりまゐる。こういう点で、私は現在の電電公社の技術からすれば、たとえば声を出せばダイヤルができるというふうな技術開発もあながち不可能ではないと思ひますし、このことはまた身体障害者の方なんかにも画期的な福音になると思ひます。そういったいわゆる音声でダイヤリングができるような研究はやつていらつしやいますか。

○説明員(村上海君) ただいま先生御指摘の問題、運転中にダイヤルするということのようなことに対して大変安全上問題ではないかという御指摘かと思ひます。この点につきましても、現在は運転者の方が運転中にはそういった操作をなさらないでほしいということをお願いしておりますが、やはり世の中大変に忙しゅうございまして、そういった要望も多々ございまして。

ただいまわれわれがやつておりますことをちよつと御紹介させていただきますと、運転しながらでございますからなるべく手はハンドルを握つていただく、あるいはほかの操作をしていただくというところで、ダイヤルが非常に簡単にできるとい

うような意味では、安全なときに、とまつているときにあらかじめボタンを押してセットしておいていただくプリセットダイヤル方式と云つておりますが、そういった点、それからもう一つは、幾つかのボタンを置きましてワンタッチで、これは何十もつけるわけにいきませんけれども、たとえば五つとか、よくおかけになるところの番号をあらかじめセットしていただいておりますので、それでワンタッチで相手につながるといふふうなことも、技術的な検討をいたしております。なお、そういった安全面のこともございまして、いろいろとの関係の向きとも御相談しながら、そういったものをできるだけ早い機会にお使ひいただけるようにしたいというのが一点でございまして。

それからただいま御指摘の、音声によつてダイヤルができないかというふうなことでございまして、音声によりましてダイヤルの場合には、発呼者がいいますか、発呼したいという方の音声は機械が認識する必要があります。機械で、これは一と言つたのか二と言つたのかということを認識する必要がありますわけでございますが、この音声認識技術の現状をちよつと申し上げますと、「はい」とか、「いいえ」とか、「どうぞ」とか、そういった簡単な言葉あるいは数字などは現在の技術でも認識できる状況になっております。たとえば銀行のデータ通信システム等でもだんだんそういったものが使われ出してきておるのが現状でござい

ます。ただ、確実性といひますと、あるいは価格の点で、自動車電話、先ほど御指摘のようにまだまだ高いわけですから、さらにそういった高い音声ダイヤル装置というものは、まだまだこういった面では確実性と価格の点で問題があるのではないかと思つておりますが、御指摘のように、安全性の面から言ひますと大変有効な手段ではないかと考えておりますので、今後とも引き続き検討をしていくつもりでございまして。

○中村鋭一君 せつかく御努力をお願い申し上げます。いまの質疑の中でも明らかにしたように、こ

ういった情報メディアといひますか、その技術の進歩は実に恐るべきもので、何かわれわれ人間の理解を一方的に超えてそちらの方が先に走つてい

るような気がいたします。当然、法律はこういふものよりもどうしてもおくれがちになる。それが一つ端の端にあらわれておりますのがデータ通信回線の問題だと私は思ひますが、これについて二、三質問をさせていただきます。

郵政大臣は、電電公社に対してデータ通信回線のいわゆる自由化といひますか、開放について検討を指示されたということでございますが、これはどのような考えに基づいて検討を指示されたの

でございまして、

○國務大臣(山内一朗君) いまのお話のように、情報化社会といひますか、大変な進歩があるわけでございます。そこで、一番激しく民間の皆さん方が利用したいというのはデータ通信ではないかとと思ひますけれども、電電公社でもやつておりますし、民間の方もやりたい、あるいは一部は許可しているところもございまして、それを全面的にやりたいという御希望が非常に強い、これが第一点でございまして。

それでは、いま電電公社でやつていっているのどういふふうに調和をさせながら、全面的に要望はだめだといふのも私はどうかと思ひますし、それじやどうぞといって全部開放するのは、これもやはり電電公社がいろいろ営業をやつていく上にどういふことになるのだろうというので非常にむづかしい問題だと思ひます。だから、そういう点を十分に検討していただいて、民間の要望も入れられるような、なおかつ、電電公社もデータ通信を大いにやつていくように、そういうような点でひとつ御検討願ひたい、こういう趣旨で申し上げております。

○中村鋭一君 その指示に基づいて公社の現在の検討状況はどういうふうになっておりますか。

○説明員(西井昭君) わが国のデータ通信は、ただいま大臣から御答弁のありましたような状態でございます。民間の方が公社の回線をお使ひに

なりましてデータ通信をおやりになるということ
に對しまして、公社といたしましては、データ通
信のための回線の使用というものはできるだけ民
間の方の御要望に應じまして自由にお使いになっ
ていただきたい、こういうふうにご意見をいただ
きまして、また、そのためにどういうふうな
公社としてやればよいのかということも御意見も申
し上げまして、ただいま郵政省の御当局とお話を
しておるところでございます。

いづれこの問題は、現在、郵政省の方におかれ
ましては政策懇談会等でも御審議をされておると
ころでございます、そういう意味でございまして
早く、それが終わりました必要なら法改正等がござ
いますれば早急に国会にお出しになっていただき
たい、こういうふうにご意見をいただいております。

○中村統一 眞藤総裁は、ことしの二月二十三
日付の日経新聞ですけれども、日経新聞記者との
対談の中で、「データ産業なんて夢にも考えなかつ
たままの公衆電気通信法を、新しい時代に合わ
せて改正する必要がある」と思っている、ある
いは「回線開放の問題はどんなに抵抗しようとし
たって抵抗できるものではない。だから、私は大
いに前向きに對処していきたい」と思っている、
このように発言をなさっておられます、それか
ら五十六年度の事業経営に關する運営方策の中
でも、「回線利用制度については、わが国のデー
タ通信の発展に支障のないよう、一層利用し
やすいものとすべく改善をはかっています」とい
う言ひでいらつしやるわけでございますが、ひ
とつ眞藤総裁のデータ回線利用制度につきまして
の眞意をここで伺いたいと思ひます。

○説明員(眞藤恒君) いまおっしゃいましたよう
に、私は、できるだけ早く民間のこういう事業を
計画される方がいるんな新しい発想に基づいて
事業計画を立てられ、それを実行されて、日本の
データ通信産業というものが日本の社会全体の進
歩に大いに役立つようになることに対して十分な
対応がわれわれにできる能力を持つ、またそうい

うふうなことに對する法律關係ができるだけ近代
化されたものに一日も早く修正されることを望ん
でおるといふことに對しては、就任いたしました
も全然考えは変えておりません。

○中村統一 経済学者のグループとして昨年の
十二月発表されました政策構想フォーラムは、
「活力ある分権的情報社会へ」、こう題しましてコ
メントをしておりますが、経済社会の健全な発展
のためにはやはり自由競争がいよいよ必要か、
これが一つ、これまでの独占からは新しい情報化
社会、生き生きとした活力のある情報化社会とい
うものは生まれてこないといふことを言っている
わけですね。現在のいわゆる他人使用それから共同
使用、それから相互接続の禁止等々について、こ
れをなすだけ早く撤廃をいたしまして、アメリカ
のように、いわゆる付加価値通信業者の参入を大
幅に認めて、電電公社の業務で民業を圧迫するお
それがある事業は民営化してしまふべき、こう
いう意見も政策フォーラムから出ています、この
点に對しまして、郵政大臣とそれから眞藤
総裁の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(守住有信君) 先生御指摘のように、
データ通信の現行の法制度の中で、共同使用、他
人使用、それから相互接続、この三つの点が一番
のクロージアアップになっておるところでございま
す。

また一方、御指摘のように、政策フォーラムの
方ですら御提言があつて、情報資源というか
通信資源と申しますか、そういう発想にお立ちに
なつておられるわけでございます、私も一方で、
電気通信政策懇談会であるいは専門委員会である
いふこの問題が焦眉の急であるといふような問題
意識を持っております、またその延長としまして
て、専門の委員の方々とわれわれと一緒に、その
政策提言フォーラムの一橋大学の今井教授でいら
つしやいますけれども、勉強会なども持ちまして
て、そういう先生方のお考えといふのはどこにあ
るか、あるいはまた、われわれの立場から見まし
ての現状認識といふことにつきましても、多少の

また誤解といひますか、見方の相違といふ点があ
るうかと思ひますけれども、そういう点もお話し
合ひをしておる。

こういう状況でございます、私も少ししまし
ては、やはり電電公社が、いわゆるメッセージス
インテグレーションの問題になりますけれども、それにつ
きましては、やはり公社の性格といふか使命とい
うものも一方では踏まえていかなきゃなりません
し、そういう官と民と申しますか、公と民でござい
ますけれども、分野調整といふ問題もよく踏まえ
ながら、問題点、議論を相当これは整理してい
きませんとどうも一方のみに流れてはいけな
いといふことで、フォーラム以外のいろいろな方面から
御意見、御要望も出ておりますので、それが誤解
に基つたものなのか、現行制度の中でできるもの
なのか、本当に法律改正まで必要とするものかと
か、あるいは改正をいたしまして、その後の対
応と申しますか国との関係といふ問題もございま
すので、そういう点もあわせていづれ政策懇談会
の方で、中間報告八月までといふことでございま
す。その八月という意味は、特にデータ通信の法
制、制度面の整備といふものの問題意識を持って
おりますので、中間報告は八月までといふことで
お願いしておるわけでございますが、そういう一
定の提言、御方向なり出ました段階で、われわれ
はわれわれなりにいままでの整理したものと、あ
わせて電電公社とも十分意思疎通を図りまし
て、円滑な調和ある発展といふものを念頭に置
ておかなきゃなりませんので、今後積極的に取り
組んでまいりたい、このように考えておる次第で
ございませう。

○説明員(西井昭君) ただいま先生のおっしゃ
いましたことでございますが、データ通信問題につ
きましては、昭和四十六年に御存じのとおり公衆
電気通信法の改正が行われまして、それまで一般
に認められておりませんでした共同使用、他人使
用といふものを大幅に緩められた結果、データ通
信を業として行うものが認められる、こういうこと
になったわけでありませう。それを契機といたしま

してわが国のデータ通信は著しい発展をしてまい
りまして、現在アメリカに次ぐコンピュータ保
有国でございます。また、その中で公社の持つて
おりますデータ通信システムはわが国の一・五%
でございまして、また公社は大型のシステムを持
つております関係もございまして、回線数で申し
まして一五%といふことで、圧倒的なウエイト
は民間のデータ通信事業者の方がわが国のデータ
通信を行つておられるといふのが実態でございま
す。

四十六年に公衆電気通信法が改正になりました
ときには、当時はコンピュータを大型化して集
中処理をするほど一処理当たりの単価が安くな
る、こういうようなことが言われておりましたの
で、そういうようなものを前提といたしました
法律でございまして、その後のマイコン、ミニ
コン、マイクロプロセッサ等の発達
によりまして、最近のコンピュータあるいはデー
タ処理といふものは分散処理化の傾向になつて
まいりました。当時の法制が必ずしも現実に十分
対応できていないといふ面もございまして、その
後、この公衆法ができました後、四十八年ある
いは五十一年に共同使用、他人使用という制限が
これは郵政省令あるいは認可基準において郵政省
の方で緩和をされまして、そのほかこの公衆法に
は個別認可制度といふのがございまして、そして
この個別認可制度の活用によりまして民間の御要
望にほとんど大部分応じてきたといふのが実態で
ございませう。ただ、いまの法制はそういうこと
で継ぎ足しになっておられます、それから個別認
可制度といふものは、その御本人以外には非常
にわかりにくい。これを発表すればよろしいわけ
ですが、企業の内容に立ち至る場合もございま
すので世間様に発表もできない。こういうような
こともございまして、非常にわかりにくくて複雑、難
解でというものが実態でございまして、そういうも
のに對しましては、先ほどお話を申し上げました
ように、公社としてはそういう点をすっきりさせ
まして、現在の民間の御要望にこたえられるよう

してわが国のデータ通信は著しい発展をしてまい
りまして、現在アメリカに次ぐコンピュータ保
有国でございます。また、その中で公社の持つて
おりますデータ通信システムはわが国の一・五%
でございまして、また公社は大型のシステムを持
つております関係もございまして、回線数で申し
まして一五%といふことで、圧倒的なウエイト
は民間のデータ通信事業者の方がわが国のデータ
通信を行つておられるといふのが実態でございま
す。

をお願いしたいということで、郵政省にお願いをいたしておりますのでございます。

それからもう一つ、ただいま付加価値通信業のお話が出てまいりましたけれども、これはアメリカにおきましては、データ通信事業者とそれから付加価値通信事業者というのは截然と分かれておりまして、そしてアメリカは独占禁止、集中排除というたてまえをとっております関係で、データ通信業者は付加価値通信ができない、付加価値通信業者はデータ通信ができない、こういうたてまえをとってきたわけでありまして、そのデータ通信と付加価値通信業務の境目というのは非常にむずかしいところございまして、その定義というものにアメリカは長年かかって、非常に膨大な、詳細なる定義を下したわけでありまして、結果的にはデータ通信と付加価値通信というのはいくつかの部分がございまして、過半データ通信をやっている者はデータ通信、過半付加価値通信をやっている者は付加価値通信事業者、こういうふうな無理やり割ってきたわけでありまして、その結果、かつては一つの会社でございましたタイムシェアとタイムネットという、あるいは会社が二つに分かれて一方はデータ通信をやり、一方は付加価値通信をやっている。こういうのがアメリカの実態でございます。これに對しましてアメリカは、そういう何がデータ通信で何が付加価値通信事業者として割るということはもう困難であるということになりまして、最近出ました第二次コンピュータ調査ではそういう分類をやめまして、基幹通信事業者と高度通信事業者、こういうふうな割らざるを得ないという第二次コンピュータ調査の結果が出ていますところでございます。

それに対して、わが国の民間でやっておりますデータ通信の分野におきましては、先ほど申しました回線の使用上についてのある一定の制約がございますが、データ通信であるか付加価値通信であるかという点について格別いまだ法の制約もございませんでして、実態的にデータ通信を業としておやりになっている方は付加価値通信も事実上はやっておられるところでございます。その辺のところを一体どのように扱っていくか、こういう問題は非常にむずかしい問題でして、先ほど先生からお話のございましたいろいろな御意見等もございまして、その御意見の中には、そういうわが国の実態とアメリカの実態と十分御認識になつていない御議論もあるのではないかとわれわれは思っております。そういう御意見が、いづれにいたしましても、そういう御意見の御意見も承りまして、また郵政省とも十分に御相談をさせていただきまして、本質的にはわが国のデータ通信の発展のために、どういふふうな秩序ある発展を遂げていくのがいかにということを中心にして郵政省の御指導を得て進めてまいりたい、こういうふうな考えでございまして、

○中村鋭一君 おっしゃるとおりでして、私も本

当にアメリカの状況はよくわかりません。いろいろ本も読んでみたんですが、なかなかわかりません。日本のデータ通信の現状も、いろいろ御説明を受けましてもなかなか理解を超えているわけですから、ですから、ひとつ、こは私として要望をしておきたいことは、こういうことはどうして法律の整備等が後を追いがちになるものですか、郵政省も電電公社も、こういうことにつきましては、物すごい勢いで情報化社会が進んでいるわけですから、決してコンサーバティブにならないうで常にアグレッシブにやっていたらいいではないか、ということをお願いしておきたいと思ひます。

それからそれと関連してですけれども、いわゆる情報通信事業者、これを育成することはまさに急務である、こう思ふんですけれども、今後、日本がたとえばコンピュータの分野において世界一である、現実そうだと思うんですが、それで世界に雄飛していくためにも、自在にこういう事業を手のうちのものにしてやっていく人を養成しなさい、いけません、こう思ふんですが、こういう点について前向きにまいらうという検討をしていらっしゃるか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○説明員(西井昭君) 情報通信事業者の育成の問題でございますが、公社としてはこういうふうな考えでございまして、

各企業なり会社等で、自分の会社の決算でありますとか、自分の会社の給与計算でありますとか、こういうものをデータ通信としておやりになるのは、本来的にその会社がまず企画され実施されるもの、こういうふうな考えでございまして、

そして、それに対して、そのコンピュータの知識等のない会社等におきましては、しかるべき会社、これは別に公社でなくてもどこかの御助力、あるいはそういう会社に頼まれておしてデータ通信をやっていく、これが一番の本来あるべき姿であるかと思っております。

ただ、データ通信をやりますときに、ただいまわれわれが一番問題にいたしておりますのは、いま申しましたように、わが国のデータ通信は各企業ごとにそれぞれの特徴を持って発展してきたというのがある、その結果、会社の中におきましては特別な問題はなかりなっております、場合によっては特別な問題はなかりなっております、先ほど申しましたようなコンピュータ間の接続という問題が出てきますと、この約束事、いわゆる通信規約が合っていないという問題が出てまいりまして、あるコンピュータと他のコンピュータとはそのままでつながらない、こういう問題が出てまいってきたわけでありまして、

その問題につきましまして、CCITTでその通信規約というものを統一しようではないかというところで、そのデータ通信をつなぐための、公社でデジタルデータ網と言っておりますもの、そのうちの通信規約というものをX25勧告というものに国際的に合わせようではないか、こういう勧告が出たわけでございます。公社は、このX25勧告にいち早く沿いましたデータ通信のためのデジタルネットワークというものを、回線交換サービス、パケット交換サービスという二つのサービスを五十四年、五十五年にはサービス開始をそれぞれ

状が出て、丸山社長は逮捕されておりますな。その後どんな状況になっておりますか。

○説明員(森谷昭夫君) お答えいたします。

その後、警察当局の捜査も進んでまいりまして、私どもの方でお伺いしたところでは、全国で販売されたのが約二千台というふうに想定されま

す。いまのところ見通しがついておりますといいますが、どこについておるか大体わかっておるもの、それから自発的に品物を返したというような方、それが千台でございますから、残りの千ぐらいいがどうしても行方不明と申しますか、把握できないということでございます。私ども把握した

ものは即刻、昨年の十一月十日になりますけれども、司法当局に告訴いたしましたして、先生いまでも話がありましたような逮捕された人もおりますし、起訴された者もおる、こういうことでございます。

○中村鋭一君 逆探知器を開発したんですね。これはいま何台ぐらいで、それに要した金は幾らぐらいかかったんですか。簡略に。

○説明員(村上治君) こういった不法な機器が接続されるというふうなことで、いま先生御指摘のように逆探知の装置を開発いたしました、市内交換機に付加することにしたしております。こういった交換機の正常な動作を妨害する端末が設置されていることを発見する機能を有しておるものがございます、その詳細につきましては、その性格上内容については御勘弁をお願いしたいと思います。

○中村鋭一君
いいです。

○説明員(村上治君)　そういったマジックホンのような不正な端末が接続されましたというふうな判断がされました場合には、その電話の番号、それから通話時間等を記録するものでございまして、そういったことによつて不正な端末機の設定場所を把握するというふうなことが目的でござい
ます。

これにつきましては、昨年の十二月ごろからそういった機能をつけられるものについてはすでに

機能をつけ始めておりますし、それから新たに装置が必要なものについては、先生御指摘のように開発いたしまして本年三月ごろから設置を始めてございます。すべての交換機につけるといふふうなことになりますとかなり膨大なことになります。

○中村鋭一君 幾らかかるんですか。

○説明員(村上浩君) ちよつと詳しく申し上げますと、電子交換機の場合には、ソフトウエアを變更いたしましてその追加でございまするので、ほとんど金額というほどには当たらないかと思ひます。

それからそれ以外の交換機につきましては、一局当たり二百五、六十万ぐらいの装置でございます。まだ台数その他は、こういったものの出回り状況とか、そういったものを考えながらやつていかなければいけないと思つております。

○中村鋭一君 これもことしの四月十二日の毎日新聞ですが、この逆探知機、いま二百五十万とおつしやいましたが、いろいろありますけれども、これを全国につけるとすれば百三十五億円という記事が出ております。こういう事件のために百三十五億円、いかにももつたないと思うんです。ですから、こういった機器が世間にむしろ出回らないように法的規制、立法措置をするお気持ちがおありかどうか、郵政省にお伺ひいたします。

○政府委員(守住有信君) こういうマジックホン初めてでございますけれども、私どもとしては、一種の電話利用社会に対するこれは挑戦じゃないか、こういうふうに受けとめましたわけでございます。刑事局の方とも十分お打ち合わせをしたわけでございますが、なおこの法制の面につきましては、いろいろその他盗聴器等の問題もここではあつたわけでございますし、一方でこれが起訴されておりますので、その公判廷の維持ということを十分見きわめなければならぬ。また、そういう点でも法務省とも御相談をしておるわけでございますが、その公判廷の維持というのをまず念頭に置きまして、そういう点でなお不十分であると

○中村鋭一君 幾らかかるんですか。

○説明員(村上治君) ちよっと詳しく申し上げます。まず、電子交換機の場合には、ソフトウエアを更いたしましてその追加でございますので、ほとんど金額というほどには当たらないかと思ひます。

それからそれ以外の交換機につきましては、局当たり二百五、六十万ぐらいの装置でございます。まだ台数その他は、こういったものの出回り状況とか、そういったものを考えながらやっていかなければいけないと思っております。

○中村鋭一君 これもことしの四月十二日の毎日新聞ですが、この逆探知機、いま二百五十万とおっしゃいましたが、いろいろありますけれども、

これを全国につけるとすれば百三十五億円という記事が出ております。こういう事件のために百三十五億円、いかにももったいないと思うんです。

ですから、こういった機器が世間にむしろ出回らないように法的規制、立法措置をするお気持ちがおありかどうか、郵政省にお伺いいたします。

○政府委員(守住有信君)　こういうマジックホン初めてでございますけれども、私どもとしては、一種の電話利用社会に對するこれは挑戦じゃない

か、こういうふうに受けとめましたわけでございます。刑事局の方とも十分お打ち合わせをしましたわけでございますが、なおこの法制の面につきま

ては、いろいろその他盗聴器等の問題もここではあつたわけでございますし、一方でこれが起訴されておりますので、その公開廷の維持というこ

を十分見きわめなければならぬ。また、そういう点でも法務省とも御相談をしておるわけでござい

ますが、その公判廷の維持というものをまず念頭に置きまして、そういう点でなお不十分であると

このように考えておる次第でございます。

○中村鋭一君 最後に、郵政大臣と總裁に御決意を伺つて私の質問を終わりたいと思いますが、東京の新聞ではこれはべた記事です。十八日付の太

阪の各紙は社会面全面をつぶしまして、例の近畿
電電の不正経理問題について地検の特捜が搜索に
着手したということを言っているわけです、精鋭

をもつて鳴る地検特捜が。これ考えてみますと、「カラ出張、カラ会議で浮かして部内の飲み食いなどに使われた金は十三億三千万円にのぼる。う

ち九割以上の十二億二千万円は近畿電気通信局関係」ということなんです。特捜が捜索に着手したということは容疑があるからしているわけですよ。

ね。私も大阪の府民の皆さんの信託を得て国会にお送りいただいて、そして地元の近畿電電がこういろいろばうなことをやっていた、そういう容疑

を受けることは非常に私は国民の皆さんに対して
申しわけないし、大阪の府民の皆さんも大変怒つ

まして、大臣とそれから総裁の御決意をお伺い
たしておきたいと思います。

○国務大臣（山内一朗君） 先ほどもお答えを申し上げましたけれども、まず真相はどうかという問題でございますけれども、これは会計検査院の検

査によって相当わかつている問題でございますけれども、それに従って電電公社も処置をしてまいったのでございますが、今度は新しくまた検察庁

が入った、こういうことでございますので、私といたしましては、実態をよく調査、捜査をしていただいて、それに沿って今後は絶対にないように

という改善策をつくらないといけない、そのため
にひとつよくお願いをしたい、こういうふうに考
えているわけでございます。

○説明員(真藤恒君) 今後の捜査の進展によりまして必要な対応策をとらなきゃなりませんが、しかし間違つたことをしたのは間違つたことをした

のでありまして、これは厳正にやはり司直の手で

処置していただくという態度は変えるつもりはございません。

○中村鋭一君 終わります。

○委員長（福田知之君） 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

次回は四月二十八日午前十時から委員会を開会

することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月三日)

一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する
請願(第二四七五号)(第二四八五号)

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ

二四 柳沼和江外十一名

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第二四八五号 昭和五十六年四月四日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代ヶ崎二ノ九

ノ四ノ一〇八 織田晋平外十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第二五一四号 昭和五十六年四月六日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家七ノ二三ノ一

和泉田章外二千九百三十一名

紹介議員 片山 甚市君

電話のない生活は考えられないほど、電気通信事業は国民生活に不可欠な存在であるので、電気通信事業を健全に経営し、国民生活の向上や福祉の充実のために公平なサービスを提供し、国民から理解され信頼される日本電信電話公社にするため、次の事項について、実現を図りたい。

一、日本電信電話公社の収支差額は建設投資に回

わせという法律を無視し、国が金を貸してまで

公社から国庫納付金を取り上げることは、公社

の経営を不安定にし、料金値上げなどを早める

結果になるので、これをやめること。

二、電話料金は、一部の人々だけを利するような

部分的な手直しでなく、公平な料金制度にする

こと。

三、経理の公開、国民・利用者の要望や意見を十

分に取り入れ、開かれた公社事業にすること。

第二五二三号 昭和五十六年四月六日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府守口市大久保町五ノ三〇

三 深堀芳男外七百六十五名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二五二四号と同じである。

第二五三二号 昭和五十六年四月五日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 神奈川県相模原市星ヶ丘四ノ九ノ

一七 小磯理一外三千五百名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二五三一号 昭和五十六年四月六日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府西淀川区野里 足立章外四

千三百三十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二五三二号 昭和五十六年四月五日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 神奈川県相模原市星ヶ丘四ノ九ノ

一七 小磯理一外三千五百名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二五七九号 昭和五十六年四月七日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 石川県羽咋郡志賀町上棚をノ一

八 森田茂外三千九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二五八〇号 昭和五十六年四月七日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 奈良市西大寺町見町二ノ三五九

奥野克三外三千三百二十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二五八二号 昭和五十六年四月七日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府西淀川区九条一ノ一八ノ一五

國承江外四千九百九十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二五八二号 昭和五十六年四月七日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府堺市緑ヶ丘南町三ノ八七

中田正夫外九百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

請願者 横浜市緑区あざみ野二ノ二三ノ

四 小田耕鉄三千名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二六一七号 昭和五十六年四月七日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九全

脊髄損傷者連合会山形県支部内

浅野目正吾外十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第二六二二号 昭和五十六年四月七日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚一ノ九ノ一

佐山文雄外四千二百七十三名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二六四八号 昭和五十六年四月八日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 千葉県船橋市三山八ノ二二ノ一

村田仁孝外四千九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二六四九号 昭和五十六年四月八日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上郷町一、二一六ノ

一〇九 持丸末博外五千名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二六七〇号 昭和五十六年四月八日受理

電気通信事業に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市緑ヶ丘南町三ノ八七

中田正夫外九百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二七〇九号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 山口県徳山市西一の井手 福谷光

男外十名

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第二七一〇号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 福井市砂子坂町一四ノ七ノ一 鈴

木範夫外二十一名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第二七二二号 昭和五十六年四月八日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡太子町常全二七八

堂本賢一外四千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二七二九号 昭和五十六年四月九日受理

一般テレビ番組への字幕・手話通訳をう入に關す

請願者 東京都新宿区早稲田鶴巻町一一〇

財団法人全日本聾唖連盟連盟長

土屋準一

紹介議員 柄谷 道一君

一般番組におけるテレビ情報と文化が等しくう

あ者にも享受できるようにされたい。

理由

音の世界から閉め出されている聴覚言語障害者が

情報を得、文化を享受し、生活を潤いのあるもの

にする手段は、文字と手話による以外方法がない。

現在のテレビは、日常的な情報と娯楽や文化

がすべてといつてよいほど集約され、その恩恵に

浴することのできない聴覚・言語障害者は、災害時の情報源に不安をもち、娯楽や文化に対する希求心も「テレビに字幕や手話通訳がそう入されていれば」と、むなしい気持ちのあきらかめとなっている。本年は、国際障害者年であり、障害者の精神面の不安を取り除き、豊かな生活を可能にするための種々の提言がなされている。民放における一部の放映や、NHKの「聴覚障害者の時間」に依存せず、また、近く実用化されるという文字多重放送とは別な視点で一般番組への手話や字幕のそう入が実現するよう望む次第である。

第二七三〇号 昭和五十六年四月九日受理

文字多重放送のろうあ者向け利用に関する請願

請願者 東京都新宿区早稲田鶴巻町一一〇

財団法人全日本聾啞連盟連盟長

土屋準一

紹介議員 柄谷 道一君

実用化の近い文字多重放送（テレビ）の電波の一つをろうあ者専用とされたい。

理由

テレビに字幕や手話通訳のそう入をとのろうあ者の願いは、テレビが実用化されたときからの要求であり、現在民放で一部の手話通訳そう入とNHK教育番組における「聴力障害者の時間」がそれにこたえるものとして実施されている。しかし、これは放映されているテレビ情報や文化面からみてほんの一部分であり、願いにこたえるものになっていない。国際障害者年でいうところの障害者の社会への「完全参加と平等」は、聴覚障害者に対する必要な情報と文化の保障についても問われるものである。特にニュース等については、災害時の報知と避難等の生命にかかわる問題でもあるので、文字多重放送の実用化に向けての検討のなかで、ろうあ者向けの活用を優先課題とし、放送実現の暁は、全国のろうあ者の念願にこたえるものとしての実用化が図られるよう望むものである。

第二七八二号 昭和五十六年四月九日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 兵庫県多可郡加美町豊部八三五

金高清 一外四千九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。

第二七八三号 昭和五十六年四月九日受理

電気通信事業に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市高鷺六ノ八ノ二

一 矢野礼子外九百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二五一四号と同じである。